

(第二部)  
第一百五十六回 參議院總務委員會會議錄第五号

平成十五年三月二十日(木曜日)

午前十時開會

三月二十日 委員の選任

出席者は左のとおり。

渡辺秀央君  
広野ただし君

國務大臣	副大臣	總務大臣	片山虎之助君
事務局側	常任委員會專門員	總務副大臣	若松 謙維君
政府参考人	藤澤 進君		

○委員長(山崎力君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

まず、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方税法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に内閣官房内閣審議官兼行政改革推進事務局公務員制度等改革推進室長春田謙君、総務大臣官房総括審議官伊藤祐一郎君、総務省自治財政局長林省吾君、総務省自治税務局長板倉敏和君、財務大臣官房審議官石井道遠君、文部科学大臣官房審議官磥口修資君及び環境省環境管理局長西尾哲茂君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

権推進会議でも議論され、財政諮問会議でも議論され、また総務省と文部科学省との調整、簡単ではないこと聞いておるわけでござりますけれども、まず国と地方の役割分担、私は、この義務教育制度も抜本的に見直す時期が来ているのかなどということを感じておるわけですけれども、国の関与ができるだけ抑制して地方の裁量権をできるだけ拡大するという、これが基本方針だと思うわけですけれども、だからといって、国の関与全くないでいいのかということは、私はそうではないというふうに思つております。

教育のナショナルミニマム、最低基準はしっかりと確保するという、特に義務教育はそういうこと大事だらうと思うわけですが、まず、コ

委員

泉	小野	信也君
清子君	加藤	
紀文君	岸	
宏一君	久世	
公堯君	椎名	
一保君	秀善君	
文部科学大臣官房審議官	谷川	
環境省環境管理局長	局長	総務省自治税務局長
西尾哲茂君	権名	財務大臣官房審議官
権名	久世	石井道遠君
権名	久世	板倉敏和君

興石	東君	本日の会議に付した案件
高嶋	良充君	○政府参考人の出席要求に関する件
辻	泰弘君	○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
内藤	正光君	○行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査（平成十五年度地方財政計画に関する件）
木庭健太郎君	山下栄一君	○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）（閣法第二二号）
八田ひろ子君	宮本岳志君	○
広野ただし君		

具体的に教育の地方分権という観点から、この義務教育国庫負担金の問題、これも激しく地方分

す。それが地方分権の精神だと思うんですけれども、その負担の話なんですねけれども、学校教育、

特に初等教育、前期中等教育ですね、小学校、中学校について、経費をどこが負担するのかと。今のことから県にということだとと思うんですけれども、公立の小中学校というのは基本的に市町村が設置主体であると。そういう、できるだけ現場に近いところで教育も、住民、市民、保護者の意見を反映させるということから考えましたら、設置者負担、経費の設置者負担原則、すなわち市町村ということが理想の姿ではないかというふうに思うわけです。

学校教育法第五条でもそういうことが精神で書かれているというふうに思うわけですが、確かにこれは基礎的自治体である市町村をどう作っていくか、合併も今もう進んでいるわけですから、それもそれを強化する必要があるとは思うんですが、それでも、その上で今のところ国から県ということになってしまっていると思うんですねけれども、義務教育の見直しについて私は眞のみならず市町村も、という考え方が理想の姿ではないかと。市町村の体制、受皿をしっかり強化した上で、ということが前提ですけれども、これが本来の考え方ではないかと思うんですけども、この点を総務大臣にお考えをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 言われるよう、義務教育の小・中学校の設置、管理は市町村ですよ。市町村が責任を持っていると。ところが、人件費については都道府県にしているんですねけれども、これは義務教育の先生方の給与というものは物すごく、量がですよ、六兆何千億からになるわけですね、総額で。市町村は三千二百幾らありますて、まあ小さいのまでありますからね、そういう給与費の財政負担に堪えることはできると思いますけれども、ばらばらになるおそれが一つありますので、それから財政力がばらばらですから、それが一つと。

もう一つは、やっぱり義務教育の先生方でも配置は広域的にやった方がいいんですね。市町村中で、市町村の中でぐるぐるやるよりも、都道府県単位でいろんな人員配置をやった方がよろしく

うございますので、そういう意味で給与について  
は都道府県に組んでもらって、そういう任命権等  
人事配置のいろんなことは都道府県でやってもら  
うと、こういうことにしたわけですが、私は、市  
町村が、将来力を持つ市町村ができれば、その辺  
は今のままでずっとやるということについては検  
討の余地があると思います。

○山下栄一君 だから、地方税の強化でされど  
も、地方税はもう県の、都道府県の税と市町村の  
税があるわけですから、できるだけ地方自治体  
の、特に設置者である市町村の独自財源といいま  
すか、これを強化する形でこの教育の、特に義務  
教育の多様な考え方を反映させるために、住民の  
意見を反映させるために、設置者でできるだけ裁  
量できるような仕組みというのはあるべき姿では  
ないかなというふうに思うわけですけれども。  
今、大臣おっしゃった教員の配置の話ですが、  
今日は文科省も来ていただいておりますので、こ  
の教員の配置につきましても、今は特に義務標準  
法の方で非常に縛りがきつくなつておるわけで  
す。私は、先ほど申しましたナショナルミニマム  
を確保する、最低の教育水準を確保するという意  
味でルールを国で法律という形で作ることは大事  
だと思うんですけれども、今の義務標準法は余り  
にも拘束が強過ぎるというふうに思つております。  
せめて高校の標準法ぐらいの弾力化は考えた  
方がいいのではないかというふうに思つわけです  
けれども、これは義務標準法の見直しにつながる  
話ですけれども、加配措置まで含めて、教員の加  
配については障害者の観点、また様々な少人数学  
級の確保のというようなことを非常に細かくルー  
ルを決めて下に下ろすということが行われております  
ので、この加配措置についてもメニューの大  
綱化をやるべきだというふうにも思います。  
この点の文科省のお考えをお聞きしたいと思つ  
のですが、あわせてこの学級編制の基準も、県  
基準を作り、実質市町村で決めるにはなつ  
ているんですけども、これも県の縛りがきつい  
というふうになっているわけです。教員の任命権

も県が握っていると。これはお金の面が強い。市町村、一切負担しませんので、そういうことになつてはいるということも含めまして、教員の任命権も県から市町村というようなことも考えられるというふうに思うわけですねけれども、いろいろと言いましたが、この教員の配置という観点から、義務標準法も弾力化すべきということについての文科省のお考えをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(桶口修賀君) お答え申し上げます。

今回義務教育費の国庫負担制度を見直すことになったわけでござりますけれども、この際、国の責任を適切に果たしながら國と地方の役割分担、費用分担の在り方の見直しを図るという観点に立って、負担対象経費を見直しをさせていただいたわけでござります。

この負担対象経費の見直しと併せまして制度改革を行うということで、三大臣合意にもござりますように、私どもいたしましては、この義務教育に関する地方の自由度を拡大をしていこうということで、この三大臣合意にもござりますように、学級編制を一層弾力化をしていこう、あるいは今御指摘いただきました教職員配分に係るメニューを大きくくりかすことによって、地方がこの弾力的に加配された教職員の配置について適切に行っていくことができるよう、こういう教職員配置の弾力化を進めたいと思っておるわけであります。

またさらには、平成十六年度からいよいよ国立大学も法人化をするということで、それに伴いまして、私どもこの国立学校準則制の公立学校の教員給与の在り方についても見直しを進めながら、各県が教員の給与額等を自主的に決定できるようになど、こういった制度改革も進めていきたいと思っておるわけでございます。

この今回の義務教育費の国庫負担制度の見直しと併せて、地方の自由度を高めるような取組について、進めてまいりたいと思つておるわけでござります。

○山下栄一君 だから、合意事項に書いてあることはそういうことなんですかけれども、私、先ほど中心的にお聞きしたのは、義務標準法そのものをもう少し弾力化すべきではないかということについて、再度お考えをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(樋口修賀君) 私ども、義務標準法は、今第七次教職員の定数改善計画の三年度目においてよく突入するわけでございます。私どもは、少人数指導あるいは習熟度別の学級指導を通じて確かな学力を子供たちに身に付けていただくよう、今そういう教育改革を進めているわけでござります。

その裏打ちとして、私ども、この標準法と国庫負担制度というものが相まって、私どもは教育の改善を進めているわけでございまして、そういうふた法律の枠の中で、できる限りのことは私どもも弾力化を図っていきたいと思っているところでございますが、現段階で標準法の見直しということについては、ちょっと私どもとしてはそういう段階にはないと思っておるわけでございます。

○山下栄一君 この三大臣合意の一項目めに、義務教育に関する地方の自由度を大幅に拡大するということですが、そういう方向性は確認されておりますので、この義務標準法の弾力化も、私は議論、検討すべきだというふうに思いますので、これは、その点についてだけ申し上げておきたいと思ひます。

あと、今日は文教科学委員会じゃございませんので、学習指導要領についてももう少し大綱化するということ、また、教育委員会の、形式化しているこの教育委員会制度も更に活力を取り戻すとかいうか再生するというか、そういうことも大きなこの義務教育の地方分権化というテーマにとつては、大事なテーマだというふうに思ひますけれども。

総務大臣にちょっと所見をお伺いしたいんですけれども、この義務教育制度の在り方をどうするかという抜本的な議論抜きに、お金の話だけじゃ、これは内容の伴わないそういう議論になつ



○政府参考人(板倉敏和君) その辺はある程度明確にすると同時に、できるだけ実情に応じて知事が判断できるようなそういうシステムを考えております。

○山下栄一君 これは通産省でしたっけ、何でしたっけ、旧通産省、何だっけ、あ、経産省や、経済産業省との連携も大事だと思いますけれども、やはり判断基準はちゃんと用意してやるべきであろうと、非常にこれは切実な問題であると思いますので。

それから、この外形標準課税の導入によりまして、事務負担が非常に増加するということが考えられます。特に、この付加価値割でいう部分があるわけですから、付加価値割につきまして、報酬給与額、純支払利子、純支払賃貸料。納める側も自ら計算して申告しなきゃならないと。徴収する都道府県も徴収事務の複雑化、事務負担の増加、これはもう予想されるわけでございます。

この心配を解消するためにどういったことをやはり導入する側が考えるのかということ、これはきっと検討しておかなければ、電算システムの整備、それから税務職員の研修、納税者への、納める側のいろいろ相談に乗る体制、このことについての総務省のどういう配慮をしているのかということを、準備しているのかということの見解をお伺いしたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) いわゆる徴収、納める側といわゆる徴収側、両方ですね、のお尋ねでございますが、まず、いわゆる納める側の企業側、これにつきましては、これは新しい課税標準を用いることになりますので、ある程度申告事務に係る負担が生じるということは認識しております。しかし、いわゆる付加価値額、資本等の金額とともに、法人税などの税額計算に用いられる数値、例えば損金算入額とか別表四とか、様々な既存の資料、そういったものを是非活用していくかと考えておりまして、基本的には法人税などの税務申

私どもは配慮させていただいております。原告で用いられている既存資料、これを基にしておりまつた。准課税は平成十六年の四月施行ということで、特に課税局であります都道府県、ここは電算システムの整備、職員の研修、また課税マニュアルの作成、こういった諸準備が現在行われているわけでありまして、そのため対象法人に対する説明会を実施するとか、その他外形標準課税の円滑な実施に万全を期する今体制に、講じるための準備をしているところでございます。

○山下栄一君 いろんな議論の末にこの外形標準課税導入という、至ったわけでございますので、様々な心配な部分につきましてはきちっとした準備でスムーズな徴収体制をお願いしたいというふうに思います。

次に、自動車のグリーン化についてですけれども、この自動車のグリーン化は平成十三年度の税制改正で導入されたと。環境負荷の大きい自動車には課税を強化すると、また逆に負荷の少ない車には軽くするという、そういう仕組みなわけですけれども、これが当初予想されていた以上に各メーカー側の努力が進んでおりまして、技術の面でも非常に革新が進んでおるということで、予想された以上にいわゆる低公害車の普及が広がっておるわけです。当初の見込みと違う形で税の徴収が少なくなってしまったということから今回の税制で見直しをすると。ある意味じゃこの自動車のグリーン化を後退させるようなことになりかねない、インセンティブを弱めるような、そんなことがあります。また、いわゆる納める側の企業側、この二つ星はもう駄目ですよと、三つ星に限りますよ、更に三つ星だけじゃなくて低燃費というふうにして、特に軽くする自動車を対象を限定することになりますので、ある程度申告事務に係る負担が生じるということは認識しております。

○副大臣(若松謙維君) いわゆる徴収、納める側が少なくなってしまったということから今回の税制で見直しをすると。ある意味じゃこの自動車のグリーン化を後退させるようなことになりかねない、インセンティブを弱めるような、そんなことがあります。また、いわゆる納める側の企業側、この二つ星はもう駄目ですよと、三つ星に限りますよ、更に三つ星だけじゃなくて低燃費というふうにして、特に軽くする自動車を対象を限定することになりますので、ある程度申告事務に係る負担が生じるということは認識しております。

○国務大臣(片山虎之助君) これは今、この自動車税のグリーン化は平成十三年度税制改正ですね、それでのときやつてくれやつてくれということなんですが、自動車税は都道府県税收の中のかなり大きな部分を占めるんで、正直言いまして私は嫌だと言つたんです。嫌だ、嫌だ嫌だと言つたんすけれども是非やつてくれと、こういうことなものですから、それじゃ税収中立でやりましょうと、税収中立で。

今お話しのように、環境の負荷の小さい自動車はまるると。大きい自動車は税を重くすると、一〇%重くすると、負荷の大きいものは。負荷の小さいものは五〇%までまるると。それでトータルで税収中立だと、これでやつたら物すごくメーカーが努力したり技術革新をやつたんですね。それで大体どっちも二百十億か三百二十億ぐらいだろうと思つたら、七百五十億になつたんですよ、そのまるける方が。あめとむちはバランスを取らなければいけないのに、あめだらけみたいになっちゃつて、むちの方は三百十億なんですね、増えたのが。マイナスが七百五十億になつたのですから、これは本来の税収中立ということで約束したんだから、ちょっとそこは考えてくれと。そこでまた税収中立に戻しますと、低公害車と、三つ印というのがあるんですね、今環境省がやつていながら、ちょっとそこは考えてくださいと。そこでまた税収中立に戻しますと、低公害車と、三つ印というのがあるんですね、今環境省がやつていながら、ちょっとそこは考えてくださいと。そこでまた税収中立に戻しますと、低公害車と、三つ印というのがあるんですね、今環境省がやつていながら、ちょっとそこは考えてくださいと。そこでまた税収中立に戻しますと、低公害車と、三つ印というのがあるんですね、今環境省がやつていながら、ちょっとそこは考えてくださいと。そこでまた税収中立に戻しますと、低公害車と、三つ印というのがあるんですね、今環境省がやつていながら、ちょっとそこは考えてくださいと。そこでまた税収中立に戻しますと、低公害車と、三つ印というのがあるんですね、今環境省がやつていながら、ちょっとそこは考えてくださいと。そこでまた税収中立に戻しますと、低公害車と、三つ印

い、インセンティブを弱める、そういうふうな制度の導入ではないかという懸念が広がっております。ということで、過大な負担にならないようになります。

○山下栄一君 そういうことなんで、都道府県税だけに、おまえやれって。みんなやつたらいいんですよ。そういうふうに考えております。

○山下栄一君 そういう意味じゃ、自動車税は県税でやる重量税の方を配慮すべきだというふうには思いますけれども、

環境省にお聞きたいんですけども、このいふうなことになつてくると、自動車の、今、低公害車を大々的に取り組もうというようなことを総理自らおっしゃって、公用車も全車何年度までに全部とくふうなこともあるわけです。それにも影響を与えかねない話なんですけれどもね。

私は、環境省としても、この問題は要するにグリーン化を、自動車のグリーン化をとすれば後退させるようになつてしまふ、かねない。もう一歩、今むちとおっしゃいましたけれども、そういう規制を強化するということも併せて、すべての自動車の、日本で走っている車を環境配慮型にするようなルール作りも、税の配慮という観点ではなくて、大臣はむちとおっしゃつたわけですけれども、そういうことも併せてやらないと、これは環境行政としても大きな影響を与えるものではなかつて、大臣はむちとおっしゃつたわけですけれども、そういうふうに思つてますけれども、この点の取組をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(西尾哲茂君) 今の御指摘でございますが、まず自動車税のグリーン化につきましては、十三年度から実施していただきました内容、大変効果がございました。軽課の対象になるきれいな車というのにつきましては、昨年四月から九月までの間で登録された車百八十六万台中約百七十万台と、過半にそういうものの、軽課される対象がなるというふうに効果を上げたわけでございましたが、これがなかなかんじやないかと、こういうことなんですが、本当はむちだけでもあるんですよ。あめをやつて加速させているんですね。だから、そこは私は税収中立に戻しても十分あめとむちの

バランス作用はあると、こういうふうに思います。それで、本来、あめがなくてむちだけでもかなりそれが進むんですよ。

○山下栄一君 そういうことで、今まで一つ星、二つ星というレベルのものについて非常に効果が上がったわけでございましたが、十五年度税制からは三つ星車

ざいますが、更に高い目標を追求していくということは非常に環境対策上も良いわけでございまして、そういう三つ星、更に高い目標を達成した車に優遇をしていただくということありますので、非常に効果のあるものではないかと思つております。

さらに、燃料電池車といった新しいものにつきましても対象に加えていただくということをしているわけでございまして、こういうことで、これから三つ星車など、より高い目標に向かった自動車にシフトしていくということで、引き続き大きな環境改善効果が得られると思っております。

それから、これだけではなくて、いろいろなことを組み合わせて、より自動車をクリーンにしていくべきだという御指摘ございました。これにつきましては、平成十七年度から新車につきましては世界でも最も厳しい新長期規制といふ排ガス規制をひくことにいたしております。それから、現在大都市地域におきましては、自動車NOx・PM法ということことで、その地域で使用の本拠を有しております自動車につきまして、古い車につきましてはよりきれいな基準に合う自動車に買い換えていただき等の規制も行つております。

そのようなことでございまして、これらも見合わせまして、十七年度から始まる新長期規制といふことで更に一層の高いレベルに向けていくわけでござりますので、これに合わせて自動車排ガスによる環境負荷の低減、性能のいい車が普及していくインセンティブというようなものにつきましては、これらも関係省庁とも相談しながら多面的に検討してまいりたいというふうに思っております。

○山下栄一君 関係省庁と連携しながらやらざるを得ない面があるわけですけれども、今、例えば三つ星、新しく車を作る場合には、今、三つ星と言われている基準、これについては環境配慮しようということですから、税についても。だから、新しく車をメーカーが作るときには、三つ星以上の車でないともう駄目だと、それより環境負

車の大きい車は生産できないと、こういうルール作りも考えられるというふうに思うんですよ。

これは環境省だけではできない話でしうけれども、これは渋滞などの社会的な費用をもたらしています。こうすることを今おっしゃったんでしようかね。

○政府参考人(西尾哲茂君) 現在の三つ星の車、

これはおおむね現在の規制に対しまして規制を七五%以上上回ったきれいな排ガス清浄の車といふことでございますが、平成十七年度から始まります新長期規制は特にディーゼル自動車のクリーン化ということを考えております。例えば重量車

のPMといいますか粒子状物質につきましては今より八五%もカットするような、そういうより厳しい新車の規制をひいていこうというふうに考えて実施しているところでございます。

○山下栄一君 ガソリン車についても、今、私は申し上げたようなことも積極的に、それはまあろん調整は必要でしょうけれども、それぐらいの迫力でやってもらいたいというふうに思います。それで、財務省にお聞きしますけれども、先ほどおどりちょっと触れましたけれども、国税でやる、自動車のね、自動車重量税、これは国税なわけですね、これを一部今回地方に譲与する比率を高めるが、これを一部今回地方方に譲与する比率を高めます。そのため、自動車重量税そのものにも税のグリーン化がござりますので、自動車重量税の抑制化、こういうことを併せてやりやいいんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○政府参考人(石井道遠君) 今、先生から御指摘がございました、自重税にもグリーン化税制と申しますけれども、この二酸化炭素排出の抑制という要請にも結果としては沿った面もあるというふうに考えております。

○山下栄一君 自動車重量税についても、環境配慮の観点から促進するような配慮をするというふうに思いますが、また環境省とよく連携取りながら、環境省も負けないように頑張っていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

ありがとうございました。

今御指摘がございました国税でございます自動車重量税、これは申し上げるまでもないわけですけれども、自動車の走行が道路の損傷ですか、あるいは渋滞などの社会的な費用をもたらすために昭和四十六年に創設されたという経緯がございます。これを踏まえまして、現在、自動車の重量に応じた税負担というものを求めているわけ

はござりますけれども、主として道路財源を賄うために昭和四十六年に創設されたという経緯がございます。これを踏まえまして、現在、自動車の重量に応じた税負担というものを求めているわけ

でございます。

このような自動車重量税の課税の経緯あるいは低公害車でございましても、道路の損傷等の社会的コストという点では依然として発生するわけございまして、重量に応じた税負担を求めるという考え方が適切ではないかというふうに考えております。

また、今のそういう税の考え方の中に新たに燃費基準というものを取り込んでいくことが税の趣旨に照らして果たしてどうだろかというようなことから、私どもとしてはやはり慎重に検討すべきものではないかと考えております。

なお、車両重量が重い車ほど燃費が悪いという傾向がございます。したがいまして、現在の自動車重量税も御承知のとおり重量に応じた課税の仕組みを取つておりますので、結果としてではございませんけれども、この二酸化炭素排出の抑制という要請にも結果としては沿った面もあるというふうに考えております。

○國務大臣(片山虎之助君) そうですね、国税との絡みでは、例えば配偶者特別控除の上乗せ分の廃止とか、あるいは金融・証券税制絡みもありますけれども、地方税プロパーとして考えれば法のポイントではないかと思っていますが、そのよう理解してよろしいかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) そうですね、国税との絡みでは、例えば配偶者特別控除の上乗せ分の廃止とか、あるいは金融・証券税制絡みもありますけれども、地方税プロパーとして考えれば法のポイントではないかと思っていますが、そのよう理解してよろしいかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○奥石東君 私も久しぶりに質問をさせていただきたいと思っています。

私の質問の間だけは片山大臣にてほいな

と、こう思つていてますけれども。

○奥石東君 私も久しぶりに質問をさせていただきたいと思っています。

私の質問の間だけは片山大臣にてほいな

ら、その一環にもつながるものだううと思ひますので、なぜ今導入なのか、どのくらいの効果があるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君)この外形標準課の導入はシャウプ勧告以来の懸案でございまして、御承知のように昭和二十四年からなんですよ。ずっと議論してきましたね。いいところまで行くんですが、なかなか実現できなかつた。特にこの四、五年、政府税調でも与党の税調でも大変な議論をやつて、早期に導入を図ろうということですと決めてきましたよ。かなり議論が熱してきたんですね。

そこで、もう四年も五年も議論したものをつけたまでも先延ばしできないんで、決着を付けようじゃないかと。それから、政府税調に対しては總理からの指示もありまして、政府税調はもう導入しろとはっきり書きましたし、与党でも大議論が御承知のようにありますて、結果としては、それでやこういう景気の状況ですから、特に中小企業が大変な問題がありますので、資本金一兆円を超える法人だけを対象にしようと――一兆円じゃありません、一億円超です、一兆円じゃなくて一億円超の企業を対象になると。それから、外形標準も十五年度からじゃなくて十六年度の、一年準備期間を置いて十六年度からになると。しかも四分の一だと。四分の一ですからね。こういうとにかくある意味ではトライアル的な導入をやってみようということでみんな合意したわけなんです。

だから、正に奥石委員言われるように、中途半端と言えば中途半端なんですよ。まずこういうことで導入して様子を見ようと、こういうことですけれども、関係者にとりましては、特に全国知事会や議長会や地方六団体にとっては悲願が成ったと、完全ではない形でも不完全でも導入できたり。これは大変皆さん喜んでおりまして、そういう意味で、私は、中途半端のそしりは免れないんだけれども、私としては大きな前進だったなど、こういうふうに思っております。

○奥石東君 今、大臣がトライアルという言葉も使ひながら、自ら四分の一という形で導入をしていった、中途半端だと、そのことが象徴した言葉だと思いますが、しかしながら、今最後に言わわれた知事を始め六団体がこれを歓迎しているんだと。ということは、裏を返せばこの地方財政の窮迫を何とかしてくれよと。

もうあれですか、地財計画を見ても八十六・一兆円、歳入歳出で、そのうち税収不足が十七・三兆円ですか。それで、年間で十七兆円を上回る財源不足と。しかも、十五年度末にはこの借入金で補てんをしているんだけれども、その残高が百九兆円。もう二兆百兆にも達する。

こういう大変地方の財政のピンチの中で、とにかくこの外形標準課税という勇気ある決断をしてもらつたことは歓迎すると、こうやり取りがあつたというお話をですが、これもそれもやっぱり地方分権をうたいながら肝心な財源の保障がない、確立がない、地方税の充実強化を言われても何らかの手立てがないというところにこの地方三千二百の自治体は苦悩をしている。それにこたえた、そういうふうに私もとらえていますので、これ賛成派の両論ある中で、それはそれなりの理解をしたいと思います。

そして、このことばかりやつていると時間がなくなるので、もっと中身に入りたいわけですが、この辺はその辺にしたいと思いますが、

地方分権、地方でできることは地方で、国との間与を縮小し、できるだけ少なくしていくという、時の流れに従つて。それをするために三位一体の改革が必要だという片山プランも出てきているだろうと思う。その三位一体の改革ももう既にかなりの時間的経過があつて、この経過を一々お伺いすると時間がありませんから、六月をめどにこわねをまとめていくんだと言われているんですが、今現状、どのようになつてしているのか。

○國務大臣(片山虎之助君) この三位一体を最初に私どもの方から提案したのは去年なんですね。去年の六月の経済財政諮問会議で正式に決めてま

らって、閣議決定もしたわけです。三位一体一体の改革は、輿石委員よく御承知のように、国と地方の今税源配分が良くないというのが、基本的な我々の発想なんです。仕事は六十何%もやっているのに税を四〇%しかもらっていない状況は、これは直さなきやいかぬと。本来六十何%もわざにやいかぬのですけれども、取りあえずは六対四を五対五に、半々にしてくれと。しかし、それでも七兆円近い税源移譲ですね。

地方分権一括推進法が、あれ二年前、三年前ですか施行になりました、権限や何かの方はかなり前進を見たんですよ、あるいは国の関与の縮小も実現したんです。ただ、税財源の方が私は残っているんで、この機会には非その税源移譲をやろうと、これが三位一体なんですね。

ただ、国の財政も、輿石委員、数字だけからいふと地方よりずっと悪いんです、国の方が。地方は百九十九兆ですよ、累積の借金が。国は四百何十兆ですからね。五百兆に近いわけで、両方合わせると七百兆で、余り威張れませんけれども、どっちが借金が多いんだと、一つも威張れませんけれども、そういう状況の中で大変抵抗があるわけです、正直言いまして、国の税務当局、財政当局は。

しかし、これをやらないと本当の地方分権にならないではないかと。そこで、今年の夏までに改革工程表を作ろうと。これは総理の指示でもござりますし。そこで、経済財政諮問会議で議論を始めようとして、こういうことになっておりまして、恐らく四月ぐらいから本格的な議論に入ると。事務的にはいろんな今話合いをやっておりますが、これも御承知のように、総論は賛成でも各論になりますて、この補助金をやめるとか、これは半分にするとか、まあこれなかなか大騒動で、国会議員の先生方も御関心がおありますけれども、これが大騒動に私はなると思いますけれども、しかし道筋を付けないと、いつまでも地方が国に頭を下げて補助金をもらう、負担金を増やしてもらな

じゃ本当の私は地方分権、地方自治にならないと、こう思つておりますので、夏までに本格的に議論を深めて道筋を是非付けていきたいと、こういうふうに思つております。

○**奥石東君** 大臣は、やっぱり地方のとにかく財政基盤を拡充強化をしていくという視点で頑張つておられる姿には敬意を表したいと思います。

しかししながら、その国庫負担金、補助金、こういうものの整理合理化、廃止というような方向と地方税の見直しと、一番厄介なのが大臣自身も認められている財源移譲、これをなかなか国が手放さない、財務省とのあつれきもある、こういうことだと思つわけです。

大臣は、言うまでもなく地方立派な団体、先ほどから教育を大事にできない知事はいないだろう、するだろうと。その点については山下議員と私ちょっとと見解が違いますから、後ほど質問をさせていただきますが。

そこで、その財源移譲、これについてどうなんですか、見通しは。

○**國務大臣(片山虎之助君)** 義務教育の場合には、後ほど御議論いただくと思いますけれども、これでは、結局、補助金、負担金が減るものがある場合には地方特例交付金と地方交付税で措置したんですね。それは、ある程度この補助負担金の整理合理化の額が兆円単位にならないと、**奥石委員**、何兆円にならないと、もう一回一回税源移譲なんかできませんからね、税制の安定性からいうと。

そこで、我々は、年末の閣議了解でもそうなつておりますが、何兆円規模の国庫補助負担金の整理をやった段階で税源移譲をやると、ためておいて、その場でつなぎで地方特例交付金と交付税で運営していくと、こういうことでござりますので、これやめて財源の保障しないと、地方は全部そんなもの要らないと言うに決まっていますよ。我々も税源移譲のためにやるんですから、税源移譲につながらないならもうやめた方がいい、もうこんな大変なことは。ただ、税源移譲やるまでの

つなぎは地方交付税なり地方特例交付金でやる。こういうことで、財源手当ては義務教の場合には、義務教だけではない、福祉も道路もありますぐれども、道路は自動車重量税を一部もらいましてので、そういうことで財源手当てはしっかりしてまいります。

○奥石東君 その義務教育国庫負担制度や金の問題はまたちょっと後で行きたいと思いますが、私はこの税源、財源移譲をあえて繰り返し御質問をさせていただくのは、今、地方分権を推進していくために、やっぱり市町村合併、これも視野に入れてないと、国から地方へ、地方でできることは地方政府で任せていきたいと、こういう国の政策なり、地方分権推進委員会から改革推進会議とこう名前が変わつて今きているその流れから言えばそのとおりだと思う。

そこで、市町村合併について若干質問をさせていただきたいと思いますが、「言うまでもなく、この市町村合併については、最近、自主的合併から強制的な合併に変質しているのではないか」という報道や批判や言われ方がありますけれども、そんなことはないでしょうね。

○國務大臣(片山虎之助君) それはありません。

それは、奥石委員、昭和の大合併、明治の大合併は大分前ですね、百十年前で、五十年前の昭和の大合併と比べてみてくださいといいんです。よ。あれは国や県が合併計画作つたんですよ。それで、嫌だとしても、強制的にと言つたら語弊がありますが、住民投票にかけて決めたんですね。今回は、国や県にはたたき台は作つてもらいました、合併の。パターンという、たたき台は。しかし、それ以上、それによってやれとかなんとか言つていらないんで、ただ、合併特例法で優遇措置を並べて、合併をしたらこういう優遇が受けられますよ、しかし、これは十七年の三月で打ち切れますと、こういうことを言っているんで、心理的にそれが強制と受け取る人はおるかもしませんね。しかし、強制じゃありませんよね。どうぞ

います。

○奥石東君 精神的な圧迫はあっても強制しているつもりはない、こういうお話をすから、じゅうっともう少しこをお聞きしたいと思いますが、これはもう平成十年に、第二十五次の地方制度調査会で町村合併はすべきだと、こういう答申を受け、それは住民の声を反映しながら自主的合併を進めていますが、私に合併を進めたいこういう基本がそこで確認をされたはずであります。

そして、その翌年の十一年には、先ほど大臣自らも言されましたように、地方分権一括法というものが成立をし、市町村合併特例法を改正をし、合併特例債を新たに作ったという流れがあると思ひます。そして、合併のための財源措置も明らかにした。

しかし、今お話をあつたように、これは平成十七年ですか、あと二年で期限切がれる。これが失効をする、この法律は、変えないと。そこまで強制ではないと裏付ける何か証拠がありですか。強制ではありませんよと聞こえるようになつてゐるかどうか分かりませんけれども、相当焦つていてますよ、三千二百の地方自治体。それを

○國務大臣(片山虎之助君) いや、それはあれであります。

それは、西尾先生は御承知のように地方制度調査会の副会長なんですよ。それで、会長なり、会長が諸井さんという前の地方制度調査会の委員長さんですね。諸井会長や松本という小委員長に頼まれて、たたき台を作つてくれといつて出したのが西尾私案なんですね。これは、簡単に言いますと、十七年三月までは合併をいろいろ推進します。しかし、その時点でも小規模な町村がまだ相当残るでしょうと、西尾先生は。そこで、それからある一定の期間は更に第二次合併の推進をやります、一定の期間。そこで、第二次合併の推進が終わつたときで、それでもふぞろいになるんなら、例えば、数は西尾先生言つていませんよ、一万人とかなんとかと世上言われておりますが、〇〇人以下の町村については、これは権限を移譲しようと思ってもそれだけの能力がないことが多いから、そこで仕事を与え場合に、その小規模な町村ではできないでしょもつと。我々は永遠に続けるべきだところ思つています。優遇措置は切れますが、仮に十七年の四月以降、何らの法的措置を取らないと合併の障害になる、優遇じゃないけれども、むしろ障害になりますよ、そういうことがありますんなら、それについては法的措置は検討しますということを私は申し上げて

あります。

すと、こういうことを言つていますのと、これはあるいは後で御質問の予定があるかもしれません。が、合併の意思決定をしたら、手続がかなり掛かるんです、期間が。手續が残つても、優遇措置が受けるように法律改正は検討します、次期以降の国会に出させていただきます、こういうことは今申し上げているわけであります。

○奥石東君 それではひとつ、精神的圧迫なのかどうか、その最たる材料として、これもマスコミ等で報道されていますが、昨年の十一月に地方制度調査会、調査小委員会というのがあると思いまが、これはもう平成十年に、第二十五次の地方制度調査会で町村合併はすべきだと、こういう答申を受けて、それは住民の声を反映しながら自主的合併を進めたいこういう基本がそこで確認をされたはずであります。

そして、その翌年の十一年には、先ほど大臣自らも言されましたように、地方分権一括法というものが成立をし、市町村合併特例法を改正をし、合併特例債を新たに作ったという流れがあると思ひます。そして、合併のための財源措置も明らかにした。

しかし、今お話をあつたように、これは平成十七年ですか、あと二年で期限切がれる。これが失効をする、この法律は、変えないと。そこまで強制ではないと裏付ける何か証拠がありですか。強制ではありませんよと聞こえるようになつてゐるかどうか分かりませんけれども、相当焦つていてますよ、三千二百の地方自治体。それを

○國務大臣(片山虎之助君) いや、それはあれであります。

私はこの中身がよく分からんんで、大臣にこの際、この西尾私案というものはどういうものなのか、何をねらつてあるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(片山虎之助君) 西尾先生は御承知のように地方制度調査会の副会長なんですよ。それで、会長なり、会長が諸井さんという前の地方制度調査会の委員長さんですね。諸井会長や松本という小委員長に頼まれて、たたき台を作つてくれといつて出したのが西尾私案なんですね。

これは、簡単に言いますと、十七年三月までは合併をいろいろ推進します。しかし、その時点でも小規模な町村がまだ相当残るでしょうと、西尾先生は。そこで、それからある一定の期間は更に第二次合併の推進をやります、一定の期間。そこで、第二次合併の推進が終わつたときで、それでもふぞろいになるんなら、例えば、数は西尾先生言つていませんよ、一万人とかなんとかと世上言われておりますが、〇〇人以下の町村については、これは権限を移譲しようと思ってもそれだけの能力がないことが多いから、そこで仕事を与え場合に、その小規模な町村ではできないでしょもつと。我々は永遠に続けるべきだところ思つています。優遇措置は切れますが、仮に十七年の四月以降、何らの法的措置を取らないと合併の障害になる、優遇じゃないけれども、むしろ障害になりますよ、そういうことがありますんなら、それについては法的措置は検討しますということを私は申し上げて

あります。

そこで、この十一月の西尾私案につきまして、現在、第二十七次地方制度調査会、ここでいろん

ていたくための一つの論点みたいなものを三月の十一日に提示させていただいておりまして、現在、そのたたき台又は論点を基に引き続き議論がなされている、こういう状況でございます。

これかなり細かい、詳しい話が、いわゆる事務分配特例方式、また内部団体移行方式、こういった二つの具体的なことが提示されているわけであります。が、いずれにしても、今議論の進行中でございまして、私どもとしては、しっかりそういった議論を踏まえて、今後も検討に引き続き努力して

まいりたいと考えております。  
○奥石東君 今の副大臣のお答えですと、こういうふうにとらえていいですか。その新たな自治体組織というのは住民自治というものをきちっと明確にしていくために作るものであって、これは西尾さんの私案だから、これをたまき台に今論点整理をしているということですね。これからその新しい自治体の性格やなんかもより明確になってきて、その今は協議の中途であると、そういうことですか。

〔副大臣（若松謹輔君）御存じの憲法九十一条で、

しょうか、たしか、地方自治の本旨というところ  
で、いわゆる地方自治の在り方は具体的にどうあるべきかという一つの法的な流れの中で、現在のいわゆる少子高齢化、又は地方自治体に対するいわゆる高度なニーズ、また多様なニーズと、それにはどう対応していくかという観点から様々な議論がなされ、合併特例法等も存在すると。

そういう中で、いよいよ平成十七年三月というもう一年後を踏まえて、実際に法定協議会又は任意協議会は全国三千二百自治体の過半数を超える自治体が検討していただいているということで、さらに各自治体も本当に今後どういう自治体になるのか。市町村合併が広がり、基礎的自治体が大きくなると、じゃ、それぞれの住民のアイデンティティをどう確保するかとか、そんないろいろ

に、当時の与党行政改革推進協議会、ここで今後の市町村合併どうするか、そういう議論がありまして、私、その十三人のうちの一人のメンバーでありまして、当事者でもございました。そこで、じゃ具体的に、先ほど言いましたように強制合併ではない、合併特例法はある、そういう中で、じゃ本当にこれから、先ほどの少子高齢化又は住民ニーズの多様化、行政基盤の強化等に対応するには、いわゆる自主的合併と言ながらも何ら目標なり設定しなくていいのかどうかという問題提起が与党側から出されて、私もその出した一人でございます。その議論の結果、いわゆる三千から千というのは、これはいろんなところで議論がなされておりまして、そこで平成十二年に入り、今後、市町村合併後の自治体数を千を目指す、こういう与党側の合意に基づいて、それを

そこで、この間、与党の政策責任者会議の中で、ちょうど選舉政策じやあるまいし、将来的には三百の自治体にしたいと三千二百を。当面干ぐらいにするか、こういうお話だと思いますが、この千とか、三千二百の団体を、地方自治体を干にするとか三百にするとかという根拠は何ですか。

基に総務省が、じゃ具体的にどういうふうにできてるかというような流れになつてゐるわけであります。

また、特に三百という数値、これは自由党さんが具体的に選挙政策におきまして地方公共団体再編の目標数値と認識しております、これもその前段となる新進党時代にも出された政策でもあります。

いずれにしても、この千の根拠ということございますが、大きく二つあるかと思います。まず一つは、昭和の大合併、これにつきまして

は約一万あったものが市町村三千になったとう、約三分の一に減少いたしました。現在、こういった歴史的な段階を踏まえて、現在の三千二百からやはり千ぐらいが一つの目標としていいんではないか、そんな議論がありました。

主的な合併でというようなものに合致しない。そしてもう一つ、時間がないからはしょって言いますが、ずっと聞いていると、交付税改革でむちを与え、さっきもむちとあめという話がありましたが、財政支援といってあめを与えていると、これはこういう新聞報道もあります。そして、市町村を千にするとか三百にするという根拠もあいいだと。平成の大合併だと、こういう歴史的な言葉を使っている。しかし、そこには地域づくりの基本である、どういう社会を、どういう地域をつくっていくかという理念や目標がない、そう思いますが、この点についてお答えいただきたいと思います。

○副大臣(若松謙維君) 先ほど三百と、これはいわゆる、特に自由党さんの具体的な政策がありますので、そういうものがあるという趣旨で御紹介した次第でございます。

いずれにしても、この千というところの、いわゆる地域の実情性、そういう観点からのやっぱり一番の議論は、何といっても都道府県それぞが合併パターンを作ったいわゆる先ほど言いました千百四十から六百十二と、そこら辺の議論の中での一つの千という議論があろうかと思います。そういった議論というのは、いろんな議論、合併に関する議論の中での極めて真ん中というか、中道というか中庸というか、そういった議論と理解しておりますが、私どもそれを一つの参考材料として、今、市町村合併を進めているところでございます。

○奥石東君 規模とか効率性だけを求めて市町村合併はできない、こんなことは繰り返しこの委員会でも意見が開陳されていると思いますが、私は、そこで一つ初步的な、大変、質問をさせていただきます。

私は山梨なんですね。お隣は神奈川。山梨と神奈川をちょっと比較してこの町村合併の在り方にについて議論をいただきたいと思いますが。山梨の年間予算は、簡単に言うと大体五千億を切っています。人口は九十万を割って八十八万人。面

積は四千五百平方キロメートルとかなり広い。しかし、御案内のように山間へき地、ほとんど盆地がちよと平らになっているだけで、そういう環境にあります。お隣の神奈川は、県予算は一兆五千億、簡単に言えば山梨の三倍。人口は八百五十万人、山梨の十倍。面積は二千四百平方キロメートルですから、うんと極端に言えば半分の面積で、山梨の、神奈川は十倍の人が住み、県予算は三倍です。こういうことが言えると思う。これだけ違う、県によっても違う場合に、そして市町村は、うちの方は六十四市町村と言いましたけれども、先日一つ合併がありましたから六十三になりました。そして、この四月からは、間もなく日本で初めて片仮名の市が生まれたと喜んでいます。南アルプス市、こういう名前で誕生してきます。そして、神奈川はそれに比べると二十七ですかね、市町村が。そうすると、イメージが出てくると思う、山梨と神奈川のイメージが。それは、余り合併しなくとも、また合併するにも簡単にいく。一時間も車に乗れば神奈川県ではほとんど回れる。

そういう状況の中で、もし三千二百、先ほどありました十七团体、今現在あるそうですが、それを、今の政令都市を除けば、それを人口で割れば、単純に、千にした場合は十万人、三百にしました。その単位が三十五万という数字も出てくる。そういうことから、どのぐらいの規模にしたらしいのかな。規模や効率だけで、そして県予算から見れば、やはり十倍の人口を三倍だけの予算で賄える、それだけ効率はいい。効率という点だけ考えればそういうことが言えるでしょう。

しかし、私の住む山梨の早川町というところは、六十四市町村の中で最も広い面積を持つ場所ですけれども、人口は千七百人ぐらいしかいません。そして、その町長は昨年の三月に、この町は合併をしないという方針を決定をしたと。なぜなら、その町に入る、それから向こうへ出るまで四十キロにわたってある。そして山台いですか

ら、隣の村へは一回国道へ出なければ迂回はできません。そういうところに住む人たち。これを、がちょっと平らになっているだけで、そういう環境にあります。お隣の神奈川は、県予算は一兆五千億、簡単に言えば山梨の三倍。人口は八百五十万人、山梨の十倍。面積は二千四百平方キロメートルですから、うんと極端に言えば半分の面積です。

○副大臣(若松謙雄君) 実は、その早川町の町長は、結論としてやはり合併はしないということでも議論と一緒にいたしました。そこで、町長に対するは、私どもとしては、こういう過疎地域に對してはしっかりとやはり行政サービスは提供することができますが、私どもとしては、こういう過疎地域に對してはしっかりとやはり合併はしないということでも議論は必要ないと思います。しかし、御存じのように、委員もおっしゃったように、地方が十数兆円のいわゆる実質的な赤字と。こういう面積は大変広いかも知れませんが、首都近郊になるとある意味で一町内会というか、その人口にも匹敵すると。そういったところに、じゃ、これは私の考え方にもなるかと思いますが、果たして首長なり議会が本当に必要なのかどうか。それより今までの制度が果たして維持されなければならないのか。それは財源が豊かであれば、単純に、千にした場合は十万人、三百にしました。その単位が三十五万という数字も出てくる。そういうことから、どのぐらいの規模にしたらしいのかな。規模や効率だけで、そして県予算から見れば、やはり十倍の人口を三倍だけの予算で賄える、それだけ効率はいい。効率という点だけ考えればそういうことが言えるでしょう。

○奥石東君 若松副大臣、大変なことを今おっしゃったと思いますよ。

いいですか、あなたは今、行政サービスはきちんとしなければいけない、最後に、住民自治もきちんとやっていく、そして、しかし千七百人といふ人数は一町内ぐらのものだ、そんなところに議会が必要かと、こう言つたんです。

あなた、もう一回、そういう認識でいいですか。

○副大臣(若松謙雄君) そういう議論もあります

ということを私は言つたつもりです。

○奥石東君 そこには最大限の支援をしていかなければいけないと、このように考えております。

しかし、御存じのようによく千七百人、それは

面積は大変広いかも知れませんが、首都近郊にな

るところとある意味で一町内会というか、その人口にも

匹敵すると。そういったところに、じゃ、これは

私の考え方にもなるかと思いますが、果たして首

長なり議会が本当に必要なのかどうか。それより

入して民主主義を確保して、さらにこういった千七百人のいわゆるアインティティーとか、また細かい、きめ細やかな住民サービスをどのように提供すべきかどうか、やっぱり新しい議論も必要ではないかと。そういう考え方も踏まえて、例えば西尾私案のやつぱり新しい議論も必要ではないかと。そういうふうに考えております。

○奥石東君 私は、やはりこの千七百人の方々は、こういう場所ですから、ほかよりも一層高齢化は激しい。今でも役場へ行くのに、お年寄りが多いわけですから、自分で運転できない、片道千五百円のバスへ乗つて一時間近く掛からなければ役場へも行けない、こういう実態。診療所も遠い。設備が完備している病院などははるかに遠くなっている。これを単に合併して、ますます役場や郵便局や病院が遠くなる。そういう話になつたら、早川町へは人間が住むなど、こういうことを言つているのと同じ、等しいということを言つてゐるのと同じ、等しいと言えてくるわけです。

○副大臣(若松謙雄君) その辺はきちんと、合併したてもできないといふ事情にあるといふ認識を持たなければいけないと、私はそう思うんですけども、副大臣、その辺はどうですか。

○副大臣(若松謙雄君) 委員の御意見はもっともだと思います。私も早川町長ともお会いさせていただいて、大変すばらしい人間性を持った方でございました。私は、最後に、夕焼け小焼けという童謡が大好きなんです。夕焼け小焼けで日が暮れて、山のお寺の鐘が鳴る、お手々つないで皆帰ろう、カラスと一緒に帰りましょうと。そんな歌は知つてゐるよとみんなお笑いになるかもしれない。そういうおらが村、おらが町。そして、教育基本法の議論もあるでしょう。日本の伝統と文化を守つていかなければいけない、五十年使つた基本法にはそういう欠陥がある、こういう話ですから、それを残

すのに、こういう早川町のような町をなくしていくのかという話になりますか。そういうことを考えていただきたいということを最後に申し上げまして、あと五分になりましたので、先ほど義務教育国庫負担のお話をありましたので、ここだけちょっと大臣に。

義務教育は大事だ、山下議員と私がちょっと認識が違います、考え方方が違いますと冒頭申し上げたのは、私は、義務教育国庫負担法というものがあって、義務制の教員の給与の二分の一は国でどんなんことがあっても責任を持つてやりますので、教育に専念をして、教育は人にありという言葉もあるんだから、しっかりと教育をしてくださいよと、国の責任において義務教育を行うという発想は、理念はどんな時代になつても変わらないと思いますが、その点はいかがかということ。

この間、大臣は、高校の教員と警察官との比較をして、高校では標準法だけで国庫負担をしていない、だから、それで間違いなくやっているんじゃないか、警察官は全額一般財源化しているんだ、だから一般財源化したて心配要らないんだよ。この二つの例を出して、だから、数兆円の補助金や負担金を、小泉総理から、早く六月までに削除しろよと、それが五・五兆円の片山プランじゃないですか。

その二つの比較で、義務教育国庫負担法も要らない、国の負担もしないということになるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 私は、義務教育はやっぱり根幹的な教育制度ですから、国の責任で仕組みを作る、国がきっちりお金の財源の手当をする、これは必要だと思います。これは必要。ただ、国の責任というと、それじゃ、学級編制や教職員の配置でがんじがらめに国が全部画一的に押し付ける必要はないんですよ。基本は決めて、あとは地方の事情に応じて地方の自主性を尊重すべきなんですよ。そこがない、今の文部科学省には。だから、それは改めてもらわにやいかぬと私は言っています。

それから、全部補助金を二分の一で、三兆五百億ですかなんかも出さぬでも、それは交付税でもできるし、税でもできるので、組合せをいろいろ考へるといふこともあるではないかと。それはしっかりと地方財政計画というもので全部見るんですから、面倒を、いつまでもそれにこだわる必要はないではないかと、私はこういうことを言っているので、結局、国が責任を持つんだけれども、地方の自主性も認める、それから財源の手当は多様な、いろんな組合せを考えていく、こういうことが必要ではないかと、こう思つております。

警察官は、定数は国が決めるんですよ。これは全く的一般財源ですよ。それで全く支障がないどちらか、実際は政令定数は増えているんですけど、その点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 私は、義務教育は標準法でびしょっと学級編制や教職員の定数の基本は決めて、これは交付税ですよ。だから、そこは私は同じようにしろとは言わぬけれども、いではないかと、こう思つております。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でござります。

まず、今回の審議に当たりまして、総務省から配付されている資料だと思うんですけど、平成十五年度地方税制度改革案要旨というペーパーを配付していただいていると思うんですけども、

○辻泰弘君 もう時間が来ましたから、最後に。ちょっとと気になります。御心配なくと、こう言つたわけですけれども、心配になるんです。

これはなぜかというと、今、大臣は、警察官は政令で、国で定員も決めているんだ、教員をそういうことをしては駄目だ、文部省はそういうことをがんじがらめに学級編制も教員配置もしているからけしからぬと、こう言つたわけです。だとすれば、国で教員の定数を決めるという発想になると、それは矛盾しませんか。

○国務大臣(片山虎之助君) いや、だから、教職員の定数は、これは国で基本は決めて、基本は決めると言つているんですよ。だから、それを例えれば、配定数といつたら、奥石委員、おかしいと思つますけれども、配定数といつても、これに使え、これに使えと指示しているんですよ。そんなものは自由に使わせたらいいんですよ。

それから、四十人学級が國の方針なら、うちは三十八人でありますというところがあつてもいいです、四十二人でやらせてもらいますと。その余った定数は、例えば四十二人にしたらそこは余るわけですよ、それはこういうふうに使いますと。それを県の教育委員会や知事に任せて、心配でしようがないと、はしの上げ下ろしまで全部文部科学省が霞が関でその指令をするというのは、私はおかしいと思いますよ。警察官はグロスだけ決めるんだから。山梨県は幾ら、神奈川県は幾ら、あとは自由に警察本部がやつていますよ。

○奥石東君 またその御心配なくという、それが解消しないので、次の機会に質問をさせていただきます。

それに、一方、地方税の方につきましては、地方財政計画、これが国の予算に相当するかと思いますが、その姿を示す地方財政、地方財政全体の姿を示す地財計画を提出する段階で税制改正の内容が固まつていればいいと、こういう考え方でございまして、例えば本年の場合でありますと、二月の七日に地方財政計画の閣議決定に合わせて法案という形で地方税の閣議決定、地方税の改正案の閣議決定をしていただいていると、こういうことでござります。

○辻泰弘君 別にこだわるものじゃないんですねけれども、やはり同じ政府税調答申から出発して、国税の方は税制改正要綱として閣議決定しながら、地方税の方はそれがなくて法案の段階ですることでござります。

○辻泰弘君 別にこだわるものじゃないんですねけれども、やはり同じ政府税調答申から出発して、国税の方は税制改正要綱として閣議決定しながら、地方税の方はそれがなくて法案の段階ですることでござります。

まず、この文書の性格といいますか、どこが決められたことなのか、まず教えてください。

○政府参考人(板倉敏和君) 私ども総務省において作成をいたしております。

○辻泰弘君 では、総務省が決定された文書であるということですね。

○政府参考人(板倉敏和君) そういうことでござります。

十分検討いたします。

○奥石東君 もう時間が来ましたから、最後に。

ちょっとと気になります。御心配なくと、こう言つたわけですけれども、心配になるんです。

これはなぜかといふと、今、大臣は、警察官は政令で、国で定員も決めているんだ、教員をそういうことをしては駄目だ、文部省はそういうことをがんじがらめに学級編制も教員配置もしているんです。

それから、財源の手当では補助金でするというの古いんですよ、もう。補助金、もうよろしくなんですよ。だから、そのところはいつまでも、二分の一の給与は国が出すんだ、国が出さんんですよ。だから、私はがんじがらめにしているんですよ。だから、私は、標準法でしかり決めればがんじがらめに、できると言つているんですよ。私はがんじがらめに、自分の自主性を幾らか入れると言つてはいるんだけれども。

それから、財源の手当では補助金でするというの古いんですよ、もう。補助金、もうよろしくなんですよ。だから、そのところはいつまでも、二分の一の給与は国が出すんだ、国が出さんんですよ。だから、私はがんじがらめにしているんだけれども。

それから、全部補助金を二分の一で、三兆五百億ですかなんかも出さぬでも、それは交付税でもできるし、税でもできるので、組合せをいろいろ考へるといふこともあるではないかと。それはしっかりと地方財政計画というもので全部見るんですから、面倒を、いつまでもそれにこだわる必要はないではないかと、私はこういうことを言つているんですから、それは矛盾しませんか。

○国務大臣(片山虎之助君) いや、だから、教職員の定数は、これは国で基本は決めて、基本は決めると言つているんですよ。だから、それを例えれば、配定数といつたら、奥石委員、おかしいと思つますけれども、配定数といつても、これに使え、これに使えと指示しているんですよ。そんなものは自由に使わせたらいいんですよ。

それから、四十人学級が國の方針なら、うちは三十八人でありますというところがあつてもいいです、四十二人でやらせてもらいますと。その余った定数は、例えば四十二人にしたらそこは余るわけですよ、それはこういうふうに使いますと。それを県の教育委員会や知事に任せて、心配でしようがないと、はしの上げ下ろしまで全部文部科学省が霞が関でその指令をするというのは、私はおかしいと思いますよ。警察官はグロスだけ決めるんだから。山梨県は幾ら、神奈川県は幾ら、あとは自由に警察本部がやつていますよ。

○奥石東君 またその御心配なくという、それが解消しないので、次の機会に質問をさせていただきます。

それに、一方、地方税の方につきましては、地方財政計画、これが国の予算に相当するかと思いますが、その姿を示す地方財政、地方財政全体の姿を示す地財計画を提出する段階で税制改正の内容が固まつていればいいと、こういう考え方でございまして、例えば本年の場合でありますと、二月の七日に地方財政計画の閣議決定に合わせて法案という形で地方税の閣議決定、地方税の改正案の閣議決定をしていただいていると、こういうことでござります。

○辻泰弘君 別にこだわるものじゃないんですねけれども、やはり同じ政府税調答申から出発して、国税の方は税制改正要綱として閣議決定しながら、地方税の方はそれがなくて法案の段階ですることでござります。

から地方の時代と言われ、地方の自主財源も増えていることになるわけですから、やはり地方税の重みというのはますます大きくなっています。このときに国税の方も閣議決定しないでいいと、こういうことになるわけですから、やならそれはそれで一貫していいわけですけれども、いざれにしても、国税、地方税の対応は同一であるべきだと、むしろ地方の方こそすべきだというふうに言いたいぐらいですけれども、その点、今後検討していただきたいと思うんですが、いかがでしよう。

○國務大臣(片山虎之助君) こういうことなんですね。予算の閣議決定するときに法案があるのが一番いいんですよ。ところが、国税は間に合わないんですよ、法案が。そこで、しようがないから要綱を出すんです。国税は、予算の中の主要な収入は国税ですから、これは一緒に出すのが筋なんです。私どもの方の地方税は、地方財政計画なんですよ。これは一月に入って、二月中旬になると、法案が間に合うんですよ。簡単に言うと、法案が間に合うから地方財政計画と地方税法案は出す、国税の方の予算のときには国税の方は間に合わないから要綱で出していると、これだけのこととござりますので、ひとつ、国税の方が早くできれば、一緒に法案出せばいいんです。法案が出るのが筋なんです。要綱じゃおかしいんです、本当には。

○辻泰弘君 この点は是非御検討いただくということです。次のテーマに移らせていただきたいと思いますけれども、大臣は、昨年八月に経済財政諮問会議に出られたときにビジョンを出されておりまして、その中に地方税制改革ということで幾つかポイントを挙げておられるわけでござります。

これは、地方税法の規定で総務大臣の同意といふ中で幾つかの規定がありますけれども、このことが必ずしもクリアでないと、このようなことだ

と思うんですけれども、この点についてどのような形で明確化していかれるのか、御説明をいたしたいと思います。

○副大臣(若松謙雄君) 総務省といしましては、これまで地方自治法第一百五十条の二第一項、この規定に基づきまして、法定外税の協議が申出があった場合に総務大臣が同意をするかどうか判断するために必要とされる基準を定めて、これを公表してきたところでございます。さらに、

平成十四年三月の地方税法一部改正案に対する、参議院総務委員会、ここでの附帯決議等を踏まえまして、国の経済施策の範囲を明確化するなど、通知の見直しを行ってきたところでございます。

○政府参考人(板倉敏和君) 事業税におきまし

て、社会保険診療報酬に係ります収入が総収入金額等に算入をせず、社会保険診療に係る経費につきまして必要経費等に算入しないということで、

重ねを踏まえて、必要な見直しはしっかりと行つてまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 ちょっといまいちよく分からなかっ

たんですけども、これをもう少し明確な基準を示していくということですか。

○副大臣(若松謙雄君) 法定外税というのは、御

存じのように、いろんな税がありまして、そのた

めに基準化が必要なんでしょうけれども、私ども

としては、いわゆる処理基準という形、又は留意

事項という観点からの一つの、何というんです

か、これを大臣として認める場合の尺度があるわ

けであります、当然、いろんな事例があつて、

かつこの法定外税も極めてどちらかというとまだ

この特例措置でございますが、昭和二十七年に

議員提案により創設をされまして、現在に至つて

おります。その間、累次の政府税制調査会の答申

におきましてその見直しが指摘をされておりまし

ています。

他方、この措置につきましては、社会保険診療

の公益性でありますとか公共性に照らして一般の

官民事業と同視することはできないというような

考え方ですとか、社会保険診療報酬の水準が不

分であるといったような考え方もございまして、

このような立場も考慮に入れまして、これまで現

在の制度が維持をされてきたというふうに考えて

おります。

○辻泰弘君 私ども総務省といしましては、税負担の公平

性を確保するという観点から、その見直しを図る

ことが適當であるというふうに考えておりまし

て、保険医療政策との関連も踏まえなければいけませんけれども、引き続き見直しのために努力を

してまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 国税においてのこの特例は大分前に

なくなっているわけですが、地方には残つ

ては、長年、当調査会の答申において指摘してき

たと、これについては、税負担の公平を図る観点

から、速やかに撤廃すべきであり、少なくとも段

階的見直しを図ることが必要である。このよう

に非常に強い主張が出ているわけですけれども、

この点について、今後の取組について簡潔にお話

していただきたいと思います。

○副大臣(若松謙雄君) 総務省といしましては、これでも地方自治法第二百五十条の二第一

項、この規定に基づきまして、法定外税の協議が

申出があつた場合に総務大臣が同意をするかどう

か判断するために必要とされる基準を定めて、こ

れを公表してきたところでございます。さらに、

平成十四年三月の地方税法一部改正案に対する、

参議院総務委員会、ここでの附帯決議等を踏まえ

まして、国の経済施策の範囲を明確化するなど、

通知の見直しを行つてきたところでございます。

今後とも、委員御指摘の法定外税の事例の積み

重ねを踏まえて、必要な見直しはしっかり行つて

まいりたいと考えております。

○政府参考人(板倉敏和君) 事業税におきまし

て、社会保険診療報酬に係ります収入が総収入金

額等に算入をせず、社会保険診療に係る経費につ

きまして必要経費等に算入しないということで、

社会保険診療報酬につきましては実質的に非課税

という形になつてているのは御指摘のとおりでござ

ります。

○辻泰弘君 ちょっといまいちよく分からなかっ

たんですけども、これをもう少し明確な基準を示していくということですか。

○副大臣(若松謙雄君) 法定外税というのは、御

存じのように、いろんな税がありまして、そのた

めに基準化が必要なんでしょうけれども、私ども

としては、いわゆる処理基準という形、又は留意

事項という観点からの一つの、何というんです

か、これを大臣として認める場合の尺度があるわ

けであります、当然、いろんな事例があつて、

かつこの法定外税も極めてどちらかというとまだ

この特例措置でございますが、昭和二十七年に

議員提案により創設をされまして、現在に至つて

おります。その間、累次の政府税制調査会の答申

におきましてその見直しが指摘をされておりまし

ています。

他方、この措置につきましては、社会保険診療

の公益性でありますとか公共性に照らして一般の

官民事業と同視することはできないというような

考え方ですとか、社会保険診療報酬の水準が不

分であるといったような考え方もございまして、

このような立場も考慮に入れまして、これまで現

在の制度が維持をされてきたというふうに考えて

おります。

○辻泰弘君 私ども総務省といしましては、税負担の公平

性を確保するという観点から、その見直しを図る

ことが適當であるというふうに考えておりまし

て、保険医療政策との関連も踏まえなければいけ

ませんけれども、引き続き見直しのために努力を

してまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 国税においてのこの特例は大分前に

なくなっているわけですが、地方には残つ

ては、長年、当調査会の答申において指摘してき

たと、これについては、税負担の公平を図る観点

から、速やかに撤廃すべきであり、少なくとも段

階的見直しを図ることが必要である。このよう

に非常に強い主張が出ているわけですけれども、

この点について、今後の取組について簡潔にお話

してまいりたいと思います。

○副大臣(若松謙雄君) 総務省といしましては、これでも地方自治法第二百五十条の二第一

項、この規定に基づきまして、法定外税の協議が

申出があつた場合に総務大臣が同意をするかどう

か判断するために必要とされる基準を定めて、こ

れを公表してきたところでございます。さらに、

平成十四年三月の地方税法一部改正案に対する、

参議院総務委員会、ここでの附帯決議等を踏まえ

まして、国の経済施策の範囲を明確化するなど、

通知の見直しを行つてきたところでございます。

今後とも、委員御指摘の法定外税の事例の積み

重ねを踏まえて、必要な見直しはしっかり行つて

まいりたいと考えております。

○政府参考人(板倉敏和君) 事業税におきまし

て、社会保険診療報酬に係ります収入が総収入金

額等に算入をせず、社会保険診療に係る経費につ

きまして必要経費等に算入しないということで、

社会保険診療報酬につきましては実質的に非課税

という形になつてているのは御指摘のとおりでござ

ります。

○副大臣(若松謙雄君) 法定外税の水準につけて

いては、長年、当調査会の答申において指摘してき

たと、これについては、税負担の公平を図る観点

から、速やかに撤廃すべきであり、少なくとも段

階的見直しを図ることが必要である。このよう

に非常に強い主張が出ているわけですけれども、

この点について、今後の取組について簡潔にお話

してまいりたいと思います。

○副大臣(若松謙雄君) 総務省といしましては、これでも地方自治法第二百五十条の二第一

項、この規定に基づきまして、法定外税の協議が

申出があつた場合に総務大臣が同意をするかどう

か判断するために必要とされる基準を定めて、こ

れを公表してきたところでございます。さらに、

平成十四年三月の地方税法一部改正案に対する、

参議院総務委員会、ここでの附帯決議等を踏まえ

まして、国の経済施策の範囲を明確化するなど、

通知の見直しを行つてきたところでございます。

今後とも、委員御指摘の法定外税の事例の積み

重ねを踏まえて、必要な見直しはしっかり行つて

まいりたいと考えております。

○政府参考人(板倉敏和君) 事業税におきまし

て、社会保険診療報酬に係ります収入が総収入金

額等に算入をせず、社会保険診療に係る経費につ

きまして必要経費等に算入しないということで、

社会保険診療報酬につきましては実質的に非課税

という形になつてているのは御指摘のとおりでござ  
ります。

○副大臣(若松謙雄君) 法定外税の水準につけて

いては、長年、当調査会の答申において指摘してき

たと、これについては、税負担の公平を図る観点

から、速やかに撤廃すべきであり、少なくとも段

階的見直しを図ることが必要である。このよう

に非常に強い主張が出ているわけですけれども、

この点について、今後の取組について簡潔にお話

してまいりたいと思います。

○副大臣(若松謙雄君) 総務省といしましては、これでも地方自治法第二百五十条の二第一

項、この規定に基づきまして、法定外税の協議が

申出があつた場合に総務大臣が同意をするかどう

か判断するために必要とされる基準を定めて、こ

れを公表してきたところでございます。さらに、

平成十四年三月の地方税法一部改正案に対する、

参議院総務委員会、ここでの附帯決議等を踏まえ

まして、国の経済施策の範囲を明確化するなど、

通知の見直しを行つてきたところでございます。

今後とも、委員御指摘の法定外税の事例の積み

重ねを踏まえて、必要な見直しはしっかり行つて

まいりたいと考えております。

○政府参考人(板倉敏和君) 事業税におきまし

て、社会保険診療報酬に係ります収入が総収入金

額等に算入をせず、社会保険診療に係る経費につ

きまして必要経費等に算入しないということで、

社会保険診療報酬につきましては実質的に非課税

という形になつてているのは御指摘のとおりでござ  
ります。

○副大臣(若松謙雄君) 法定外税の水準につけて

いては、長年、当調査会の答申において指摘してき

たと、これについては、税負担の公平を図る観点

から、速やかに撤廃すべきであり、少なくとも段

階的見直しを図ることが必要である。このよう

に非常に強い主張が出ているわけですけれども、

この点について、今後の取組について簡潔にお話

してまいりたいと思います。

○副大臣(若松謙雄君) 総務省といしましては、これでも地方自治法第二百五十条の二第一

項、この規定に基づきまして、法定外税の協議が

申出があつた場合に総務大臣が同意をするかどう

か判断するために必要とされる基準を定めて、こ

れを公表してきたところでございます。さらに、

平成十四年三月の地方税法一部改正案に対する、

参議院総務委員会、ここでの附帯決議等を踏まえ

まして、国の経済施策の範囲を明確化するなど、

通知の見直しを行つてきたところでございます。

今後とも、委員御指摘の法定外税の事例の積み

重ねを踏まえて、必要な見直しはしっかり行つて

まいりたいと考えております。

○政府参考人(板倉敏和君) 事業税におきまし

て、社会保険診療報酬に係ります収入が総収入金

額等に算入をせず、社会保険診療に係る経費につ

きまして必要経費等に算入しないということで、

社会保険診療報酬につきましては実質的に非課税

という形になつていているのは御指摘のとおりでござ  
ります。

○副大臣(若松謙雄君) 法定外税の水準につけて

いては、長年、当調査会の答申において指摘してき

たと、これについては、税負担の公平を図る観点

から、速やかに撤廃すべきであり、少なくとも段

階的見直しを図ることが必要である。このよう

に非常に強い主張が出ているわけですけれども、

この点について、今後の取組について簡潔にお話

してまいりたいと思います。

○副大臣(若松謙雄君) 総務省といしましては、これでも地方自治法第二百五十条

そういうことでございまして、これはやっぱり総理も数字が違うのはおかしいということをそのとき言つておられましたから私は、どこかで調整をして、政府の中の省で数字が違うのはおかしいと思いますよ。是非そういうことは検討いたします。

○辻泰弘君 それで、外形標準課税についてになりますけれども、政府としては、平成十二年の二月に「銀行業等に対する東京都の外形標準課税について」ということで口頭了解をされている。閣議口頭了解をされていて、「東京都において慎重な対応を求める」こと、こういう文書を出しておられました。そして、御承知のように、さきの高裁においても、都の銀行税は無効であると、こういうような裁判の判決が出たわけでございますけれども、このことについて大臣、どういうよう評価しておられるか、お願ひいたします。

○国務大臣(片山虎之助君) 石原知事さんですね、思い切ったことをやられているんで、一つの試みだとは思いますけれども、あのときの総務省は私じゃないんですが、大臣は、慎重にというふうに言っているんですね。というのは、外形標準というものは広く薄くなんですよ。広く薄く、みんなに負担してもららうと。これ、ですけれども、銀行税は深く深くなんですよ。だから、外形標準の理念からいってちょっとおかしいんじゃないかなと。それから、普通の所得に掛ける場合に比べて税額の均衡が取れているのかどうかと。この二点を中心いて、当時の自治省は、総務省の前ですけれども、慎重にということを言いまして、大臣と知事との会談もあったんですが、物別れになつている。

そこで、一審は、一番の判決は私はちょっと問題が実はあると思うんで、外形標準についての理解がやあんの判断は薄いんじゃないけど私は思ひます。二審の方がずっと理解は深いのですが、二審は、外形標準課税そのものは認めるけれども、税額の均衡を失するんで駄目だと、こうやつたんです。だから、東京都は半分ぐらい勝つつもり

なんぢやないでしようかね。しかし、結果は負けですから。論旨においては大分入れられたと、こういうことでしようけれどもね。

ただ、我々の方の外形標準が導入されると、だぶるところは、これは東京都の方がやめてもらわにやいかぬようになります。ダブらないところは残りますけれども。そういうことになると思いま

す。

○辻泰弘君 これももう少し聞きたいところなんですかけれども、時間の関係で次に移らせていただきますけれども。

法人事業税のことになりますけれども、これも先ほど総務省の文書だと言つていただいた地

方税制改正要旨の中に、最後に「その他」という四業種についてはということで文章が出ているわ

けでございます。恐らくこれは法案にはないのか

と思うんですけども、この部分、実はかねてよ

りりポイントとして指摘されていたわけでございま

して、その四業種については収入金額が課税標準

になつて、それ以外の業種に当たつては基本

的には所得がベースであると、こういうふうに

なつてはいるわけでございます。

やはり、今の自由化の流れといいますか、ある

いは公平性を担保していくこと、こういうような

決定されている地方税制改正要旨の中の最後にあ

るような、ちょっと文章は難しくなつていますけ

れども、やはりこの四業種だけピックアップして

別の税体系になつておるということはやはり今後

改めていくといいますか、やはりほかのもつと同

一の基準でやつていくということで公平性を担保

しつつ、やはり同一化ということでやっていくべ

る、こういった観点から、じゃ、どういう税負担が適当かという流れで、結果的にはいわゆる外形標準課税になつていて、こういうことであります。一方、今回の改正案でございますが、現行の所得税におきますいわゆる墨字法人のみが税負担している、で、税収が不安定である、こういつたことから、今回の収入金額課税が行われている四業種につきましては特に問題がないということと、また外形標準課税としてこの四業種は定着しているということで、現行の課税方式を維持していくことが適當ではないかと、このように考えております。

一方、電気供給業又はガス供給業、これは特に大口需要家に対するいわゆる小売自由化とか、そういう状況が変わりつつあるのも事実であります。そういう時代の流れに応じたやはり課税の在り方というのも検討の対象となるかと思いますが、現在のところ、今始まつたところでもありますし、引き続き現在の外形標準課税を導入、維持していくのが今のところは妥当ではないかと考えております。

○辻泰弘君 今回の改正でも四業種についてはこれまで同様の、ある意味ではこれまで外形標準課税でやつたと、こういうことだらうと思うんですけども、しかし、やはりこれから時代、特定の業種だけ別だとかいうことは、やはり極力解消していく方向であるべきだと思うわけです。

そういう意味で、やはり外形標準課税自体が公平性を確保するためにというふうに言つて入つてゐるわけですから、その中の法人事業税の外形標準課

税の中においてもやはり公平性を追求していくと

いうことはやはり大事だと思いますので、この改正要旨の中にも最後に特記されているようなこと

もあるわけですから、そのような精神で是非今後、すぐにはいかないかもしませんけれども、段階的になるかもしませんが、やはり一本

に、本当に難しいと思います。

○副大臣(若松謙雄君) 実は私も税理士で、この固定資産税、難しいです。専門家が難しいと思う

んですから、本当に難しいと思います。

これに、御存じのようにいろんなわゆる負担

調整措置、これがいろいろと絡め合つております。

て、また、課税の公平を、是正するためのいろん

る、これからの四業種をしつかり地方税体系全体に位置付けを持っていく、さらには、例えば電源立県地を中心とする都道府県税に与える影響等もとらまえながら、しっかりと十分考慮していきたいと考えております。

○辻泰弘君 その点、強くお願いを申し上げておきたいと思います。

○副大臣(若松謙雄君) 次のポイントに移りますけれども、固定資産税についてでございます。

固定資産税は、説明をいただいても本当にややこしくて正直言つて分からぬのが正直なところについてでございます。

固定資産税は、説明をいただいても本当にややこしくて正直言つて分からぬのが正直なところについてでございます。

な措置も行われていると、そういう今経過期間の時期でありますのでかえつて複雑になつていると、いうことではあります、いずれにしても、やはり固定資産税の税額の算出は当然分かりやすい制度が大切と、このように理解しております。

それはなぜかというと、今ちよつと触れました  
が、この税額が評価額から直接算出されていない  
と、様々な先ほどの負担調整措置等もあるがゆえ  
に、また一方、この負担水準が低い土地、これにつきまして、現在、その納税者の負担感に配慮し  
て税負担を緩やかに引き上げようと、こんなことをしております。しかしながら、同じ評価額であれば同じ税負担であるということは、当然、課税の公平の観点から大変重要な要素でもあります  
し、もうこれは早く負担水準の均衡化を促進する  
必要があるかと考へております。そのために、今後とも分かりやすい制度にしっかりと努力してま  
いりたいと決意しております。

○辻泰弘君 公認会計士の若松副大臣でも難しい

とおっしゃつておられるので、ちょっとと安心した

ような気がしたし、私が分からぬのも当然だと思

うようなことでござりますけれども、ころころ変

わらないといいますか、そういう意味合いにおい

ても安定的な形にしていただきようをお願いを申

し上げておきたいと思います。

次に、住民税の関係でお伺いしたいと思いま  
す。

これは、政府税調答申、十一月のやつの中にあ

る指摘でござりますけれども、これも実は私、か

ねてより不思議に思つてしたことなんですかれど

も、実は個人住民税で、これは地方税法の二十四

条の五、二百九十五条とこの二つにかかわってく

るわけなんですかれども、その生計同一の妻に対

する非課税措置という部分でござります。政府税

調でもこの均等割の在り方を見直すべきだと、こ

ういうふうな主張になつていてるわけなんですか

ども、私が言いたいのは、基本的にまず法律の条

文に、税法に、妻、夫という言葉で表現されてい

るものが私はなかなかないんじやないかと思うう

とあります。

それで、もう一つ住民税についてお伺いしたい

です。いわゆる男女共同参画社会という中で、配偶者という言葉はあるんですけど、妻、夫と明示しているものがあること自体、私は昔から固定資産税の税額の算出は当然分かりやすい制度が大切と、このように理解しております。

それはなぜかというと、今ちよつと触れました

が、この税額が評価額から直接算出されていない

と、様々な先ほどの負担調整措置等もあるがゆえ

に、また一方、この負担水準が低い土地、これに

つきまして、現在、その納税者の負担感に配慮し

て税負担を緩やかに引き上げようと、こんなこと

もしております。しかしながら、同じ評価額であ

れば同じ税負担であるということは、当然、課税

の公平の観点から大変重要な要素でもあります

し、もうこれは早く負担水準の均衡化を促進する

必要があるかと考へております。そのために、今

後とも分かりやすい制度にしっかりと努力してま

いりたいと決意しております。

○辻泰弘君 公認会計士の若松副大臣でも難しい

とおっしゃつておられるので、ちょっとと安心した

ような気がしたし、私が分からぬのも当然だと思

うようなことでござりますけれども、ころころ変

わらないといいますか、そういう意味合いにおい

ても安定的な形にしていただきようをお願いを申

し上げておきたいと思います。

次に、住民税の関係でお伺いしたいと思いま  
す。

これは、政府税調答申、十一月のやつの中にあ

る指摘でござりますけれども、これも実は私、か

ねてより不思議に思つてのことなんですかれど

も、実は個人住民税で、これは地方税法の二十四

条の五、二百九十五条とこの二つにかかわってく

るわけなんですかれども、その生計同一の妻に対

する非課税措置という部分でござります。政府税

調でもこの均等割の在り方を見直すべきだと、こ

ういうふうな主張になつていてるわけなんですか

ども、私が言いたいのは、基本的にまず法律の条

文に、税法に、妻、夫という言葉で表現されてい

るものが私はなかなかないんじやないかと思うう

とあります。

それで、もう一つ住民税についてお伺いしたい

とあります。

○辻泰弘君 税制としてのその負担の求め方とい

うことと同時に、妻、夫という表記の仕方 자체も

やはりその辺は検討すべきだと思うんで、この辺

は是非御検討いただくようにお願いしておきたい

と思います。

そこで、もう一つ住民税についてお伺いしたい

と思うんですけれども、私、これもかねてより思つてたことなんですねけれども、住民税の場合は、あるいは国保の保険料もそうですねけれども、特別徴収、源泉徴収ということでございますけれども、場合には、それぞれ特別徴収義務者であります、会社等の給与支払者にその税額、現在であります、前年所得に応じまして月々に徴収をしていな

るわけですから、そういう意味では国税と同等

にはならないという部分もあるんだろうと思つんで

すが、やはり、これから電子納税とかそういう

形も進んでくるのであれば、やはりその点は技術

的には可能になってくる部分もあると思うんで

す。

ただ、その最初の年をどうするのかということ

の問題は残るんですけども、しかし、やはり当

年年度課税というものをやはり目指していくべき

じゃないかと。やはり、前年度所得とは違う状況

の中で負担するということになるわけですから、

その辺、合理性を欠いているよう思つてたら、実

はこれ十五年度の、これ若松さんも入つていらつ

しゃるんでしょうか、日本公認会計士協会の要望

書の中にも実は出ていまして、我が意を得た思ひ

なんですねけれども、「個人住民税について、前年

度所得課税から當年年度所得課税に変更すること

という項目がございました。

この点、すぐには難しいことだと思いますだけ

ですが、いかがでしょうか。

ただ、しかしながら、十分御承知かと思います

けれども、大きな部分を占めておりますいわゆる

特別徴収、源泉徴収ということでござりますけれ

ども、場合には、それぞれ特別徴収義務者であ

ります、会社等の給与支払者にその税額、現在で

あります、前年所得に応じまして月々に徴収をしてい

るわけですね。

ただ、しかしながら、十分御承知かと思います

けれども、大きな部分を占めておりますいわゆる

特別徴収、源泉徴収ということでござりますけれ

ども、場合には、それぞれ特別徴収義務者であ

ります、会社等の給与支払者にその税額、現在で

○政府参考人(板倉敏和君)はい。その徴収権の優先順位というのは、今申しましたようなそういうことがありますと、御指摘のとおり、課税権の期間の制限が税の場合は三年で、料の場合は二年でありますとか、徴収権が、税であれば当然国税と他の地方税と同順位になりますし、料の場合はそれらに次ぐというような、そういう違ひ以外は特段のことはないということで申し上げました。

○辻泰弘君 それで、今、医療保険制度の改革ということが進められておりまして、国保の都道府県単位への統合ということがホットな課題になつてゐるわけでございます。この点につきまして、私は昨年の十月に片山大臣にお伺いいたしまして御答弁いただきておる結論を申しますと、「医療や年金は、将来は、ずっと将来は私も一元化だ」と、こう思います。」と、「都道府県単位にまとめたという方向は私も正しいと思います」と、こういうふうにおっしゃっていた大いにいるわけなんでございます。

最近、そういう流れの中、知事会の方は国保の県単位化に反発だということが出ておりましたし、都道府県には保険料徴収に必要な情報がないと、こういう知事さんの意見などもお伺いしているようなことでございます。このときの保険料徴収の在り方をどのようにお伺いしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 年度内にまとめていきたいことと、厚生労働省、大車輪にいろいろな調整を始めておりますが、国保については都道府県単位にしたいと。ただ、それじゃだが保険者になるのかがはつきりしないんですね。市町村の連合体にするのか、新しい県も入れた法人を作るのは、都道府県にお願いするのか。これは今、知事会や市長会、町村会を含めて大議論をやつてきました。

いる。県は、はつきり言いますと余り受けたくないんですね。それから、今国保の問題は、小規模な保険者が多いためです。小規模な保険者が、市町村は小さいのがありますからね、また合併のいふんな議論につながるかも知れぬけれども。それから、大体高齢者が多いですよね。元気なとき、お仕事があるときはみんな健保か共済ですから。卒業されてから国保に入つていく。それから、低所得者が多い。うまくいくわけないんですね、そういういろんな状況を考えると、だから、赤字が五千億を超えてるんですよ。交付税の繰入れを三千億ぐらいやつてあるんですよ。それでなお赤字の五千億実質出るということは大変なことに実はなつておるわけで、今はいろんな工夫をしておりますけれどもね。

私は、やっぱり保険というのは、ロットが大きいというか、単位が大きい方がやりいいのは決まつて、都道府県単位で国保を再編成しても、保険者をどうするのかは、私はやっぱりこれから市町村にできることは何でもやつてもらおうと、市町村中心主義から、やっぱり市町村中心でやつてあるべきか、なきやいかぬけれども、今の県は余り入っていなければ大賛成だと言っているんです。ただ、保険事業に、だから、県も中に入れることは、何でもやつてもらおうと、市町村にやいかぬと言つておる。だから、市町村中心なだけれども、県も加わる形のうまい仕組みを是非作つてやつてもらいたいと。

それから、一緒にするだけじゃ国保の基本的な課題は解決しないんで、小規模保険事業主体だと、低所得者が多い、高齢者が多い、何が多いとか、そういうことについての処方せんも要るのではないかといふうに考へております。

しかしながら、失業等によりまして収入が著しく減少をして保険税なり保険料を一時に納めることができない人には徴収猶予、客観的に税負担能力がなくなつたといふうに認められる方には減免と、こういう制度がございまして、経済によって条例に基づいて行つていただくということにされておるところでございます。

各市町村におきまして、それぞれの実情に応じて実施をしていただくということでございますので、私どもとしては、その辺はある程度実態に応じてやつていただきたいと、その辺はあります。この点は、私、予算委員会でも厚生省と一緒になってうまい保険、国保の仕組みを作ればいいと、こういふうに今考へております。

○辻泰弘君 この点は、私、予算委員会でも厚生労働大臣にお聞きしまして、厚生労働省として全

○辻泰弘君 もう一点、国保に関連しましてお伺いというか、状況をどう認識しておられるかお聞かせ下さい。失業者の方々の保険料負担というものが非常に大きいという指摘があるわけです。例えば、連合が昨年秋に取つた調査で、六千人調査した結果、一番多いのは、ほとんど、一百分の九十九が失業時の保険料負担の軽減というのが出でたよなことございました。

それは、突き詰めていくと、国保の保険料負担が大変だ、あるいは任意継続の一倍の負担のこともあり得るわけですね。国保の、国保法の七十七条に基づく減免の制度がきちんと周知徹底され、機能しているのかなというところがちょっと疑問に思つておるわけなんですけれども、その点についてどう認識しておられるでしょうか。

○政府参考人(板倉敏和君) 国民健康保険におきましては、例えば失業という理由だけで一律に保険税なり保険料を軽減をするということは、公平性から余り適当ではないんじゃないかといふふうに考へております。

しかしながら、失業等によりまして収入が著しく減少をして保険税なり保険料を一時に納めることができない人には徴収猶予、客観的に税負担能

力がなくなつたといふうに認められる方には減免と、こういう制度がございまして、経済によって条例に基づいて行つていただくことにはかかるべきだ、組織的なこともあり得るわけですね。それから、これは通告していなかつたことなんですが、やはり国税、地方税、社会保険料の徴収の在り方ということになると思うんですね。あくまで、これは私は、将来のことですけれども、一元化といいますか、すなはち、すぐできることがないし、組織的なこともあり得るわけですね。それから、これは通告していなかつたことなんですが、やはり国税、地方税、社会保険料の徴収の在り方ということになると思うんですね。あくまで、これは私は、将来のことですけれども、一元化といいますか、すなはち、すぐできることがないし、組織的なこともあり得るわけですね。それから、これは通告していなかつたことなんですが、やはり国税、地方税、社会保険料の徴収の在り方ということになると思うんですね。あくまで、これは私は、将来のことですけれども、一元化といいますか、すなはち、すぐできることがないし、組織的なこともあり得るわけですね。それから、これは通告していなかつたことなんですが、やはり国税、地方税、社会保険料の徴収の在り方ということになると思うんですね。あくまで、これは私は、将来のことですけれども、一元化といいますか、すなはち、すぐできることがないし、組織的なこともあり得るわけですね。それから、これは通告していなかつたことなんですが、やはり国税、地方税、社会保険料の徴収の在り方ということになると思うんですね。あくまで、これは私は、将来のことですけれども、一元化といいますか、すなはち、すぐできることがないし、組織的なこともあり得るわけですね。それから、これは通告していなかつたことなんですが、やはり国税、地方税、社会保険料の徴収の在り方ということになると思うんですね。あくまで、これは私は、将来のことですけれども、一元化といいますか、すなはち、すぐできることがないし、組織的なこともあり得るわけですね。それから、これは通告していなかつたことなんですが、やはり国税、地方税、社会保険料の徴収の在り方

国老人医療・国保課長会議の中で、そういうことがあるんだということの周知徹底を、市町村から一般的な市民の方々に周知徹底を図るということをお願いしたいということを言つていただいたといふふうに考へております。

その点について、大臣の御所見、個人的な御感想でもいいんですけれども、お示しいただけますか。

○國務大臣(片山虎之助君)　このいろんな徵収の問題一元化というのは前から議論ありますて、臨時行政調査会というのが一次、一次とかいろいろありましたが、そこでも議論されたことはあるんです。

ただ、議論はされるんですけれども、なかなかこの実現の道筋というのが付かないのは、やっぱりあれなんですね。地方税からいいますと、どこかに取つてもらうんじゃなくて自分で汗を流して取るのが地方自治だと、こういう意見があるんですね。だから、この徵収何とか機構みたいのができて、そこがもう全部公的なものは取るという考え方には、効率性からいうと私、あり得ると思うんですけどけれども、しかしながら今の税の議論からいうところはなかなか難しい。それじゃ、地方が国税を全部取つてやれるかというと、一番能力があるのは税務署なんです、正直言いまして。府県の税務当局や市町村の税務当局が、一番能力あるのは国税当局なんですが、そういう効率からいうと、国税当局が取る方が本当は効率なんですね。しかし、それもなかなかそうはいかないと。

それから 保険料ぐらいまでは一網に取るにしても、例えはNHKの受信料だとか電気、ガスの料金をどうするのか、水道をどうするのか、下水道をどうするのか、いろんな議論がありまして、結局はまともらずに今日まで来ておりますが、私は中長期的には一つの課題だらうと。公的ないろんなものについては、そういうものは料金は一元的にどこかが取っていくことは検討の価値はあると、こういうふうに思つております。

○辻泰弘君 別のテーマに移させていただきたいんですけれども、昨日、予算委員会で若松副大臣にお世話になつた件でござりますけれども、難病問題でござります。

これは直接的な総務省の責任ではない、むしろ厚生労働省、財務省のことなんですねけれども、しかしやはり現実に地方自治体にとって非常に問題となつてゐるということなので、その点についてちょっとと御見解をお聞きしておきたいと思うんで

すけれども、いわゆる特定疾患治療研究事業、難病対策でござりますけれども、これが基本的には治療研究事業ということで行われてきて、国が半分負担する、地方が半分負担する、都道府県が半分負担すると、こういう制度ですと来ていましたわけなんですが、それで予算補助ということなものですから、予算の範囲内でというふうに書いてあるわけで、そういう意味においては、ある意味ではそれしかないということなんですが、しかし精神は国も半分持つし、都道府県も半分持つて難病の方々の対応をしていこうと、こういうことから出発した、そういうことだったと思うんです。

それが現実にどうなっているかといいますと、この二、三年の財政状況厳しい折からという財務省の理屈の中で、結局、予算で当初から実は組まない、これで足らないことが分かっていながらと言わざるを得ないわけすけれども、その中で予算を組んで、補正で手当てすることもない、結果して都道府県の方に超過負担が発生していると、こういう状況にあるわけでございます。

現実に、厚生労働省から資料をいただきますと、十二年度の場合二十一億ぐらいですか、十三年度の場合七十八億でございますが、こういう本來といいますか、元々の考え方からいえば、国が負担してくれているはずのものが地方の方に一方的にしわ寄せになつているということで、十四年度はもつとなるわけでございます。私、兵庫県でそれども、兵庫県の方、聞きますと、十三年度で四、五億円ということでしたか、それから十四年度では六、七億円になるというふうな話でございました。

私、やはり難病という性格から見ても、また額も百億ぐらいのことですから、やはりこういうものは国と地方がしっかりと支えるということですべていくべきだと思ってるわけなんです。これを厚生労働省に言っても、結局、財政のことになつて、財務省にということになるわけなんですねけれども、しかし知事会の方からもたしか要望が上がりついたことだと思うんですけど、この点

○國務大臣(片山虎之助君)　どこかの県の知事さ  
んから、今、辻委員が言われたような同じ陳情を  
受けたことがございまして、聞いてみますと、今  
お話しのとおりですね。国の予算がずっと減って  
きているんですね。それで、地方が結局持ち出  
している、三割ぐらい持ち出していると、こうい  
うような話なんですが、実は十五年度から仕組み  
が変わりまして、今まではその他の補助金で、一  
割カットの方だったんですが、十五年度から制度  
的補助金の方に昇格しまして、予算も三十億円、  
一六%の増額と、こういうことになりましたから  
幾らか超過負担の解消にはなるとは思いますけれ  
ども、やっぱりこういうものは仕組みをしつかり  
したらそのとおり守らないといけませんね。だか  
ら、制度的補助金になつたんですから、是非今後  
とも関係の知事さんや皆さんのお意見を聞いて財務  
省には話を来てまいりたいと、こう思つております。  
○辻泰弘君 制度化自体が遅過ぎたということに  
尽きたことではあるんですけども、あるいは本  
当は法律化ということなのかもしれません。た  
だ、現実に、大臣おっしゃったように十五年度か  
らはそうなつたということで改善一步前進と認め  
るにやぶさかではないんですけども、しかし現  
実に十二、十三、十四年度のこととは残るわけでござ  
います。その部分は、私は本当は昨日も予算委  
員会で言いたかったのに時間がなかつたんですけ  
れども、例えば今年度予算においても予備費はま  
だ千六百億ぐらいあるわけで、国会開会中は使え  
ないのかもしれませんけれども、しかしそういう  
現実あるわけですし、その使えないのも閣議決定  
ですから閣議で決めればいいのかもしませんけ  
れども、そういう意味で、やはり国として、そ  
ういうものはやはり国と地方の信頼関係でもあると  
思うんですね。しかも内容が問題があるというの  
でなくして、やはり国として、むしろ対象疾患を増  
やしている難病ということで国民の皆さんにとつ

てもやっぱりそういう方々の生活にかかわってく  
ることでござりますから、それを一方的に県に押  
し付けてはいるようなことになってはいるわけです。  
ですから、なかなか大臣のお立場も直接的な權  
限がないところかもしませんが、やはり全国知  
事会の要望ということでもあるわけですねけれど  
も、やはりこの部分、国と地方の信頼関係を守る  
という意味からもやはり難病対策にはやっぱり國  
としても取り組むんだという意味合いからも是非  
この十二、十三、十四年度の赤字の部分、残って  
いるわけですから、そのことについても是非御努  
力をいただきたいといふふうに思はんですけれど  
も、お願ひ申し上げます。

○國務大臣(片山虎之助君) よく仕組みを研究し  
まして、必要なら財務省と相談いたします。

○辻泰弘君 是非その方向でお願いを申し上げた  
いと思います。

次に、これも地方税で支えていただいている制  
度であるという意味合いにおいて、ここで質問さ  
せていただくわけですけれども、幼保の一元化と  
言われる問題でござります。保育所にかかるこ  
とになりますけれども。

先般、二月の十七日に経済財政諮問会議がござ  
いまして、この中で、議事要旨を見ますと、片山  
大臣が、「今は、幼稚園は教育、保育は福祉。そ  
こをきちんと揃えないといけない。」と、こうい  
う発言だというふうに議事録、議事要旨が出てい  
るんです。

申し訳ございませんが、これでちょっとどうい  
う意味合いが分からぬところがございまして、  
いわゆる幼保の一元化と言われることについて大  
臣どのように御認識であるかをお聞かせいただき  
たいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 私は幼保一元化賛成  
だと言つたんです。一元化すべきだと。ところ  
が、今の制度的な位置付けが幼稚園の方は教育で  
保育所のは福祉でと、こういうとらまえ方をして  
いるんで、そこは変えたらどうかと、もう実態は  
ほとんど同じじやないかと、共稼ぎか片親が働い

ているかというぐらいの違いなんで、しかも内容も相当似てきているんで、これはもう是非一元化したらどうかと。しかし、なかなかいろいろ御議論があるなら、まずいろいろなことをそろえたらどうかと、こういうことを申し上げて、制度的な障害になっている点があれば、特に聞いてみますと、保育所の方が何か注文が多いようですね、いろんな。だから、それを少しそろえたらどうかと、実質的な幼保の一元化をやつたら関係の地方団体は大助かるんだと、こういうことを申し上げたんです。だから、私は一元化賛成論者でござりますんで、そういうふうに御理解賜りたいと思います。

うところは共通していいる目的規定になつてゐるわけですが、両者が一元化を目指していくべきだと。ただ、これは役所、担つていてる主体が二つあるということと、予算措置がちょっと別になつていてるということで現実に難しいと思うんですね。

そこで、同じ経済財政諮問会議のときに塩川財務大臣は、保育園の補助金を下げていくんだと、そういう補助金があつて保育所の方がそれがあつてから一緒にになりたくないんだと、それだから上げてやつたらいいじゃないかと、こういううちよつと冷たい主張をされて、昨日予算委員会で言つたらそこは言つてないという話でしたけれども、その後は吉川ひよこことお子さんたち、一ヶ月

将来どうあるべきかということではやはり語って、ただくことは、私は経済財政諮問会議の良かっこなと思うのは議事要旨が出るということで、そこは大変いことだったと思っております。非また竜虎の戦いも含めて頑張っていただきたいと思います。

それで、最後になりますけれども、小児医療問題、小児救急医療の問題でございます。これも市町村で支えて、都道府県や市町村でえていただいている部分があるわけですから、国としての取組、今年度の拠点病院とか診療報酬の改定とかでいろいろあつたわけですけれども、しかし、まだまだやはり小児救急医療の整備されていないというふうに思っています。

○辻泰弘君 この点についてもお取組を続けていたくようにお願い申し上げます。

最後の質問になると思いますけれども、昨年の八月に大臣が出されたビジョンの中に、ほかのところでも言つていらっしゃることでけれども、地方税制改革ということで、個人住民税の拡充・比例税率化というポイント、また地方消費税の拡充、当面地方消費税の一%引上げと、こういうことで税源移譲をしていくこうということを出していらっしゃるんですが、この点についての方針をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 国から地方に税源を移譲していくたゞく場合には、偏在性がなくて安定的な税源へ、つまり、今あるいろいろな意味での

（文部省）保育は児童をとらんことを  
作つてゐる制度ですけれども、現実には二万五千  
人の待機児童がいるというわけでございまして、  
幼稚園の方は片や少子化でキャパンティーがある  
という矛盾がある。そしてまた、幼稚園自身が預  
かり保育をする中で保育の機能も果たしてい  
る、こういうような状況にあるわけでございまし  
て、ですから、私も大臣おっしゃるように一元化

の後は詰めなかつたのですけれども、しかし、そういう方向じゃなくて、今の幼稚園の方は四百億ぐらいですか、で保育所の方は四千億ぐらい出しているわけですけれども、そこを一応確保して、その確保した中でこの「元化」に向けた予算措置を考えいくと、こういう精神で三位一体改革の中に、一つの位置付けを持つていただきてお取組いただきたかった、と思ふんですけれども、いかがでしょうか。

は日本の中の状況だと思うんです。  
これについて、総務省が特例交付金ですか、支  
付税の方で特別に手当をしていこうという方針を  
お持ちだというふうに伺っているんですけど  
も、そのことについての方針をお伺いしたいと申  
います。

的な税がいいのですから、そしん意味か  
らいうと所得税と消費税なんです。  
そこで、消費税の方は今五%のうち一%が地方  
消費税ですから、この四対一を三対二にしても  
らって一%を地方消費税にする、それからその次  
に、安定性があつて偏在性がないのは所得税です  
から、住民税にですよ、個人住民税も所得税です  
から、一重の。所得税を三兆円削つて個人住民税

の方向でやるべきといふに思つてゐるわけですが、これも昨年の十月の地方分権改革推進会議の意見の中にも一元化の問題が出ておりまして、この意見については大臣も必ずしも異論もあるということかもしれませんけれども、ただ、この点については、「保育に欠ける児童のための福祉施設である保育所と、就学前の幼児教育機関である

○國務大臣(片山虎之助君) これから男女共同参画型社会になりますといよいよ保育という、保育所の重要な事が私は増すと思うんですね。そこで各様な保育というものを奨励していくかなきやいかめかと思うんですよ。そのためにはやっぱり先導的に補助金を要りますね。(私) それはそうだと思います。

小児救急体制の整備に対する支援策についてでございますが、御案内のように不採算的な要素との点で問題があるとおっしゃる部門でもありますし、その整備が緊急の課題となつております割には財政面からいろいろな課題もございまして、地方団体が大変困つておられるわけであります。そういう地方団体からいろいろ御要望もございました。また、私どもといたしましても小児医療関係の本筋の整備を進める上に

○社泰弘君 以上で終わりにさせていただきます  
○委員長(山崎力君) 時間です。  
機会に、こういうことを含めて提案させていただ  
いております。

幼稚園との間には、国が主張するよう確かに制度的には越えがたい垣根がある。しかしながら、我が国の現状に鑑みれば、地域によっては幼稚園と保育所はほとんど均質化しており、国が主張するような強固な差異は感じられないのが実情である。」と、こういうふうに、これが実態だと思うんです。

いるんです。  
だけれども、ただそ�今のようなやり方がいいのかどうか、無認可保育所もたくさんあるわけですから。その辺はひとつ総合的に関係の役所で検討していくべき課題だと思いますので、また経済財政諮問会議でそういう関係の議論がありましたら必ず私、主張いたします。

して、より医療機関の体制の整備をめざして、平成十五年度に  
があるという認識に立ちまして、平成十五年度度に  
りこれらに係る運営に要します経費の一部につきまして、  
まして一般会計から病院事業会計に対する繰り出し  
しを認めることといたしまして、当該繰り出し  
一部につきまして特別交付税措置を講することと  
いたしたわけでございます。

目的を見ましても、幼稚園の方は、「幼児を保育し、」というふうにある。児童福祉法における目的は、保育所の方は、「幼児を保育すること」ということで、要はいずれも「幼児を保育」とい

○辻泰弘君 経済財政諮問会議で片山大臣がよくいろんな方面の主張をされていて私はうれしく拝見させていただいたので、是非また自分の役所の縛張りということだけじゃなくて、やはり日本の

療機関であります自治体病院にもさす小児医療の体制確保の重要性にかんがみまして引き続き必要な支援策を講じてまいりたいと考えております。

す。

○委員長(山崎力君) 午前の質疑はこの程度といたします。

速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(山崎力君) 速記を起してください。  
暫時休憩いたします。

○委員長(山崎力君) ただいまから総務委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、地方税法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○八田ひろ子君

日本共産党の八田ひろ子でございます。

まず、配偶者特別控除について伺います。

今回の配偶者特別控除廃止における平年度の国、地方税の影響額、また影響人数や平均増税額をお示しください。

○政府参考人(板倉敏和君) お答えいたします。

配偶者特別控除乗せ分の廃止によります増収額は、平年度で国税、地方税合算まして約七千三百億円強となる見込みでございます。また、廃止の影響を受けます納税者であります、約四百万人弱程度かと考えております。

給与収入が七百万円、夫婦二人という標準世帯の場合の負担増でございますが、国税、地方税を合算しまして現行の税負担額が三十一万九千円であります。改正後は三十七万七千円となりまして、五万九千円の負担増ということになります。

なお、この改正は、平成十六年度分以降の所得

税及び平成十七年度課税分以後の個人住民税について適用されるということでございます。

○八田ひろ子君 一千三百七十七万人にかかるわざ大変税が重くなるということになるんですけれども。

そうしますと、具体的に伺いますが、今お示しいただいた夫婦二人、子供二人の世帯ですね。二〇〇二年度の事例でいいますと、現行では各種控除で課税最低限が幾らなのか、そして今のお示しいただいたこの特別控除の廃止で課税最低限はどうなるのか、所得税と住民税と別々にお示しください。

○政府参考人(板倉敏和君)

配偶者特別控除の廃止によりまして、夫婦二人の標準世帯の課税最

低限でございますが、収入金額ベースで個人住民税所得割は現在三百二十万円でございますが、それが二百七十万円に、所得税は現在三百八十四万二千円ですが、これが三百二十五万円になると

いうふうに見込んでおります。

なお、個人住民税所得割につきましては非課税限度額制度というのがございまして、収入金額が二百七十九万一千円までの者に対しましては所得

税が課されないという制度があるということございます。

以上でございます。

○八田ひろ子君

結局、課税最低限、これが今まで税金を納めていかつた低所得者の方のところ

も税金を払わなければならなくなるという結果にならぬわけですね。

そうしますと、課税最低限が引下げということになるんですけども、今まで課税の対象になつていなかつた方たち、これが今度の課税最低限が下がっていくことによつて税金を払うという世帯が出てくるというふうに思つんすけれども、そういう、どういう影響があるのか、また、もしシミュレーションをされているんでしたら、それの金額をお示しいただきたいと思います。

○政府参考人(板倉敏和君) 御指摘のとおりでございまして、現在、住民税で申しますと三百一十五万円の課税最低限が三百七十万円に下がりますので、その間の所得のある方は新たに住民税が課税をされることになるということです。

○八田ひろ子君 ただし、現在、納税義務がないということです。ざいますので、私どもの方にデータがございませんので、ここでお示しできるような、その具体的な数字はなかなか算出がちょっとできません。

○八田ひろ子君 どれくらいの方に影響があるのかというの、今数字では示せない、試算ができるないということだと思います。

わることでもあるものですから、そういうのでお分かりいただける範囲で御説明をいただけたらお

願いしたいというふうに思つんすけれども、いかがでしよう。

○政府参考人(板倉敏和君) 私どもが、大体といましますか、ちょっとラフな数字でございますけれども、先ほど申しました約千三百七十七万人、千四百万人弱という影響を受ける方のうちの一割弱程度が新規に課税になるという方ではないだろうかというふうに見ております。

○八田ひろ子君 正確ではないにしても、少なくとも今まで非課税世帯であつたところが、さっき言われた数字でいうと百三十七万人ということになるんですか、一割といいます。相当だと私は思ふんですね。今まで非課税世帯というのは担税力がないということでそういう形になつていたんですけれども、所得、お金がないということで非課税になつていたんですけれども、そういうところに對して今こういう景気の状況の中で課税をするという私は神經が信じられないというふうに思つんでけれども、そういうところだけでもやめらるべきだというふうに思つんすけれども、そこはどうなんでしょうか。

○政府参考人(板倉敏和君) この配偶者特別控除でございますけれども、そもそもこの制度が昭和六十二年、六十三年の抜本的税制改革の際に、主として主に專業主婦世帯といつものを念頭にして、納税者本人の所得の稼得に対する配偶者の貢献といふものに配慮をして税負担の調整を図ることで導入をされた制度でございます。

しかしながら、その後、経済社会情勢が大きく変化をいたしまして、共働きの世帯数が現在では専業主婦世帯数を上回るようになっております。また、女性の就業状態も世帯主の補助的な就労という方面から本格的な就労への移行が見られるというような状況変化が片やございます。

また、女性の就業状態も世帯主の補助的な就労という面から本格的な就労への移行が見られるというような状況変化が片やございます。

また、個人所得課税につきましては、課税ベー

スが狭まって空洞化をしているといういろいろ批

判がございまして、その状況を是正をして広く公

平に負担を分かつて合つと、そういう基本的な認識

の中へ行われる個々人の自由な選択に介入しないような中立的な税制を構築をしていくと、こういうこととされたわけでございます。

こういう状況の下で、今回、配偶者控除に上乗せをして、ある意味では二つ目の控除ということで二重になつてゐるのではないかと、こういう二重の分を廃止をしようと、こういうこととしたところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○八田ひろ子君 全然理解できないんですね。今

の説明を聞きますと怒りさえわいてきます。

大臣、政治の失敗で景気がこういうふうにこれだけ悪くなつて、その結果税収が少なくなつた。少なくなつた税収を埋めるために、今の説明ですと、今まで非課税だったところから税金を公平に取りましようなんというのは、とても私は説明になつていないと思つんですね。

大臣にちょっと御認識を伺いたいんすけれども、私もこれ聞いているのは、非課税世帯から新たに税金を取るというのはこれもひどいんすけれども、この増税の影響というの、それぞれの自治体でいろんな制度がありますね、非課税世帯に

対する制度。例えば、名古屋市でいいますと、医療の福祉給付金支給制度とか介護保険、それからC型、B型肝炎ウイルスの検査、あるいは胃がん、大腸がん、乳がん、肺がん、子宮がん、こういうものの検診だとか、こういうのでいろいろ非課税世帯に対する支援は行われています。

ところが、乳幼児の医療費の助成制度も非課税世帯にはという自治体がほかではありますし、今非課税世帯でも新たに課税世帯になりますと、先ほど大ざっぱな計算でけれども百三十万世帯ぐらいですか、こういう地方自治体独自の低所得者への支援制度というのも対象外になるわけですよ。今まで非課税世帯の方で新たに税金を払う方は税金が重くなるというのも私は大変だというふうで、今お話ししているんですけれども、ダブル、トリプルで打撃を受ける。地方自治体も苦慮

すると思うんですね、そういう面では。だから、そここのところは大臣はどう受け止めでいいでないんでしょうね。

共同参画の大臣でもありますよね、内閣でやつておいでになつて、そういうふうに思うんですか。  
○国務大臣(片山虎之助君) いや、そんなことを

何もなくて、まず増税をしようと、そういうことが私は今回の配偶者特別控除の廢止ということは撤回するべきだということであつべきから議論をして

○八田ひろ子君 大臣、私、伺いたいのは、今度の税制中立で増減税ありませんと、中身が変わつただけです。中身は、私ども衆議院の本会

○國務大臣(片山虎之助君) 税の対話集会といふのがありますて、私も一、二か所、財務大臣と手分けをして出たんですけれども、この配偶者特別会員の問題、出てこないでござらうござりません。

私は、言っていないんですよ。税の対話集会でむしろこれはやめた方が女性の自立にプラスだという意見があつたということで若干の驚きを持って紹介しておこうとしているんですけど、どうも先ほどのお話を聞いて、どうもちょっと違った気がする。どうも

これは、一覧表をいただきますと、増税のこといろいろとのは配偶者特別控除のこれ廃止とあつたばことへよしだ。うな税金へこら、大

議でも議論しているんですけれども、例えば日本で一番利益の上がっている会社、トヨタ自動車で百六十二億円、この税金が少なくて済むわけですよ。それでつづいて、まさに六十億の

持陽の問題 出てみてひくわしたんですりだれとも、女性の人が活発に賛成、反対言われるなんだけれども、賛成の方が多いんですね。今の上乗せ控除をやめるという方に。これは女性差別だと、べつ視だというような意見が女性の方から言われる。しかし、八田さんみたいな意見ももちろんあ

したれどもございまして、だから税としないのは、ほんとうに、そんな見方、考え方ができるんですよ。

臣のお好きな減税になるところばかりがいろいろあるので、それを聞きたいんですけども、この表に増減税の見込みはない、午前中からも議論されております外形標準課税、これについて次に伺いますけれども、これは增收でも減収でもない

円。非常に今まで担税力もあり、税金を払っていないと認められて税金を払っていないところに今度はその部分、同じ額行くわけですよね。それがどうして、赤字企業から新たに負担分を取って、そ

りましたよ。しかし、私の感じでは賛成の方が、これをやめることにずっと多かった、こういうことでございまして、やっぱり日本は税の空洞化というのが言われたように広く薄くみんなが持ち合ふんですね。共通経費なんですから。それをまければいい、安ければいいと。みんなそうですよ。

ので、自分の意見だけが正しいというなら世の中簡単ですからね。いろいろな意見の中を取って税制というのはまとめていくので、是非その辺の考え方をよろしくということを申し上げたわけであります。

○政府参考人(板倉敏和君) 今回の外形標準課税  
というのを繰り返しおっしゃっているんですけど、ども、增收でも減収でもないんでしたら、今これを見導入をするというのはいろいろ問題があるんで、ないかという声、大きいんですけれども、なぜ今この時期に導入されるんでしよう。

○國務大臣(片山虎之助君) 私は、地方税はやつ  
う大臣は言つていらつしやつたので、まけてやつ  
た分になるのか。そういう考え方を、どうしてそ  
ういうふうになるのかというのを簡単でいいです  
からお示しください。

しかし、必要な経費はどこから調達しなきゃいかぬので、そういうことの中いろいろ議論されて、そこで上乗せ分だけはやめようと、こういうことになりまして、減税は一兆円やっているんです。増税が当面十五年度は一千億と、一兆八千億の減税でいつも総理が言っていますよ、本会議で。

思ううんですけれども、さすがに恥ずかしいと思われた  
うんですけれども。  
だけれども、今回の配偶者特別控除の廃止とい  
うのは、結局そういうふうに男女共同参画だとか  
そういうことを言って、先ほど増税と減税同じだ  
と言わされましたけれども、低所得者だとか弱いと  
ころにはどうして増税ばかりなのかというのを私

の導入でござりますけれども、古くはシャウブ勧告以来の事業税の性格論というのがございまして、地方団体の側からも、現在の所得課税ではない、もう少し安定をした本来の事業税、応益課税としての事業税にふさわしい課税の方式、外形標準化をしてほしいという長い間の要望がございました。

はり都道府県や市町村が行政サービスをやった  
受益を受けた人から広く薄くもらうと、赤字でも  
黒字でも行政サービスを受けているんですから、  
それが地方税の性格だと。国税は能力に応じて、  
担税力に応じて、負担能力に応じて負担してもら  
うのが国税の本来で、地方税の性格からいうと応  
益性が強い方がよろしいと。

そういうことの中、やっぱり税の空洞化を阻止して広く薄く取られてしまう。しかも、今言いましたように、専業主婦の方がどんどんどんどん少なくなっているんですから、共稼ぎが増えています。そういう意味では、やっぱり八田委員も少し考えを切り替えていただいた方が新しい時代に沿うのではないかと思つております。

は問題にしたいと思うんですよ。この不景気のと  
きに一千三百万、こういうところに増税をするわ  
けですね。結局、家計を冷え込ませて景気を悪  
化するという中身です。

今、先ほど来大臣がおっしゃっていますけれど  
も、配偶者特別控除のこの制度について、これは  
私たちも検討する、将来的に改善をするという

また、政府税制調査会でも累次にわたりまして御議論をいただいて、最終的には、まず税負担の公平性の確保、あと応益課税としてのこの事業税の性格をより明確にする、また地方分権を支える基幹税として安定的な収支を図る、さらには経済の活性化、経済構造改革の促進にもつながると、こういうような重要な意義を有する改革であると

ところが、法人事業税は法人税と同じ仕組みになつてゐるんですね。もうけなければ払わなくてもいいと、こういうことになつてゐるものですから、長い間、八田さんが聞いたらびっくりするような大法人が一切払っていないんですよ、ずっと。びっくりしますよ。これだけ大企業で、いろんな事業活動をやって、都道府県や市町村から行

〇八田ひろ子君 片山大臣、増税するときだけ女性の意見を聞くというの、じゃ、増税すると女性が自立できると、男女平等が進んで。今、女性の自立て一番問題は、ここでも度々申し上げていますけれども、男女の賃金格差ですね。パートも入れば半分にも満たないですよ。そういうのが増税によって進むと、こういうふうに大臣は、男女

とは必要だというふうに提案もしています。しかし、今この配偶者特別控除というのが定着をしていて、それでこれを増税だけをやるということは問題ではないかと私は言っているんです。基礎控除とか家族控除を増やすだとか、あるいは税全体の考え方ですね。担税力のあるところにはもっと税を負担してもらうとか、そういうようなことは

いう位置付けをいただきまして、いろいろと議論がございまして数年間掛かったわけでございますけれども、いろんな議論の中で当初、総務省案として出したものとは若干形は違うことにはなりましたけれども、長年の懸案であった外形標準課税が一部実現をするということになったと、こういうことで御理解をいただきたいと思います。

政サービスを受けて、それが一銭も払わない、赤字だということで、連結決算や何かで赤字にしているのかどうか知りませんよ。私は意図的ではないと思うけれども、しかし、これはいかにも不公平なんですよ。だから、広く薄く少しほは払つてもらおうと。

税によつて進むと、こういうふうに大臣は、男女

税を負担してもらおうとか、そういうようなことは

うことで御理解をいただきたいと思います。

ただ、現在の経済環境や中小企業の状況を見る

と、やっぱり資本金一億円を超える企業だけにようと、しかも外形標準は全体の四分の一にしようと、こうすることにいたしたわけではございませんで、そこは御理解いただきたい。

○八田ひろ子君 そういうことですよ。今回の総務省の考え方では、ここではこうなるわけですよ。

トヨタやドコモが今までもう相当税金を納めてきてるわけです、ずっと。だから、それは幾ら掛かるかなのかも知りません。しかし、固有名詞は出せませんが、びっくりするような大法人が今度は少しは払ってもらうんです。それが公平なんですよ、税というのは公平公正というののが命でございますので。そういう意味では、これは公平になるし、都道府県の税収が幾らか安定するし、そういう意味では大きな前進だと私は思つております。

○八田ひろ子君 大企業にどれだけお支払いをいただくかというのはまた後で議論したいと思うのですが、されども私は、黒字企業への減税というのを、やっぱり黒字企業に減税しなければ地方にきちんとお金が行くわけですから、新しく作る場合のは、その対象をどうするかということは、これは、私どもはこのやり方ではいけないと、議論があるというふうには思いますが、そういうことをされないというのがおかしいと思うんですね。

局長にちょっと伺いますけれども、資本割の庄締特例の問題です。

局長にちよつと伺いますけれども、資本割の圧縮特例の問題です。

○八田ひろ子君 総務省の考え方では、ここではこうなるわけですか。  
大臣、さっき物すごいところで、大きな企業にも掛けるんだというふうに言われるんですねけれども、この資本割の圧縮特例の問題について、この企業実態に比べて税がやや過大になるからこういうことをやるんだというふうに言われるんですけれども、やや過大になるからといって頭打ちにすることはないと思います。私はおかしいと思うんですよ。これら、大臣の衆議院の答弁なんですけれどもね。やっぱり私はおかしいというふうに思ふんですけども、今言われた担税力のあるところなんですから、それはどうなんでしょう。

○國務大臣(片山虎之助君) 今言いましたように、資本金も外形標準の中へ入れたんです。付加価値だけじゃちょっと困るという意見もあるのですから、だから三分の一は資本金も入れたんだけども、資本金が物すごく大きいからって事業活動と必ずしもリンクしているわけじゃないんですね。事業活動に応じて、受益に応じて負担してもらうので、受益の程度と資本金の額は必ずしもスライドしないので、そこは大きい、あれは一千億だと思いますけれども、一千億を超える資本の場合にはそれは少し圧縮しようと、こういうことでございまして、これも、いろんな議論して、関係者がみんな議論して、専門家も議論して、あそういうことなら、こういうことになつたわけございまして、これもひとつ御理解を賜りたいと思います。

○八田ひろ子君 それが分からぬので私、質問をして、こういう表もいただいてこの説明をいたしましたけれども、資本割の圧縮特例の対象については、今言われた資本金一千億円以上の法人、この見込みは百社、そのうち五千億円以上の法人は十二社ということですね。

帝国データバンクの企業概要ファイルの資本金額のランディングを見ますと、一兆円を超える資本金の企業というのは、みずほホールディングス、

三井住友銀行、三菱東京フィナンシャル・グループ、それからUFJのホールディングスの四社、四つですよ。すべて大きな銀行ですね。

資本金額というのは事業規模を反映するものとして入れられているわけで、たとえ何分の一といふにしてもですね。で、一兆円を超えたら、これ、そんなんですけれども、一兆円を超えたたら五兆円でも十兆円でも同じ事業規模である、こんなふうに私は言えないと思うんですね。資本金一兆円企業の場合というのは、資本割を〇・二%の税率で、これは単純計算ですけれども、二十億円になりますよね。圧縮特別で八・五億円と半分以下になる。そこからどんなに大きくなつても八・五兆円で頭打ちというのが私は分からぬんですよ。

現在、金融機関への支援というのは非常に重層的、多角的に行われてゐるんですけども、地方財政に対して、地方財政でもそういうふうに道連れにする。頭打ちするということは入ってくる金額が少なくなるということですね。だから、これは私はおかしいんじやないかなとさつきから伺つてゐる、この中身が、頭打ちがおかしいんじゃないかなということを。

大臣の衆議院の答弁を見ても、そうですよとおられる、全然どう考へてもおかしいんですけどね。されども、いかがなんでしょうね。大臣が答弁しておる中身ですので。

○政府参考人(板倉敏和君) 取りあえず御説明をさせていただきますが、政府税制調査会の中での外形標準課税を議論いたしましたときに、四つの課税の類型があるんだろうというようなことで、四つについて集中的に御議論をいただきました。

その中で、最終的にやはり最も適切であるとされましたのは、現在の三分の二をこういうふうにしようと言つていますいわゆる付加価値、事業活動に、今議論になつております資本等の金額にましても、同じ四つのうちの一つの類型として議

論がされまして、ある程度その事業活動規模を表す指標ではあるけれども、これはそれだけでは、なかなか事業税の外形化にそれだけで単独では使えない、ほかのものと併せて使う、そういうようなものではないだろうかと、こういうような評価をいただいたわけでございます。

また、先ほど大臣も申しましたとおり、この資本等の金額がなぜ全体として事業規模を表せないのかといいますのは、必ずしもその資本の額とその事業の規模というのが比例していないという実態があるということを言っておるのではないいかと、いうふうに私どもは思っているわけでございまして、最終的に、この特に資本等の額が大きな企業につきましては、やはりいかにこの外形標準課税とは申しましても、その負担額が年々かなり過大な負担が掛かるということでございますので、そこはある程度こういう圧縮措置を講じるべきではないかと、ということをこういうことにしたということです。

○八田ひろ子君 大臣ではお答えできないようなんですねけれども、大企業優遇というのは、これ、一兆円を超えるたら五兆円でも十兆円でも同じ事業規模として計算するというのは、私は庶民感覚からいうと本当に分からんんですよね。

しかも、さっき大臣は、一億円以下は排除したから中小企業はいいということをおっしゃったんですねけれども、私は総務省のホームページをちょっと持ってきたんですけれども、實際には、例えば中小企業庁というのは、中小企業は基本法ではあれですよね、三億円以上になつてますよね。中小企業庁の長官というのは、我が國の経済活性化と雇用拡大のためには、その原動力である中小企業を強力に支援することが極めて重要でありますと。これは、別に総務大臣でも同じ立場で、中小企業を支援をして、地域の経済が発展しなければ地方自治体というのは未来がないわけですよね。

だけど、どこが中小企業なのかという線引きは私は難しいというふうに思うんですけれども、三

億円以下一億円以上というんですかね、それは大体何社ぐらいになるんだとお思ひなんでしょう。

○政府参考人(板倉敏和君) 私どもの税務統計上、資本金三億円というところで区切った区分の資料がございませんので、おっしゃった会社の数というのはお答えしかねるということで御理解いただきたいと思います。

○八田ひろ子君 総務省のホームページによるところ、一万五千社ちょっとなんですね。質疑のやり取りの中では、そこから何かを引いて一万一千というふうにあるんですけども、これくらいの差が実際にあるんですけれども、これくらいのものとのとでね。

だから、私は、先ほど外形標準課税の適用規模を決めるに当たって中小企業の配慮があるというふうにおっしゃったんですけれども、中小企業と言われているところは実際には赤字企業が多い。現実に今こういうものでは税金の対象にならないんだけれども、そういうところが今度対象になるということに関して、大臣、やっぱりこの一億円という線では、私は——赤字で苦しんでいる、しかし将来有望なそういう中小企業がざつと掛かってくる。こういう問題では、さっきの五兆円、十兆円を丸めるという大きな話と、それからこの中小企業がもう本当に血の汗を出して頑張っているところに対しては何か慈悲だなということを思うんですけれども、そういうのは、大臣、どうなんですか。

○国務大臣(片山虎之助君) 税制というのは公平で合理的なものにしなきゃいけませんから、それは相当議論してあれしているんですよ。今言いましたように、資本金がどっと増えて、物すごい大きさというのは金融機関ですよ。これは、例の自己資本比率だとか、いろんなこういう関係があつて事業活動と資本金が離れているんですよ。一番いいのは付加価値なんですよ。我々は付加価値を取ろうと、こう思つたんだけれども、まあ付加価値についてはまた別の議論があるので何か入れてくれぬかというので、いろんな検討をして三分の

一だけ資本を入れたんですよ。

じゃ、資本の額をそのまま持ってきて、一兆円も二兆円にもなっているのが、それだけの事業を受けてるかといえば、それはそうでもないんですよ。だから、それは頭打ちを、ある程度圧縮する措置を取るべきだというのが皆さんの御意見

なんで、専門家を含めて、我々はそれでそれを作つたんですよ。

それから、中小企業についてはいろんな議論がありますよ。あるけれども、税の上では、法人税等では一億円を一つの区切りにしているんですよ。業種によって違うんですよ、中小企業という議論して、まあ一億円を、一つの線を引こうかな

と、こう思つたんですよ。

そういうことで、多くの人の賛成を得て、最終的には国会の御承認をいただいてと、こういうこと

○八田ひろ子君 まだ国会の承認は得ていませんと掛かってる。この問題では、さっきの五兆円、十兆円を丸めるという大きな話と、それからこの中小企業がもう本当に血の汗を出して頑張っているところに対しては何か慈悲だなということを思うんですけれども、そういうのは、大臣、どうなんですか。

○国務大臣(片山虎之助君) 税制というのは公平で合理的なものにしなきゃいけませんから、それは相当議論してあれしているんですよ。今言いましたように、資本金がどっと増えて、物すごい大きさというのは金融機関ですよ。これは、例の自己資本比率だとか、いろんなこういう関係があつて事業活動と資本金が離れているんですよ。一番いいのは付加価値なんですよ。我々は付加価値を取ろうと、こう思つたんだけれども、まあ付加価値についてまた別の議論があるので何か入れてくれぬかというので、いろんな検討をして三分の

から事業所税、これのそれぞれについての減額見込額、それから合計額をお示しください。

○政府参考人(板倉敏和君) 今回の土地流通課税の軽減による減収見込額といふことでございますが、不動産取得税が約千二百億円、あと特別土地保有税と事業所税がそれぞれ約四百億円、合わせて三千億円程度でございます。

○八田ひろ子君 何か丸めておっしゃっていただきましたけれども、全体で約三千億円の減税といふことです。先ほど、一番最初にちょっと同じました配偶者特別控除の廃止によって増税額、これは七千億を超えるんですけども、地方税だけですと二千五百億だったと思ひますので、何かちょうど合ったのか、それは知りませんけれども、非常に矛盾を思ふんですけども。

そこで、それぞれの税について、最初おっしゃいました不動産取得税のこと、ちょっとと確かめたいんですけども、これ、標準課税を3%に引き下げるということですけれども、今現行は、住宅とか住宅用地というのは、もうこれ、減税になつてゐるものですから、これの対象、今回の減税の対象にはならない。つまり、事務所とか工場とか、そういうための土地が今回の減税になるわけですね。

そうしますと、減税の収益というのは、専ら事務所それから工場、オフィスビル、こういう業務用の建設用地とか、それですね、これを取得する納税義務者になるわけですが、これは法人か個人に分けると、やっぱり法人が多い、こういうことになるんでしょうか。

○政府参考人(板倉敏和君) 個人、法人のちょっと

る減税だなという。これ一千百九十九億円ですかね、今回の中では大きい方ですね。

それじゃ、特別土地保有税、これについて伺いたいというふうに思ふんですかね、この特別土地保有税というのは土地投機の抑制や土地供給の促進というのを目的に一九七三年に作られたわけで、その後いろんな変遷があって、現在は未利

用地の有効利用を促進する市町村税、こういうふうに理解しております。

二四四・七億円ですか。今度、二〇〇三年度で減税になるのは三百五十四億円なんですかね。それで、二〇〇〇年度で見ますと、これに対して徴収猶予の税額というものが五千三百億円、十二倍以上ですね。資料でいただいておりますけれども、徴収猶予の土地の面積というのがこれは年々増えているわけですね。八九年ですと二十二万五千八百九十五ヘクタール、九九年ですと二十二万四千六百八十四ヘクタール、この十年間で見ますと二七八・四%増と、こういうことになつてますけれども、これはどういうことでしょうか。

○政府参考人(板倉敏和君) 特別土地保有税につきましては、御指摘ございましたように、現在は、最終的に土地を取得をして、当然何か目的があって取得をされるんだろうと思うんですね。ますけれども、これはどういうことでしょうか。

○政府参考人(板倉敏和君) 個人、法人のちょっと

ます。これは、今回の税制いろいろあるんですけども、共通しているんですね。

それから、特別土地保有税、これについて伺いたいというふうに思ふんですかね、この特別

土地保有税といふことは土地投機の抑制や土地供給の促進というのを目的に一九七三年に作られたわけで、その後いろんな変遷があって、現在は未利

用地の有効利用を促進する市町村税、こういうふうに理解しております。

まず、確かめておきたいんですけれども、この

ことをあらは中小零細企業に対する重い税金の話

をしてきた後で、そうでない大きいところに対す

予額が増えているではないかということにつきま

しては、想像といいましょうか、恐らくということがありますけれども、いろんなこういう社会経済情勢の中で、例えばこういう用途に使おうといふことで取得をされたけれども、なかなか資金繰りが付かないのか何があれなのは分かりませんけれども、そちの方の利用が思うほどは進んでいない、こういうことではないかなというふうに思います。

○八田ひろ子君 要するに、法本来の、未利用地を生むんじゃなくて早く使ってもらうと、そういうのじゃなくて、未利用地がどんどん増えておると。目的でペーパーは出してあるんだけれども、使われていいないということですよね。

そうしますと、現在でも私、未利用地の有効利用を促進する役割をなかなか果たしていない、こういう現実があるって、どうしてそうなったかということを今おっしゃいませんでしたけれども、私は、この特別土地保有税が徴収猶予制度とか土地を持つている所有者にとってやっぱりインセンティブになつていない、いわゆる規制がどんどん緩められてきて余り役に立たなくなってきたいるんじゃないかな。だから、本来どんどんと活発にやってもらいためには、もっと的確にできるよう規制をするなり指導をしなきゃいかぬと思うんですよ。

ところが、この法律では、今回の提案は、徴収猶予分は除くけれども、事実上、特別土地保有税そのものを廃止するんだと。そうしますと、土地を保有していることが負担と感じないので更に進まない。利用されない土地も、これから買取されることもあると思うんですね。だから、本来、法律作られたときには、未利用地をなくして有効利用を促進しようと、こういうことでできた法律なのに、この法律をなくすと有効利用になると、こういうことになる。そうすると、全く逆の話になりますよね。

だから、これも私、何かいろいろと説明を受けても、おかしいなと。特別土地保有税をするとどんどんと有効利用ができますよということで税金

が、今度はそれをやめることができることがどんどんと土地の利用が促進できる。何かどうもおかしいんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。

○政府参考人(板倉敏和君) 特別土地保有税は昭和四十八年に創設されました、創設されました。当時は大変な土地投機の時代でございまして、基本的にには土地の売買を抑制するという趣旨で大変高率の税金を土地が取得されることに掛けると、こういうような税金でございました。その後、そういう土地の売買取引等も落ち着いたり、またちょっと活発になつたり、いろんなことをしてまいりましたけれども、それに応じましてこの税金もだんだんと性格をえてまいりまして、最終的に、今申されましたよつた、どちらかというと未利用地を早く利用していただくという形の性格の税金に変わつていったわけでございます。

ただ、今回、これを新しいものについては課税率をしないということにいたしましたのは、やはり現状、現在の資産デフレが進行している中から、何とかこれをいい方向に持つていかなきゃいけない、こういうことが大きな政策課題としてございまして、そのためには土地の流通を一層活発にしながらなきゃいけない。

こういう観点から申しますと、この特別土地保有税があるということ自体が、適正に利用する方にとっては本来払わなくていい税ではあるんですねけれども、計画をして用地を取得した、しかしながら何か手違いが生じてそのとおり利用できなくなつたときにこれは税金が掛かるかもしれないという、そういう何か心理的な非常な圧迫感があるというようなこともございまして土地の流通に対してかなりマイナスの影響がある、こういうことで、今の喫緊の政策課題に何とか対応しなきゃいけないと、そういう観点から特別土地保有税の新規課税はやめると、こういうことにされたわけでございます。

内訳でございますが、課税標準は床面積等でございまして、事業を行った方に課税する事業分というものと建築主に課税をする新增設分というものがございます。事業分には資産割と従業者割と、こういうふうに区分をされておるところでござります。

平成十二年度の事業所税の税収ですが、事業分が二千九百億円程度で新增設分が約三百四十億円程度、合計三千二百四十億円程度となつてましたところでございます。

○八田ひろ子君 今のお説明で、これは先ほど来片山大臣が言っておいでになりますように、地方自治体にいろいろと世話を掛けるんだ、そういうところにちゃんと税金を払つてもらうんだと、これ、正にそうですよね。

これ、現在、中小零細企業だとかベンチャー企業にはほとんど掛かっていませんね、今言われた二千平米以下というところは、巨大なところだけこれも掛かるわけですね。課税されているのはほとんど大企業だというふうに向っています。今度の改正は、そういうところが巨大な開発というんですか何かするときの新增設分の課税を廃止するということですね。

大臣、先ほどから言われていますけれども、事務所ができる、これはオフィスのあれもありますからね、そうすると水道だと下水道だと、それからごみも出ますよね。その自治体は大変負担があるんですよ。事業所税は都市の維持管理、再生に必要不可欠と、こういう資料も私いただいておりますけれども、これは地方六団体の資料ですけれどもね。

本当に大事な財源だというふうにおっしゃっている中身なんですよ。それをどうして廃止されるんでしようかね。自治体財政が厳しいと、何とかしてほしいときっと総務大臣にもおっしゃっていました。その大事な財源を、なぜ今、片山大臣、これはもうしようがないからやめようと。じゃ、それは対応する財政措置を何か考えておいでになるんですか。

○国務大臣(片山虎之助君) この特別土地保有税も事業所税も必要な税金なんですよ。ただ、今の資産デフレが大変深刻ですよね。もう土地神話は完全に崩壊しているんですよ。今の日本の地価はまだ高いという説が国際的にはありますし、もっと下がるんじゃないかなと。こういう中で、やっぱりこのデフレ阻止のための一つの要因は資産デフレ対策なんですよ。

そういうことで、証券だとかあるいは土地についての流通関係のコストを下げてくれと、こういう大要請がありまして、結局、そうないと、デフレを阻止して景気を良くしないと地方団体の収入だって減るんですから。国の収入も減る。国の収入が減るといえば交付税に跳ね返る、地方の収入が減るということはもう地方税でやっているところは大変な打撃を受けるんで、そういう大きな政策課題のためには、この際、特別土地保有税は、地価も凍結しているんですから、そういうことでそういうふうに考えようかと。

○委員長(山崎力君) 八田委員、時間です。

さっき言われたみたいに、ますます景気を悪くする方向へこういう減税、ここに、突出している大企業のここだけに減税をするという注目では、やっぱり景気も悪くなりますし、地方にとっても本当に大変な冷たいやり方だというふうに私は思っています。

○八田ひろ子君 今回のこの税制の表を見るだけでも、大企業優遇は極まり……

○委員長(山崎力君) おまとめ願います、八田委員。

○八田ひろ子君 はい。

大企業や大資本家のためだけの減税でありますから、庶民には増税ですよ、負担増です。こういうやり方は絶対に許されないということを強く申し上げて、時間ですので、質問を終わります。

○松岡満壽男君 今日はイラクへの武力行使をめぐって参議院も今日、明日と二日掛かりで本会議が開かれるという事態でございまして、そういう問題を議論するわけがありますが。

市町村合併という大きな流れの中でその根幹を成す税財源の移譲という問題をまず取り上げたいというふうに思うんです。

それで、大臣は、これ、一月二十六日の朝日新聞のアンケート、これはごらんになつたですか。

おきました。これは例の二〇〇三年問題、東京都のオフィスが余っちゃうというのの資料として、

○松岡満壽男君 これ、全国首長に対するアンケートなんですよ。

普通のアンケートといったら回答率、非常に低

いんだけれども、四十七都道府県知事、それから六百七十五市長、千九百八十町長、五百六十二村長、二十三東京特別区長の計三千一百八十七人を

対象に、回答したのが三千二百二十一人、回答率九

五%ですよ。それだけに、やはり今の地方自治制度が大きな曲がり角に来ておると。

その中で、皆戸惑っている、どうリーダーシッ

プを発揮していくらしいか分からぬといふ

うな首長の悩みが、市町村合併とか道州制の問題、税源移譲の問題、交付税の改革、そして財政危機、こういう変革は待ったなしでけれども、な

かなかそれをどうやつたらいいのか、國の方もい

るる苦しみながらなかなか的確な対応ができる

ないということがやはりこの九五%の回答に出

てきているというふうに私は読み取っております

であります。

それで、この中で、国の補助負担金の整理と地

方税財源の充実がこれ一番必要だというのは八割

ぐらい言っていますね。そして、小泉内閣の地方

改革について、余り評価できぬ、全く評価できぬ

というのが知事の八五%、市長の七三%、町長の

七九%、村長の八五%なんですね。こういう数字になつてゐるんですよ。

こういうふうに地方が、合併しろよと、いろいろ変わつて、いこうやと言ひながら呼び掛けているけれども、それに対してみんな戸惑つてゐる姿が如実に出てきているんですね。大臣はこの問題をどうのうに受け止めて、どのように対応すべきと考えなのか、まずお伺いをいたしたい。

○国務大臣(片山虎之助君) 確かに、私が見まし

ても、それじゃ、もう今までの中央政府が長い歴史の中で地方自治を本当にきちっと理解して地方

自治の強化や地方分権推進のためにどれだけの努

力をしてきたかということは確かにあります

思つて、そういうことで、首長さんの方にも考え方を直してもらおうと、中央政府も直すと。両方必要だと

思つて、やっぱりそういう今過渡期ですか

○八田ひろ子君 総務大臣のお言葉とも思えませんね。私は、やっぱり地方の思いをもう無慈悲に切つちやつたんだというふうに思うんですよ。今日は時間がもうありませんので質問できませんけれども、皆さんとのところに資料をお渡しして

いたい、事業所に来てもらいたいところの立地規制になるんですよ。新增設、税金を取るということは、増設しようと思つて税金が掛かる、新たに立地しようと思ってお金が掛かる。だから、そういう意味では市の中にもいろんな議論がありまして、私は地方の財源を手厚くしたいと、地方の行政基盤を強くしたいという思いは、八田先生よりは、八田議員よりはもっと私の方が強いかもしれない。そういうことの中で総合的に勘案して今回の減税ということは踏み切つたわけでございまして、そういうことでよろしく御理解をこれまでお願いいたしたいと思います。

○委員長(山崎力君) 時間ですので、おまとめ願います。

○八田ひろ子君 総務大臣のお言葉とも思えませんね。私は、やっぱり地方の思いをもう無慈悲に切つちやつたんだというふうに思うんですよ。今日は時間がもうありませんので質問できませんけれども、皆さんとのところに資料をお渡しして

ら、いろんな混乱や戸惑いが、今、松岡委員言わ  
れたアンケートの結果に表れているんではなかろ

うかと思つております。  
○松岡壽勇君　かつての自治省が唯一地方の首長から見ると政府の中では我々の方に顔を向けて我々の気持ちが分かってくれている省庁だという氣持でござるつで、それに合併問題が各

友達ちつともするわけでなし、それに併存性は力絶縁でくると、にわかにこれはちよつとひょっとしたら味方ぢやないのかなという取り方もあるて、非常に皆悩んでると思いますね。

たから、やーはり一番大事なことは、この改革の方向性というのが一体どういう方向を向いているのかという部分を見せなきゃいかぬのだけれども、なかなかそこが見せれないというところが一つあると思うんですね。サッチャー改革なんかは、やはりうちを壊す前に、新しいうちを建てるところが、結構重要な要素かな。

前に古い二十七を場きはやいがめと、古い二十七を場す前にどんな新しきうちを建てるのか見せなきやいかぬという部分がなかなか、道州制の問題とかいろんな議論は出るけれども、税源移譲の問題と

かなかなかすつきりした形が出てこないといふところに、一体この合併を進めた方がいいのか、あるいは足下見たらやっぱりせぬ方がいいのかと、いう行きつ戻りつになつてゐると思うんですよ。

正に今 大臣言われたように、自立とか個性とか よその市に負けるなどという気持ちは基本的には皆 それぞれ持つてはいるんですよ。だけれども、それがうまく生かせる舞台作りがなかなかできて

こないといふ部分にまどろっこしさが一つはあると思うんですよ。

けれども、現在どのような状況にこれなつておるのか、税財源移譲の問題、今後の取組についてどのように決意を持っておられるのか、改めてお伺いをいたしておきたいというふうに思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 十五年度の予算では、芽出しということで一千四百億弱の一般財源化と、それに対するほとんどが国が財源手当てをす

る、それから特に義務教については、地方、府県

の自主性を増やす、それから細かいもう補助金は市町村の道に対する道路の補助や福祉の関係の細

かい部分はやめてもらう、もうどうぞ一般財源自由にやってくださいと、こういうことにいたした

わけでございまして、この六月ごろというのです  
が、六月はあるいは幾らか遅れるかも、夏と私は

思っておりますけれども、それはもう閣議で正式に決めておりまして、具体的にそれを議論するの

は経済財政諮問会議で、原案を作るのは地方分権改革推進会議になろうと思ひますけれども、そこ

で分権改革推進会議の方は今いろんな検討をしていただいて、ヒアリングなんかをしていただいて

おりますし、経済財政諮問会議の方は議論を始めようと、こういうことになつておりますし、事務

的にはいろんな今それぞれに御検討を願つておりますけれども、なかなか、総論賛成各論反対とい

うのが我が国では大変多うございりますので、これからまとめるには苦労すると想いますけれども、

「これはやるうと。  
こうこう」とで、総理もそつそつ考へで、「わざ

まして、諮詢会議もそういうことで皆さんの意見が一致しておりますから、是非道筋を付けていき

たいと、こういうふうに思つております。  
○松岡滿壽男君 国庫補助金の削減、地方交付税

の見直し、税源移譲を含む国と地方の税源配分の在り方がいわゆる三位一体で検討しておられる

と。それで、それぞれ総務大臣や財務大臣や文部科学大臣の御決意も昨日の参議院の本会議で十分

承つておるわけであります、本当にこれが芽出しなのかひこばえですぐ枯れてしまうのか、その

辺が非常によく見えない部分なんですよね、率直に言って。

そこが一つ大事なことであります。平成十五年度は、義務教育国庫負担金について共済長期給

付及び公務災害補償にかかる部分を一般財源化しているわけですが、平成十八年度までに義務教

育にかかる経費負担の在り方について国庫負担金全額の一般財源化を目指しているというふうに

第二部 総務委員会会議録第五号 平成十五年三月二十日【参議院】

方の補助金で出したい、補助金で出したいと言っているんですよ。だから、全部補助金じゃなくてもいいじゃないかと、それだけのお金を別の形で一般財源手当てすればいいじゃないかというのが地方分権改革推進会議や総務省の立場で、押し付け合っているんじゃないんですよ。押し付け合つていいやいいんですよ。文部科学省の方が是非一般財源でやってくれと、私どもの方が是非補助金でと、じゃないんですよ。そこは是非そういうふうに御理解賜りたいと思いますしね。

教育の重要性はもう私は松岡委員と全く同じ認識でありますし、教育がどうでもいいなんというのは一切、考えた人はいたとしても少数だと思いますね。そこで、教育の中でも義務教育は根幹的な教育、基礎的な教育ですよね。だからこれをしっかりと守つていく、国が責任を持つということは私は必要だと思っています。その持ち方が今標準法で、がんじがらめまでいられないやないかと。標準法でできちつと基本的なことはもう義務付けて縛つっていくんだけれども、地方の裁量があつてもいいではないかというのが一つと。それから、全部補助金を、給与だけ二分の一持つて、ほかの補助金も出でていますけれども、これだって長い間やってきたけれども、こういう状況の中でそこは考え方直してもいいではないかと。大きいものではある、五千億削つて、五千億削つた場合にそれを見合の財源は必ずもらいますよ。それはもう本当にやう單なる負担転嫁、付け回しですからね。そういう今姿勢で、今後とも誠意を持って検討していくといふに思つております。

それともう一つは、そういうことの提案の中で、文部科学省自身が、それじゃ五千億削つてくださいと、こういうことを言つたんですよ。そこはいいんだけれども、五千億削つた財源の手当はどうか財務省と総務省でやってくださいと、こういったなにか自立できない。だから、この補助金の問題を、だからどのようにもうやめてもららう。大規模なもの、広域的な効果があるもの、それから技術が難しくて国でなきやできないようなもの、それはもう直轄事務でまずやつてもらって、それで補助事業の中でやりっぱり、関係が一都道府県や何かを越えるようなもの、広域的なもの、基幹的なもの、これらについては補助事業を残してもいい。それから、もうまちまちした細かいものはもう全部単独

といふことですけれども、補助金について削減の手当をして、その代わり、そういうことをやるんだから学級編制や教職員の配置については地

方の自主性を認めると、こういうことなんですね。

そこでまずやつたんで、全体をどうするか

ですから。だから、十八年度までに全体をどうす

るかを考えよう、こういうことなんですかね。だから、十八年度までに全体をどうす

るかの生活基盤の整備、例えば市町村道ですよ。そ

ういうものや、あるいはそういう施設の運営費、小さい

役割分担論だけじゃ駄目なんで教育論がなきや

いぬと。そこで教育改革の中における義務教育の

位置付けというものが入ればよ。だから、国と

地方の役割分担はありますよ。財源論もある、教

育論もある。そういう中で三省庁が誠意を持って

かねと。そこで教育改革の中における義務教育の

役割分担論だけじゃ駄目なんで教育論がなきや

いぬと。そこで教育改革の中における義務教育の

役

そういう地方税収の地域間格差の調整を行ひないがら交付税の削減を目指して、将来、国、地方の役割に応じた税目を明確にして、その税収において行政サービスを提供することがスリムで効率的な仕組みに作り変えていくためには必要なことだと私は思うんですが、総務省は税財源の移譲による地方の自立をどのように計画的にやつていこうとしておられるのか、それをひとつお聞かせいたいというふうに思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 私は、今のは六、四の国と地方の税源配分を五対五にしておると。しかし、五対五にしますと、やっぱり税収の格差は拡大するんですよね。経済力のある東京や大阪や神奈川県や、そういう県なり市町村が税が増えるんですよ。だから、交付税といふのはどうしても必要なんですね。だから、私は、分かりやすく言えば、これからは経済力のある地域は税だけであっても、やはり、交付税の不交付団体になつてもらう、税収のないところは、これは税ではとても足りませんから、これは交付税を中心でやらざるを得ないと、こういうふうに思つておるんですね。

それで、今はもう人件費の半分出ない、税収が、団体幾らもありますよ。小さい団体は皆そ

うなんですね。それから、やっぱり合併がしにくいうなです。だから、やっぱり合併がしにく

いんです。それから、ようないろんな制約があるような団体は、そういうもので、一割税があればいい方だ

いんだと、いろんな感じのところもありますよ。みんな交付税なんですよ

ね。交付税や補助金やなんかなんですよ。だから、与えられているんです、税金を。そういうも

のに依存しているんですよ、いろんな状況でしょ

うがないんすけれども、そこでどうだこうだと

ころがあるんですね。

だから、合併したくないというのは私はよく分

かりますよ。地形的ないろいろな制約があるから。それからもう一つは、首長さん、議員さんが辞めたくないという気持ちが半分くらいある。そ

れはどうしてもある。しようがないんですよ。そ

れは、私がそなつたら同じことを言うに違ひな

いと思うから。それから、今は本当に仲良く自由にやっているんですよ。人口千人とか二千人だ

とか、私、岡山県でよく知っていますよ。もうや

ることは大体全部できて、補助や交付税で、もう

税金はほとんど取れませんよ。五%か六%か。し

かし、仲良くて、大体やることは全部できて、運

営には困りませんよね。合併なんか何でしなき

や

いかぬかということになつていて。

しかし、そういうふうな状況はもう続かないん

ですね。國もそうですけれども地方も、だか

ら、そこはいろいろ、これだけ道路が良くなつて

I-Tが進んでくるんですから、いろいろそういう

制約条件があつても頑張つてもらおうとい

うですね。

我々は強制的なことは考えておりませんけれども、もちろん。ただし、やっぱり自立する志とそ

れだけの努力がないところはいつまでも依存で

交付税におんぶにだっこで、これでは困ると言つ

ているんですね。だから、そういうことの中で、

やっぱり税源移譲が私は基本だと、こう思つてお

りますから、これを是非進めていきたいと思つて

おります。

○松岡滿壽男君 是非、大臣には頑張つていただきたいんですけど。

昔は、ローマ時代なら、それこそ一目で見渡せ

る範囲とか、町の適正規模ですよ、それで声を掛けたら届く範囲とか、顕見知りでおれる範囲とか、そういうものはあつたと思うんですよ。だから、

三百年ぐらいの間は三千万から三千三百万ですか

ら、人口が、だからある面では縮んでいたわけ

でしょう。それでもまたお互いにやれたと。

だから、そういう恩恵を出していかにやいかぬ

のだけれども、要するに消費も増えず、デフレも

解消せぬと。デフレギヤップは一応二十五兆円ぐ

らいあるんですね、デフレギヤップが。そうす

るとこれ、減税しるといったって、国税収入だつ

て四十二兆円しかないし、地方税だって三十二兆

しかないわけですから、これは全然できぬわけ

ですよ。だから日銀の新總裁に期待せにやいかぬ

と、いわゆる不動産問題と株の問題で、

という状況でありますから、地方も既に、平成

三年度末に百九十九兆になつておる。そつする

と、今までの繩張争いとか、各省庁のですね、権

益保護だけを考えておつたら全然前に進まないで

すよね、再生日本が。だから、総理と各大臣がか

なり指導力と将来を見据えた格好でそれぞれの権

益にメスを入れていくということをやらねと、私

が、こここの道路をどうするとか、ここを、あれを

知つた人が決めるんですから。霞が関の役所の人

が、こここの道路をどうするとか、ここを、あれを

いらっしゃる

日本にとって

は人口が減ること

は全然改革進まないと。それをやろうとせぬか

ら、地方の知事さんやあるいは市町村長さんは、

どうなつてゐるんやと。

だから、これは國の改革と地方というのはやつぱり車の両輪だと私は思いますよ。その辺のやつぱり覚悟を相当持つて、総務大臣、リーダーシッ

ト。それで、國と地方の借金は雪だるま式に

いくと。

そういうふうな状況はもう続かないん

ですね。消費する人も減つてくるわけで

増えてくる。経済はうまくいかない。そういうデ

フレの中に完全に入っちゃつていて。そうする

と、人口が減る縮小社会というのは必ずデフレに

なるんですね。消費する人も減つてくるわけで

すから、生産力も縮んでいくと。

この前、予算委員会で私の問題、堺屋経済企

画庁長官のときに、この勉強したところが、結果

は一つもいい結果が出てこないと、縮小社会で、

というので発表しなかった。ところが、十四世紀

に一回あつたといって、竹中大臣が、どこかヨー

ロッパで、縮んでいっても、縮小社会でも。それ

は確かに、考えてみたら、江戸時代だってずっと

三百年ぐらいの間は三千万から三千三百万ですか

ら、人口が、だからある面では縮んでいたわけ

でしょうね。やつぱり二十一世紀に入りましたし、私は、

そういういろんな改革を今やろうという機運も出

てきて、國民の理解も得ておりますから、それぞ

れの改革を着実にやっていくと。特に、地方の場

合には、地方でできることは地方にゆだねるとい

うことと何度も総理も言っておられまして、私は

基本的にそなうだと思うので、市町村にできるこ

とは全部市町村にやつてもらいたいと思うで

すよ。そのためには、やつぱり市町村が力をを持つ

もらわなきゃ、基盤を強くしなきゃできないで

すよね。

○國務大臣(片山虎之助君) 言われるとおりです

ね。やつぱり二十一世紀に入りましたし、私は、

そういういろんな改革を今やろうとい

うておられましたし、私は、

ぱり覚悟を相当持つて、総務大臣、リーダーシッ

トを発揮していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(片山虎之助君) 言われるところ

で、やつぱり二十一世紀に入りましたし、私は、

そういういろんな改革を今やろうとい

うておられましたし、私は、

ぱり覚悟を相当持つて、総務大臣、リーダーシッ

トを発揮していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○松岡滿壽男君 是非、大臣には頑張つていただきたいんですけど。

昔は、ローマ時代なら、それこそ一目で見渡せる範囲とか、町の適正規模ですよ、それで声を掛けたら届く範囲とか、顕見知りでおれる範囲とか、そういうものはあつたと思うんですよ。だから、

三百年ぐらいの間は三千万から三千三百万ですか

ら、人口が、だからある面では縮んでいたわけ

でしょうね。それでもまたお互いにやれたと。

だから、そういう恩恵を出していかにやいかぬ

のだけれども、要するに消費も増えず、デフレも

解消せぬと。デフレギヤップは一応二十五兆円ぐ

らいあるんですね、デフレギヤップが。そうするとこれ、減税しるといったって、国税収入だつ

て四十二兆円しかないし、地方税だって三十二兆

しかないわけですから、これは全然できぬわけ

ですよ。だから日銀の新總裁に期待せにやいかぬ

と、いわゆる不動産問題と株の問題で、

という状況でありますから、地方も既に、平成

三年度末に百九十九兆になつておる。そつする

と、今までの繩張争いとか、各省庁のですね、権

益保護だけを考えておつたら全然前に進まないで

すよね、再生日本が。だから、総理と各大臣がか

なり指導力と将来を見据えた格好でそれぞれの権

益にメスを入れていくということをやらねと、私

が、こここの道路をどうするとか、ここを、あれを

いらっしゃる

日本にとって

は全然改革進まないと。それをやろうとせぬか

ら、地方の知事さんやあるいは市町村長さんは、

どうなつてゐるんやと。

だから、これは國の改革と地方というのはやつ

ぱり車の両輪だと私は思いますよ。その辺のやつ

ぱり覚悟を相当持つて、総務大臣、リーダーシッ

ト。それで、國と地方の借金は雪だるま式に

いくと。

そういうふうな状況はもう続かないん

ですね。

だから、合併したくないというのは私はよく分

かりますよ。地形的ないろいろな制約があるか

ら。それからもう一つは、首長さん、議員さんが辞めたくないという気持ちが半分くらいある。そ

れはどうしてもある。しようがないんですよ。そ

れは、私がそなつたら同じことを言うに違ひな

いわゆる日本にとって

は人口が減ることはもう

ございませんよ。

いや、本当に戦争も始まる。そうすると、株安

がまた更に行くでしょう。それで、経済ももう全

然これはうまくいきませんよ。それで、世界的に

見て、そういうシステムの中になれば親しん

ができるで来た。そういうシステムの中になれば親しん

ができるでいるわけですよ。ところが、これから先を

見ると、そこは言えない状況が出てきているわけ

でしよう。

今日からまた戦争も始まる。そうすると、株安

がまた更に行くでしょう。それで、経済ももう全

然これはうまくいきませんよ。それで、世界的に

見て、そういうシステムの中になれば親しん

ができるでいるわけですよ。ところが、これから先を

見ると、そこは言えない状況が出てきているわけ

でしよう。

だから、合併したくないというのは私はよく分

かりますよ。地形的ないろいろな制約があるか

ら。それからもう一つは、首長さん、議員さんが辞めたくないという気持ちが半分くらいある。そ

れはどうしてもある。しようがないんですよ。そ

れは、私がそなつたら同じことを言うに違ひな

いわゆる日本にとって

は人口が減ることはもう

ございませんよ。

いや、本当に戦争も始まる。そうすると、株安

がまた更に行くでしょう。それで、経済ももう全

然これはうまくいきませんよ。それで、世界的に

見て、そういうシステムの中になれば親しん

ができるでいるわけですよ。ところが、これから先を

見ると、そこは言えない状況が出てきているわけ

でしよう。

だから、合併したくないというのは私はよく分

かりますよ。地形的ないろいろな制約があるか

ら。それからもう一つは、首長さん、議員さんが辞めたくないという気持ちが半分くらいある。そ

れはどうしてもある。しようがないんですよ。そ

れは、私がそなつたら同じことを言うに違ひな

いわゆる日本にとって

は人口が減ることはもう

ございませんよ。

いや、本当に戦争も始まる。そうすると、株安

がまた更に行くでしょう。それで、経済ももう全

然これはうまくいきませんよ。それで、世界的に

見て、そういうシステムの中になれば親しん

ができるでいるわけですよ。ところが、これから先を

見ると、そこは言えない状況が出てきているわけ

でしよう。

だから、合併したくないというのは私はよく分

かりますよ。地形的ないろいろな制約があるか

ら。それからもう一つは、首長さん、議員さんが辞めたくないという気持ちが半分くらいある。そ

れはどうしてもある。しようがないんですよ。そ

れは、私がそなつたら同じことを言うに違ひな

いわゆる日本にとって

は人口が減ることはもう

ございませんよ。

いや、本当に戦争も始まる。そうすると、株安

がまた更に行くでしょう。それで、経済ももう全

然これはうまくいきませんよ。それで、世界的に

見て、そういうシステムの中になれば親しん

ができるでいるわけですよ。ところが、これから先を

見ると、そこは言えない状況が出てきているわけ

でしよう。

どう、施設をどうするとか、おる人が決めるのが一番早いですよ。補助金をもらいにこっち来なくとも、税でやれるならその場で決まっちゃうよ。

一回申請書を出して説明をして、あとチェックを受けてなんということをやめるのが私はこの国が再生する一つのゆえんだと、本当にこう思っておりますので、是非私の所管の分野について一生懸命やってもらいたいと思います。

○松岡滿壽男君 大臣が言わるとおりですけれども、そう議論してある時間は日本には余り残されていないと私は思うんですよ。

確かに合併問題でもいろんな思惑がそれぞれあって、もっと自主的にやれという声もあるし、いやそういう、もっと国は青写真示して、道州制の導入とか三百ぐらいの市にしなければ効率のいい運営できないよと。その代わり、財源は全部、税も地方で取りなさいと。国は、こういう議論もあるわけですよ、大体、道州制導入すれば今八十一兆の政府の予算は二十兆ぐらいで済むじゃないかと。道州制導入することによって三十兆ぐらい節減できるんじゃないかと。そういう基本的な方向性が見えないわけですよ。だから、地方も揺れ動いているわけですよ。

言われるように、地方でできることは地方で、当たり前のことですよ。だけれども、お金もない権限もないでしょ。それでやれることやりなさいと言つたってやりようがないじゃないのというものが現在のやはり揺れている状況なんですよ。だけれども、それはもうこれから残された時間は私も余りないと思いまして、しつかり議論しながら、国会での議論を踏まえながら、やっぱり行政の方も頑張っていただきたいというふうに思っています。

〔委員長退席、理事景山俊太郎君着席〕

先ほど來議論ありました一番目の課題ですが、自治体の課税自主権の活用と税収確保についてに移りたいというふうに思っていますが、まず、法定外税の導入の問題です。

地方税を充実させるために地方自治体の課税自

主権の強化、これは必要だと思うんですけれども、東京都の宿泊税、三重県の産業廃棄物税、山梨県河口湖町ほか二町の遊漁税などの法定外税が創設されています。四十七都道府県の調査によれば、施設をどうするとか、おる人が決めるのが一番早いですよ。補助金をもらいにこっち来なくとも、税でやれるならその場で決まっちゃうよ。

一回申請書を出して説明をして、あとチェックを受けてなんということをやめるのが私はこの国が再生する一つのゆえんだと、本当にこう思っておりますので、是非私の所管の分野について一生懸命やってもらいたいと思います。

○松岡滿壽男君 大臣が言わるとおりですけれども、そう議論してある時間は日本には余り残されていないと私は思うんですよ。

確かに合併問題でもいろんな思惑がそれぞれあって、もっと自主的にやれという声もあるし、いやそういう、もっと国は青写真示して、道州制の導入とか三百ぐらいの市にしなければ効率のいい運営できないよと。その代わり、財源は全部、税も地方で取りなさいと。国は、こういう議論もあるわけですよ、大体、道州制導入すれば今八十一兆の政府の予算は二十兆ぐらいで済むんじゃないかと。道州制導入することによって三十兆ぐらい節減できるんじゃないかと。そういう基本的な方向性が見えないわけですよ。だから、地方も揺れ動いているわけですよ。

言われるように、地方でできることは地方で、当たり前のことですよ。だけれども、お金もない権限もないでしょ。それでやれることやりなさいと言つたってやりようがないじゃないのというものが現在のやはり揺れている状況なんですよ。だけれども、それはもうこれから残された時間は私も余りないと思いまして、しつかり議論しながら、国会での議論を踏まえながら、やっぱり行政の方も頑張っていただきたいというふうに思っています。

対して法定税のいわゆる超過課税ですね、これに對しても委員御関心がおありますですが、これも平成十三年度決算ベースで超過課税が四千七百億円、これは全国二千四百三十五団体といふことでござります。是非とも、これは大変貴重な財源で、地方政府の充実確保の観点から徴収体制の強化を図る必要もあるんではないかというふうに思っていますが、平成九年から平成十三年の五年間で滞納額が実際に七百二十億円増加しておるようですね。こういう中で、要質な税の滞納者に対する行政サービスの徴収体制の強化についてお伺いをいたしたいと思います。

財政状況が厳しい中で、自治体の自主財源の充実確保の観点から徴収体制の強化を図る必要もあるんではないかというふうに思っていますが、平成九年から平成十三年の五年間で滞納額が実際に七百二十億円増加しておるようですね。こういう中で、要質な税の滞納者に対する行政サービスの徴収体制、停止、氏名の公表等を制度化する自治体が出てきているようになりますが、御存じのような経済状況で失業率は高止まり、しかも若い人たちの就職の道が閉ざされておる。平成十四年度の個人破産が実に二十万五千件と、これはもう対前年比三三・八%の増でありますし、特に対前年比四〇%を超える県が、地方が特に傷んでいますから十六県に及んでおるわけです。

○松岡滿壽男君 ありがとうございます。

先ほど來の議論の中で、市町村合併とか市町村の将来の姿についての議論もあつたわけですが、最も基礎的自治体の考え方、こういうものが理屈的だというものが、例えば人口の面でいえば十五万から三十五万ぐらいが適正規模なのか、そういう国の青写真が、道州制の問題とか、しつかりしたものがないと、結局民意に問うというだけではなかなかやはり、先ほど來アンケートにもありましたように地方自治体の首長の悩みは尽きぬわけですね。結果的には、それじゃ自分たちの都合のいい形での合併しか選択がないのかと、そうすると、非常に効率的でない小規模的な合併と、じゃ何のためにしたんだという全く結果も分からぬという状態になりかねないわけですね。

だから、市町村合併が求める行政や財政の効率

いのはいわゆる税源移譲を含んだ三位一体と。これはもう片山大臣が中心に一生懸命頑張つていたいるわけですが、それも数兆円規模と。根本的にこの大きな穴というのはどうするのかというのは本当にこれは真剣に議論しなければいけない問題でございまして、やはり憲法九十二条のいわゆる地方自治の本旨と、それが受益と負担なのか、それは何なのかという、本当にこれは早期にまた結論を出さなければいけない問題と考えております。

〔理事景山俊太郎君退席、委員長着席〕

そういうことでありますて、例えば茨城県、鳥取県におきましては、そういった直接当事者じゃなくて一部事務組合を設立して、いわゆる第三者のものを作つて、その方たちが徴収困難な事案について滞納整理を実施すると、こういうこともございますし、神奈川県におきましては、県税事務所と市町村の税務職員がそれぞれの併任職員としよろと御答弁をいただきましたので、よく勉強なさつておられるものだから、あれなんですが。

○松岡滿壽男君 超過課税については次にお伺いいたしたいというふうに思っています。

○副大臣(若松謙雄君) 今、法定外税の話がございましたが、平成十三年度決算ベースで、いわゆる法定外普通税が二百八十八億、これ二十団体です。法定外目的税、このときはまだ税収が入っておりません、十一団体ございますが、こういった状況で、二百八十八億という金額。それに對して法定税のいわゆる超過課税ですね、これに對しても委員御関心がおありますですが、これも平成十三年度決算ベースで超過課税が四千七百億円、これは全国二千四百三十五団体といふことでござります。是非とも、これは大変貴重な財源で、地方政府の充実確保そのものよりも政策誘導的な税を模索する動きになってきておるわけであります。法定外税だけで地方税の充実確保を図ることは限度がある現状では、新たな税源を見付けることは容易ではない中で、町づくりや環境等の分野において税収確保そのものよりも政策誘導的な税を模索なってきておるようあります。

しかし、主要な税源が既に法律により配分されている現状では、新たな税源を見付けることは容易ではありません。四十七都道府県の調査によると、環境保全に用途を限定した法定外税については三十八自治体が導入を準備中であり、自然環境の景観保護を目的とした独自課税を検討している自治体があり、こういう動きが全国に活発になってきておるようあります。

さて、主権の強化、これは必要だと思うんですけれども、東京都の宿泊税、三重県の産業廃棄物税、山梨県河口湖町ほか二町の遊漁税などの法定外税が創設されています。四十七都道府県の調査によると、環境保全に用途を限定した法定外税については三十八自治体が導入を準備中であり、自然環境の景観保護を目的とした独自課税を検討している自治体があり、こういう動きが全国に活発になってきておるようあります。

さて、主権の強化、これは必要だと思うんですけれども、東京都の宿泊税、三重県の産業廃棄物税、山梨県河口湖町ほか二町の遊漁税などの法定外税が創設されています。四十七都道府県の調査によると、環境保全に用途を限定した法定外税については三十八自治体が導入を準備中であり、自然環境の景観保護を目的とした独自課税を検討している自治体があり、こういう動きが全国に活発になってきておるようあります。

化、こういうものがやっぱり必要なのか、いや必要でないのかということも分からぬ状況にあって民意に問うという形ですから、だから、明治の大合併はそれなりに一つの目標もあって、昭和の大合併も中学校とか一つの問題があつて、今度の場合は非常に難しい。だけれども、先ほど申し上げたように、日本の将来が非常に危うくなってきている。財政破綻もあるし、デフレ縮小社会、その中でいかに効率的で、スリムで効率的な仕組みを作っていくかといふ、これは国家の生存を懸けた大変な問題意識を持たないと乗り越えられない問題だと私は思うんですよ。だけれども、それを漠然として、大臣はよく答弁されるけれども、明治の大合併はこういう廃藩置県の後の再編成で、昭和の大合併はこうですが、今回はという、これじゃ説得力ないですよね。

だから、どういう青写真を国として持つておるのかということをやはり示されるときが来ているんじやないかと思うんですが、その辺はいかがで

しょう。

○國務大臣(片山虎之助君) それは青写真が示せれば一番いいんですよ。しかし、道州制といいまして、やっぱりこれは十分議論して国民のコンセンサスを得ないと、役所がぱっと打ち上げる、総務省が、あるいは内閣が、これじゃ民主主義じゃありませんわね。そこで、今、地方制度調査会で市町村再編後の府県制度の在り方を議論してもらっているんですよ。そういうときにたたき台を出してもらって、議論を大いにして国民的な論議を起こして、その中で国民のコンセンサスを得ていかない、それはイラクや何かじゃないんですね。我が家は民主主義国家でありますから、そういう点では非常に自由な議論をしながら。

そういうことをやはり示されるときが来ているんじやないかと思うんですが、その辺はいかがで

しょう。

○國務大臣(片山虎之助君) それで市町村は強くなつてください、自主的に、大きくなつてくださいということを申し上げて、そこで再編ができるとすれば、小さいところも残りますよ、それは、残ったところをどういう位置付けをするかというのも、これも今議論してもらっているんですよ。

そういうことをやはり示されるときが来ているんじやないかと思うんですが、その辺はいかがで

しょう。

取得税でマイナス一千二百億、法人一税でマイナス七百億円であり、制度改革による増収というのではなく、自動車取得税で二百四十億円、たばこ税で百八十億円と極めてわずかだと、こういう格好ですね。

こうして見ると、今回、税制改正による減収の中で、道府県では不動産取得税の減税一千二百億円が全体の道府県税の中でももうほかにならない大きな額だと、こういうことです。

不動産関係の減税と減収は、後でも申し上げたいと思うのですが、市町村税にもありますけれども、この財政難の今、これほどのマイナスを道府県や市町村に与えてまで改正するのは一体何のためなのか。不況の根本原因を直さずにおいて、税だけを下げても不動産取引が流動化をするといふのは非常に難しいんではないのか。どういう見通しを持って不動産減税をするとおっしゃるのか、ここところをまずしっかりと伺いたい。

例えば、不動産取引の量に関して中期的な予測であるとか、あるいはそれに対する今回減税で効果はこういう恰好で幾ら幾ら、こんなようない試算があるのかどうか、ここらのところをまず先にお伺いしたい。

○政府参考人(板倉敏和君) 先ほど来申し上げておきますけれども、資産デフレが進行する中で、土地の利用価値を重視する方向への土地市場の構造変化など、土地市場をめぐる諸情勢に対応する観点から、土地流通課税についてその軽減が求められていたところでございます。

不動産取得税につきましては、今回の税制改正において平成十五年の四月一日から三年後、

お尋ねの不動産取得税を軽減した結果、どの程度効果があるのかということを伺いますけれども、この引下げの、軽減の効果を数字で具体的

にお示しすることは困難であるということでござりますけれども、他の土地税制の軽減措置等と相まって土地の有効利用等が推進されるんではないかというふうに期待をしているところでございます。

○又市征治君 大臣、今月の六日の衆議院の審議で、我が党の重野委員とのやり取りの中で、いや本当に余りこんなことやりたくないんですけど、こうおっしゃいながら、直接には市町村税の事業所税についてでしたけれども、税金を取るより取らない方が流動化に役立つからと、こんなようないいと思つてますから。それは、私どもの方の不動産取得税は千二百億ぐらいですか。それから、

格好で、消費的なというか、そういう答弁をされているわけですが、不動産取得税についても全く同じような、今出されたような理由を言われるんだろうと思うんです。

しかし、この税目は都道府県税の4%を占めて、この減税は大きな影響を与えるとして都道府県そのものも明確に反対をしてきましたですね。景気対策は、国税でならともかく、地方の安定的道じやないかという批判が議論からも強くあります。しかし、今は申上げたように大臣もそういう意見があつたんだと思うんですねけれども、流動化に役立つという大臣の理由は、地方財政の代弁者としてではなくて、どうも不動産業界の減税要求にこたえたものじゃないのかという、こういう声まである、こういうことですから、こうした反対意見に大臣、是非しっかりと答えていただきたい、こう思います。

○國務大臣(片山虎之助君) 衆議院でお答えします。したように、私は地方財政の現状を考えると減税は本当はしたくないんですよ、正直言いまして。しかし同時に、税というのはある意味では政治のエキスみたいなところがありまして、政府税調でも議論してもらおう、それから各党の、特に与党でも議論してもらおう。そういうところの要請が大変強かつたんですよ。資産デフレを打破しないと本当のデフレ退治はできないと、そこで流通税が一番問題だと、こういう御認識ですね。そこ

で、いろんな議論があつたのですから、我々としては、それじゃ資産デフレ対策として何が有効かと。こういうことになりますと、やっぱり不動産取得税ということになるんですね。

効果がどれだけあるか、それは分かりません。しかし、心理的には、やっぱり流通課税が相当減税になりますから、登録免許税が二千二百億ぐらい減税ですから。それは、私どもの方の不動産取得税は、これは国税ですけれども、登録免許税は、不動産取得税一千二百億ぐらいですか。それから、

所税についてでしたけれども、税金を取るより取らない方が流動化に役立つからと、こんなようないいと思つてますから。それは、私どもの方の不動産取得税は一千二百億ぐらいですか。それから、今年の事業所税と特別土地保有税ですね、これが合計で、消費的なというか、そういう答弁をされているわけですが、不動産取得税についても全く同じような、今出されたような理由を言われるん

だらうと思うんです。

しかし、この税目は都道府県税の4%を占めて、この減税は大きな影響を与えるとして都道府県そのものも明確に反対をしてきましたですね。景気対策は、国税でならともかく、地方の安定的道じやないかという批判が議論からも強くあります。しかし、今は申上げたように大臣もそういう意見があつたんだと思うんですねけれども、流動化に役立つという大臣の理由は、地方財政の代弁者としてではなくて、どうも不動産業界の減税要求にこたえたものじゃないのかという、こういう声まである、こういうことですから、こうした反対意見に大臣、是非しっかりと答えていただきたい、こう思います。

○又市征治君 それじゃ次に、市町村税の方も、マイナスの規模は道府県よりも小さいですけれども、不況の影響と政府の税制の影響とが重なってくることは今申し上げた都道府県と同様なわけですね。前年度市町村税は十九兆七千億円、これに対して今年度の減収が九千六百億円でマイナス四・九%になりますね。

主なものは、固定資産税が家屋を中心によります。しかし同時に、税というのはある意味では政治のエキスみたいなところがありまして、政府税調も、平成十一年度は約四万一千棟で床面積が二千二百万平米でございました。それで、平成十一年度では約四十三万棟、床面積八千九百万平米、平成十四年度になりますと約五十九万棟、床面積で六千七百万平米ということでござります。

同様に、非木造家屋につきましては、平成十一年度では約四十三万棟、床面積一億一千五百万平米、平成十四年度で三十一万棟、床面積で八千五百万平米というふうになっておりまして、いずれもこの五年で見ますと減少傾向にあらうかと思ひます。

非木造家屋のオフィスビルでございますけれども、平成十一年度は約四万一千棟で床面積が二千二百万平米でございました。それで、平成十一年度が約二万八千棟の床面積が千三百万平米というところで、ここでも減少の傾向かというふうに考えております。

今後につきましては、経済状況の動向等もござ

りますように、東京では汐留地区再開発のあの恩苦しいばかりの超高層ビルの林立に見るよう、新築ビルがどんどん建つておる。そして、二〇〇三年問題と言われるほどオフィスビルの供給過剝がないばかりで、消費的なというか、そういう答弁をされているわけですが、不動産取得税についてでしたけれども、トータルでは増える、こういうふうに見ているわけですね。新築の内訳そのものは一体どういうふうにになっているのか、住宅と非住宅ということになりますが、その内訳、特にオフィスビルについて近年の推移、また今後一、三年に建ち上がる分の予測などありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(板倉敏和君) 新築の状況でございますけれども、過去五年間で見ますと、木造家屋の場合には平成十一年度課税に係る増分でございました。それでも、その内訳、特にオフィスビルについては、三百六十億円、法人税割でマイナス二千三百三十億円、これに今回の税制改正で法人税割のマイナス六百五十億円と特別土地保有税の課税停止で三百五十億円、事業所税のマイナス四百億円が加わってくると、こういう格好になっています。

いまして予測はなかなか難しいのでありますけれども、平成十四年度の建築着工統計によりますと、建築物の着工が減少しております、引き続き厳しい状況が続くのではないかというふうに考えております。

○又市征治君 この二〇〇三年問題については、衆議院で先ほど申し上げた我が党の重野委員が詳しく述べましたとして、国土交通省の答弁は簡単に言えば、今年は大規模オフィスビルが例年の二倍に当たる二百万平米が供給される、そのうち約半分は汐留、東品川など国鉄清算事業団の関連だと、こんなふうに言って、つまり國が投壳りした土地なわけですが、そこで二〇〇四年度以降は反落して、今後数年の平均では平常の百万平米台に収まるだろうという、こんな答弁をしているわけですね。多分総務省もそういう見通しなんだろうと思つてますが、そこで伺いますが、非住宅、オフィス床の固定資産税について初年度は何か割り引くといったようなこんな制度があるんですか。

○政府参考人(板倉敏和君) 初年度を割り引くと

いうような制度はございません。

○又市征治君 はい、そうですよね。すると、新規のオフィスビルがピークの二百万平米建ち上がる、今年の二〇〇三年ということになるわけですが、三千九百億円の減収が見込まれるということであれば、後の年はもっと減っていくことになります。

○政府参考人(板倉敏和君) 来年度の税収見込みの中でのお話をござりますが、固定資産税につきましては、ちょうど十五年度が評価替えの年に当たりおりまして、三年に一回の評価替えでございます。この家屋の評価替えにおきましては、近年の建築物価の動向を評価替えに反映させるということでございまして、かなり建築価格が、評価額が下がると、こういう状況がござります。したがいまして、全国的に当然毎年新築の住宅なりオフィスビルはござりますけれども、この評価替えの年は、過去もここ何回か下がってきており

ますけれども、特にマイナスが大きいということです。

再来年度はどうかと言いますと、再来年度になりますと、ここは評価替えは三年に一回でござりますので、若干新築が増えた分は、この減収分は戻ってくるのではないかというふうに思つております。

○又市征治君 それから、やはり不動産税制で二つあります。

まず、事業所税ですが、これは新增設分の課税の廃止ということでマイナス四百億円と見込まれています。

さて、事業所税ですが、これは新增設分の課税の廃止ということでマイナス四百億円と見込まれた土地なわけですが、そこで二〇〇四年度以降は反落して、今後数年の平均では平常の百万平米台に収まるだろうという、こんな答弁をしているわけですね。多分総務省もそういう見通しなんだろうと思つてますが、そこで伺いますが、非住宅、オフィス床の固定資産税について初年度は何か割り引くといったようなこんな制度があるんですか。

○政府参考人(板倉敏和君) 初年度を割り引くと

いうような制度はございません。

○又市征治君 はい、そうですよね。すると、新

規のオフィスビルがピークの二百万平米建ち上がる、今年の二〇〇三年ということになるわけですが、三千九百億円の減収が見込まれるということであれば、後の年はもっと減っていくことになります。

○政府参考人(板倉敏和君) 来年度の税収見込みの中でのお話をござりますが、固定資産税につきましては、ちょうど十五年度が評価替えの年に当たりおりまして、三年に一回の評価替えでござります。この家屋の評価替えにおきましては、近年の建築物価の動向を評価替えに反映させるとい

うことでございまして、かなり建築価格が、評価額が下がると、こういう状況がござります。したがいまして、全国的に当然毎年新築の住宅なりオフィスビルはござりますけれども、この評価替えの年は、過去もここ何回か下がってきており

ますけれども、特にマイナスが大きいということの改正なのか、それとももう全く打ち切つてしまふのか、ここのことをお聞きいたします。

○政府参考人(板倉敏和君) 今回の税制改正は、国、地方を通じまして多年度税制中立という考え方で、六、七年間で増減収が全体としてプラスマイナスゼロになるぐらいにしようということで、まず減税先行という形で行われております。

都道府県と市町村で若干事情は異なるわけでありますけれども、また国と地方税で若干事情は異なりますが、いざれにいたしましても、例えば、そのためというわけではございませんけれども、大体八百億円近い減収に対しまして、市町村たばこ税の増税によりまして今度は八百億円程度が市町村の増収になるということではござります。

○政府参考人(板倉敏和君) 事業所税につきましては、先ほど大臣もお話をございましたが、特に都市の貴重な財源ということで私どもも大切に考えておりましたけれども、今回このこういう措置によりまして、新增設の分を廃止をするということでござります。全体で見ますと、平成十二年の税収でいきますと、新增設分は三百四十億ぐらいで事業分と言います既設の分が二千九百億ぐらいござります。

そういうことからいたしますと、全体の一割と話なんですが、二千九百億円の減収が見込まれるということからいたしますと、全体の一割と話なんでも、一割超えておりますが、これはおかしい、そういう意味ではどうも大改悪だと言わざるを得ぬのではないかと、こう申し上げておかなければなりません。

新增設分の税収の比率はかなり低いわけですが、その状態にはほとんど戻ってしまうわけで、私はそんなふうに思うんですね。他の税によるこの穴埋め、たゞこでやりますというのはこれはおかしな話なんですが、自治体にとっては何らメリットもない、そういう意味ではどうも大改悪だと言わざるを得ぬのではないかと、こう申し上げておかなければなりません。

そこで、大臣、これもせんだけての衆議院での質疑なんですが、一九七五年の事業所税の創設の説明を重野委員が引いて、新增設分から半分程度、それからバランスよく取るべきで、時々見直しをしろと書いてあるという、こういうことを取り上げて大臣に質問をしているわけですから、大臣は、いや、はぐらかした答弁をなさつて、今はもう新增設は九%に減っているんです。しかし、これは答えになつていないと、いうふうに私は思つんですね。減っているんならば、むしろバランスを逆に増やす。元々のこの創設のところのこの説明から言えれば、そういうことになるん

だらうと思うんです。

その後、大臣は、結局、流動化を阻害しているという強い要請がございまして、その辺の事情を御理解いただきたいというふうに御説明されいるわけですが、じゃ一体、この強い要請があちこちからあると、こういうのは一体どういう方面的のどういう要請なのか。これはまたあっせん利得にまつわるとかなんとかということに言われて後々、大臣のことを言つてているんぢやないです。

よ、大臣のことを言つているんぢやないですよ、そんなことの方がいいんじゃないかと思いま

ううことになつては困るわけですから、どういう面からどのような要請どんどんあつたのか、そちら辺のことをむしろつまびらかにしていただけをいただきたいと思います。

○又市征治君 そうなると、不動産という安定した課税対象からの地方税は大昔の固定資産税一本の状態にはほとんど戻ってしまうわけで、私はそんなふうに思うんですね。他の税によるこの穴埋め、たゞこでやりますというのはこれはおかしな話なんですが、自治体にとっては何らメリットもない、そういう意味ではどうも大改悪だと言わざるを得ぬのではないかと、こう申し上げておかなければなりません。

協議会が是非考えてくれと。こういうことでございまして、ここは我々も苦渋の選択で、なるほど、そういう強い、強い要請、内閣の中から。それからもう一つは、党ですよね、与党。与党の税制

が、この新增設があることは民間の都市開発、そういう立地を阻害していると、是非どうにかしてくれという強い、強い要請、内閣の中から。それからもう一つは、党ですよね、与党。与党の税制

からもう一つは、局長が言うように一割ぐらいですかから税額から、局長が言うように一割ぐらいですかから、事業の方は残さないけれども、それから、事業所税も。そういうことで、それではこれじゃ新增設を、これが仮にブレークを掛けていたらどうすれば、これをやめるか、新增設が増えるんなら、結局、それは事業分でまたもらえるんですから、事業所税も。そういうことで、それではこれはやめようか、こういうことにしたわけあります。

○又市征治君 次に、先ほども出した特別土地保有税、これは事実上廃止をしてしまうわけですね。金額はマイナス三百五十億円ということですが、とも今後とも守つていただきたいというふうであります。

○又市征治君 オフィスビルは今年じゅうにも供給過剰になるんではないか。つまり、二〇〇三年問題と、こう言われるほど、今年は二百万平米建ち上がる、こう言われているわけですね。ところが、これが固定資産税に十分反映されずに、家屋の対前年度見込みは、さつき申し上げたように減収三千九百億円という大きな数字になつていい、こういうわけですね。

不況だからということで、ここ数年、法人減税だとか不動産減税ばかりやってきた結果、不況の中のビルラッシュで、しかし税収は減だという、こんな異常な光景を生み出していると思うんで、そんな意味も含めながら、大臣も余りこちら辺のところは消極的だったということをおっしゃっているんだろうと思ひますけれども、やはりこちらのところは、ちょっと一般国民から見ますと理解し難いな。是非御理解いただきたいとおっしゃるけれども、どうも理解し難いな、こういうことを率直に改めて申し上げておかなきゃならぬと、こう思います。

そこで最後に、大臣にこれはお尋ねをいたしましたが、これも先ほど出ておりますけれども、配偶者特別控除の廃止の住民税への影響について、これは今回改正だけして、平年度になると府県税で七百十億円の増収、市町村税で千八百四十億円の増収になるというふうに言われているわけですが、これも他方で、同じ住民税の中で、配当課税の減税でマイナス四百三十億円というのもここに入っている。どう考えたって、これはもう資産家には減税で勤労者には増税だと、こういう中身になつてゐるわけですね。

我々は、女性の税制上の所得、税制上であるとかあるいは所得形成上の権利の拡大、つまり夫に依存せずに自分の所得を伸ばすという側面からこういう廃止というのは歓迎してきたわけですけれども、控除の廃止、つまりこれは増税なわけですけれども、これはあくまでも勤労者としての夫婦トータルの所得全体が増えていく中ではやはり認められることなわけであって、しかし今回のはもう控除廃止だけが先行していく、こんな格好になつてゐるわけですね。実態として、勤労者の所得、とりわけ女性に多い非常勤やパートの賃金、労働条件は切り下げる続けているわけで、他方で中高年男性を中心リストラや解雇や賃下げ、こんなことが進んでいます。五年連続で勤労世帯の収入が減だと。これ総務省の統計じゃないですか、厚労省ですか。こういう格好になつて、多

少妻の稼ぎが増えても焼け石に水というのがこれに、初めに大衆課税ありきであつて、ますます消費を冷え込ませていく実に愚策ではないか、時期をやっぱり誤っているんではないかと、こんなふうに思うので、ここのところ、賢明な、いろんな実力大臣という名高い片山大臣、どんなふうに思つて、しっかりとは非ここのところは頑張つてほしい、こんな思いも含めて大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(片山虎之助君) この配偶者特別控除は二重の控除なんですね、もうよく御承知だと思いますが、私は、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、専業主婦のおられる世帯の優遇なんですよ。これはこの制度を作るときも大変議論があつたんですね。そこで、今、共稼ぎの方が専業よりずっと多くなつておりますし、この控除があるから女性の社会進出を阻んでいるという意見があるんですね、むしろ、これはブレークを掛けていると。先進国にも余り、先進国と言つたらいけませんが、よそにいる方の意見が違つてゐるわけですね。

そこで、今、共稼ぎの方が専業よりずっと多くなつておりますし、この控除があるから女性の社会進出を阻んでいるという意見があるんですね、むしろ、これはブレークを掛けていると。先進国にも余り、先進国と言つたらいけませんが、よそにいる方の意見が違つてゐるわけですね。

我々は、女性の税制上の所得、税制上であるとかあるいは所得形成上の権利の拡大、つまり夫に依存せずに自分の所得を伸ばすという側面からこういう廃止というのは歓迎してきたわけですけれども、控除の廃止、つまりこれは増税なわけですけれども、これはあくまでも勤労者としての夫婦トータルの所得全体が増えていく中ではやはり認められることなわけであって、しかし今回のはもう控除廃止だけが先行していく、こんな格好になつてゐるわけですね。実態として、勤労者の所得、とりわけ女性に多い非常勤やパートの賃金、労働条件は切り下げる続けているわけで、他方で中高年男性を中心リストラや解雇や賃下げ、こんなことが進んでいます。五年連続で勤労世帯の収入が減だと。これ総務省の統計じゃないですか、厚労省ですか。こういう格好になつて、多

ね、御承知のように。しかし、これは与党の中がまとまらないで、そこまでやるのかと、こういうふうに思つておりまして、そういう意味では、今回も、しかし今日はこれは認めざるを得ないと。控除全体をもっと見直して分かりやすいつまりは我々としても、大変影響あります、地方財政に影響あります。そういうことの中でもう少し幅広に全体の所得税や住民税については議論していこうと、こう思つておりますし、委員の言われる御心配もよく分かるんです。そういうことを含めて、十分これから検討してまいりたいと思っております。

○又市征治君 大変頑張つていただいているんですが、私は、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、今のこうした経済情勢の中で、そして勤労世帯收入がやっぱり五年も連続でどんどん下がり続けてる、こういうときの、今、大臣がおっしゃった制度上の問題としてはそういうことはあり得ると思うし、我々も、これはさつき申し上げた女性の社会進出、こういうことやら所得形成の権利拡大という点ではそういうことは賛成だと、こう言つてはいるわけです。

問題は、この政策をいつ選択をするかということの時期の問題として、ますます景気を冷え込ませる、そういうやっぱり一つの要因にもなりはせぬかと、こういう点で愚策ではないかと、こう申し上げている、こういうことでありまして、是非、今日ずっとやつてまいりましたが、地方の税源、財源をしつかり確保するという点で、大臣、それこそ当面一対一に持っていく、こういう問題なども含めながら、こうした地方の税源を確保していく。さつきからも申し上げてまいりましたように、どうもそういう資産家にどんどん減税をされ片一方で勤労者の方は増税になつていくなどと、いう格好のものは、もう少しストーナーで今の経済事情と併せてやっぱりやるべきじゃないかと。

それは女性の中で積極的にそういうことも主張される方がいいというのが多いんですね。数字的には、そういう点で、そういう意味で今回はこれが見直そうと、こうなつたわけでありまして、是非とも、そういう点で、そうした地方の税財特定扶養控除の方も実は議論があつたんですよ

源確保のために一層御奮闘いただきたい、このことを申し上げて、時間が参りましたので終わりたいと思います。

○委員長(山崎力君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、渡辺秀央君が委員を辞任され、その補欠として広野ただし君が選任されました。

○委員長(山崎力君) 引き続き質疑を行います。

○椎名一保君 お許しをいただきまして質問をさせていただきます。

質問の最後になりましたので、盛りだくさんになりましたので、盛りだくさんになります。

○椎名一保君 引き続き質疑を行います。

○委員長(山崎力君) 引き続き質疑を行います。

本日、渡辺秀央君が委員を辞任され、その補欠として広野ただし君が選任されました。

用意をしておったんですけども、各党の先生方がら大変奥行きの深い、幅広い御質疑がされましたので、私自身も大変勉強させていただきましたので、三点ほどに絞り込んで質問させていただきたいと思います。法人事業税の外形標準課税の導入と土地流通課税の軽減、これはやめます。金融・証券関係と、そして最後に配偶者特別控除関係を質問させていただきます。

つい五ヵ月前まで地方議会に十五年おりまして、特にこの外形標準課税につきましては千葉県は実は先駆的な県でございまして、たしか大分古い話でございますけれども試みて、それがなかなかうまくいかなかつたということもございまして、十五年間県議会をやらせていただきまして、代々、税制の関係者からは、とにかくこの外形標準課税を導入をしてくれと、もらいたいと、そういうことをもうずっとと言つてまいりました。事業量に見合つた課税権があるんだから、これを実行してもらえないかということであったわけですが、さつきからも申し上げてまいりましたように、どうもそういう資産家にどんどん減税をされ

う責務を負っている中で、この税を導入してもらいたいという意見が多かったわけでございまして、その辺りのことはひとつまた御理解をしていただきたいと思うわけでございます。

とにかく、私も当選させていただきまして、これが実現がかなったわけでございまして、千葉県においては大変大きな顔をしておるわけでございまますけれども、そんなことはともかくとして、とにかく豊かさを実感できる地域社会を実現するという目的を持って地方分権が言われ、いろいろスケジュールが立てられてきておったわけでございまますけれども、地方にいたときは、本当にこれは国でやる気で議論されているのかなという思いがございました。いや、本気ではないんじゃないのか、建前だけ作ってボーズでやっているんではいかというような思いがあつたわけでございますけれども、特にここへ参りまして、十七年の合併特例法ほかはもう、とにかくやるべきことはやるんだと、そこまで行けばいろいろ御意見があつたような合併のメリット、デメリットというのが明確になってくると思うんです、決して善意で考えてごねえというようなことではなくて。ですから、そういうことを基にまたその先のことはきちんととしたことをしていただきたいと、こう思うわけでござりますけれども。

よく財政的な面から効率論で合併論が言われるんですけど、私が感じておったことはそれだけではないんですね。特に情報公開制度が施行されましてからは、地域住民が自分たちなどでどうの形で参加ができるかという、住民監査請求とか住民投票まで各地区で起きているようなことでございまして、とにかく一刻も早く分権を推進しなければ地方行政がもたないというところにまで私は来ているような気がするんです。

また、いろいろ御質問の中、御意見がありまして、地方の書写真を描くべきだ、提示すべきだというお話をありましたけれども、私は、発想としては違うんです。これはあくまでも、地域が自分たちで、その目的というのは豊かさを実

感できる地域社会の実現なんですから、その地域に住む人たちがどのように自分たちで豊かさを実感できる地域社会を作るかというのは、書写真は自分で作らなければならぬんです。そのためにかく、私も当選させていただきまして、千葉県的な論理だと思います。それは遠い道のりかもう一點は、地方行政委員会等でいろいろ御意見ありましたけれども、道州制、連邦制、いろんな見方もありますけれども、とにかく目的はそういうことであると、これが志でございますので、そのことを見失ってはいけないと思います。

もう一点は、地方行政委員会等でいろいろ御意見が交わされておるようでございますけれども、今、地方、市町村の合併論議をやっているところに、やっぱりそういうことは議論としてはしんどいなよろしくございますけれども、建設的な意見が交わされておるようございますけれども、それが志でございますので、そのことを見失ってはいけないと思います。

だから、これをはっておくと、ぱらぱらぱらぱら全国都道府県で外形標準課税化が進行するんですよ。そうなると、やっぱり税というのは余りばらばらだと困るんですね。法定外普通税や目的税率としてひとつ出発できたと、これは今申し上げたようなこと、その一里塚であると、というのも、今、前面に出すべきことではないかなという思いをいたしております。

とにかく、この外形標準課税が地方の自主権、課税権としてひとつ出発できたと、これは今申し上げたようなこと、その一里塚であると、といふことでもよろしいと思う、しなければいけないと思いますけれども、決してそれは今、前面に出すべきことではないんではないかなという思いをいたしております。

○國務大臣(片山虎之助君) ありがとうございます。確かに、やつぱりそういうことは議論としてはしんどいなよろしくございますけれども、基礎的税制が都道府県でばらばらだということは、どうかなという感じを持つておりまますけれども、決してそれは今、前面に出すべきことはないんではないかなという思いをいたしました。

○國務大臣(片山虎之助君) ありがとうございます。確かに、やつぱりそういうことは議論としてはしんどいなよろしくございますけれども、基礎的税制が都道府県でばらばらだということは、どうかなという感じを持つておりまますけれども、決してそれは今、前面に出すべきことはないんではないかなという思いをいたしました。

だから、この外形標準課税の実施状況、十六年度ですからね。来年度やりませんけれども、十六年度からの状況を見ながら今後どうするか、こういうことをまいりたいと。これをやらないから、例えば東京都は銀行税をやり、神奈川県は繰越しに税を掛けることをやり合させておりますけれどもね。

だから、これをはっておくと、ぱらぱらぱらぱら全国都道府県で外形標準課税化が進行するんですよ。そうなると、やっぱり税というのは余りばらばらだと困るんですね。法定外普通税や目的税率としてひとつ出発できたと、これは今申し上げたようなこと、その一里塚であると、といふことは大変有り難いと、こういうふうに思っておりまますし、合併についての書写真も、制度の将来の見通しをという、松岡委員がそういうお考えの青写真だと思いますが、個々の自治体、市町村の青写真は自分で作るべきなんですね。だから、法定協議会では、それを作つてもらうために法定協議会で議論していくべく、こういうことにしておりますので、今後とも大いに、我々としても今日の委員会の御議論を踏まえていろいろ検討してまいりたいと思っております。

○椎名一保君 義務教育の補助金の廃止も私は賛成でございます。とにかく、義務教育は教育指導要領にのとつて、これはナショナルミニマムではないんですけども、基本的なものはあるわけございまして、とにかく一刻も早く分権を推進しながら、私は、地域の関係者の、特にこれは都道府県税でございますので、都道府県関係者の悲願でございまして、政府税調査会におきましても、簡素で分かりやすい税制を構築すべきであると、また、利子、配当、株式譲渡益、この三つに対する課税につきまして、金融商品間の中立性を確保する、それとともに、できる限り一本化する、そういう方向を目指すべきだということを指摘をされたところでございまます。また、個人投資家の間からは、証券税制が複

度ですかね。来年度やりませんけれども、十六年度からの状況を見ながら今後どうするか、こういうことをまいりたいと。これをやらないから、例えば東京都は銀行税をやり、神奈川県は繰越しに税を掛けることをやり合せておりますけれどもね。

だから、この外形標準課税の実施状況、十六年度ですからね。来年度やりませんけれども、十六年度からの状況を見ながら今後どうするか、こういうことをまいりたいと。これをやらないから、例えば東京都は銀行税をやり、神奈川県は繰越しに税を掛けることをやり合せておりますけれどもね。

次に、金融証券関係ですけれども、今回の金融・証券税制の改正のポイントは簡素化と負担軽減だと考えております。

具体的には、簡素化という観点からは、配当割及び株式等譲渡所得割を導入することで、源泉徴収という、納税者にとっては非常に簡便な方法で納税できる仕組みをしたということ。負担の軽減という観点からは、今後五年間については特に条件を付けることなく、上場株式の譲渡益についても、国税と併せて税率を一〇%の軽減税率を適用することができます。

簡単に言えば、源泉徴収制度の拡充は、納稅者意識の向上という観点からは問題視するという見方もございますが、株式市場への個人の参加を促すには預貯金並みの簡便な納税の仕組みという見方もあります。また、負担軽減のためには必要不可欠だと考えます。また、負担軽減につきましては、所得の公平性という観点から問題という声などいろいろあると思いますが、このような厳しい市場環境の中、リスクを取ろうとする投資家に報いるのは当然のことであろうと思いまます。

総務省として、今回の金融・証券税制の改正をどのように評価するのか、また証券市場の活性化に与える影響をどのようにお考えになつておられるのか、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(板倉敏和君) 金融・証券税制についての御質問でございます。

金融・証券税制につきましては、今いろいろ御指摘ございましたとおりでございまして、政府税制調査会におきましても、簡素で分かりやすい税制を構築すべきであると、また、利子、配当、株式譲渡益、この三つに対する課税につきまして、金融商品間の中立性を確保する、それとともに、できる限り一本化する、そういう方向を目指すべきだということを指摘をされたところでございまます。また、個人投資家の間からは、証券税制が複

難で分かりにくいというような不満が寄せられておりました。

今回の改正におきましては、これらの課題を解決いたしまして、貯蓄から投資へという現在の政策課題に対応して、個人投資家の積極的な市場参加を促す、そういう観点から、上場株式の配当、譲渡益等につきまして源泉徴収だけで納税が完了をする、そういう仕組みを導入いたしました。特に地方税では、いわゆる源泉徴収の仕組みを導入するため課税方式を抜本的に見直しをいたしまして、道府県民税の配当割というものと株式譲渡益所得割と、こういう、済みません、株式等譲渡所得割というものを創設をいたしたところでございます。

また、今後五年間は、お話しございましたおりに、国税、本来一五%、国税一五%，地方税五%，合わせて二〇%でございますけれども、今後五年間につきましては地方税については三%，国税は七%，合わせて一〇%に軽減をするということとしたところでございます。

今回の改正によりまして、個人投資家が安心して株式市場に参加できる環境の整備が図られる、その結果、個人投資家の市場への参加が促され、厚みのある株式市場の形成に資することがであります。このことは、どうもいかないかといふふうに期待をいたしております。

○椎名一保君 最後の質問になりますけれども、今回の配偶者特別控除の見直しは、増収というその面ばかりが強調されておりますけれども、男女共同参画社会の実現といった視点からの改正であったということも理解されるところでございます。

これまで、男女共同参画会議影響調査専門調査会が税制調査会長あてに、「あるべき税制の構築における問題が解消されず、就業への非中立性が残存するなど依然として問題は解決されません。したがって、男女共同参画社会の形成の観点

から、配偶者特別控除だけでなく、配偶者控除も廃止されるべきと考えます。」という意見も出ています。

○副大臣(若松謙雄君) まず、配偶者特別控除、これ何度も議論がございましたが、主に專業主婦世帯を中心とした負担の軽減と、こういったことで創設されました。現在ですと共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るといった事実がございまして、結果としてこの制度創設時と全く状況は変化していると、こういう認識にございます。

かち合うと、こういったところから特に今年諸控除の見直しが大変重要な課題となされたわけでありまして、結果として今回の見直しの際の視点の一つとして、経済社会の中で行われる個人の自由な選択に介入しないような中立的な税制にすることという指摘がございまして、これを踏まえて、特に先ほど大臣も御説明ありましたが、専業主婦世帯を中心にいわゆる配偶者に対する控除を二重に認める結果となると、まずこれを今回廃止

したものであります。専業主婦世帯を中心としたこの個人所得税については広く公平に負担を分担していると、こういう認識にございます。

○椎名一保君 どうもありがとうございました。これから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

○委員長(山崎力君) 他に御発言もないようです。

○宮本岳志君 私は、日本共産党を代表して、地方税法等の一部を改正する法律案に対して反対の討論を行います。

反対理由の第一は、改正案が個人住民税の配偶者特別控除上乗せ分を廃止するなど庶民増税であるからです。

り、経済危機に一層の拍車を掛けるものとなつてゐるからです。

配偶者特別控除の廃止における影響人數は先ほどの政府答弁でも一千三百七十七万人。負担増額は国税、地方税合わせると年間六万円になることも明らかになりました。この不況の中で庶民増税を行えば、国民生活を一層痛め付け、消費を抑制し、一層景気を冷え込ませることは明白ではあります。しかし、その減収が地方自治体に押し付けられ、地方財政の危機を一層深刻にすることは間違いない。

反対理由の第二は、法人事業税への外形標準課税の導入です。

そもそも法人事業税は都道府県財政の基幹を成すものであり、こうした基幹部分に応能負担という課税の基本から外れた制度を導入することは断じて認められません。しかも、外形標準課税の導入によってこれまでの税負担のなかった赤字企業にまで税負担が押し付けられ、中小企業の経営と日本経済に重大な打撃を与えることになるからであります。導入企業規模を資本金一億円以上に限ったと言いますが、中小企業基本法では資本金三億円以下を中小企業としており、一部の中型企业が大企業と並ぶ扱いを受けることとなるのは明瞭です。

しかもその一方で、資本金一千億円以上の企業には資本割課税を段階的に圧縮し、何と資本金一兆円を超える大企業については一律頭打ちといふ、実に巨大企業や大銀行優遇の仕組みであることが我が党の質疑で明らかになりました。

反対理由の第三は、大企業優遇による地方税の大額減収を地方自治体に押し付けるものだからであります。

現在、勤労者の住宅取得による不動産取得税は既に非課税措置が取られています。特別土地保有税の課税対象は、東京二十三区と政令指定都市で五千平米以上、都市計画区域を有する市町村では一千五百平米以上、その他の市町村では一万平米以上に限定されています。事業所税は中小零細事業者の負担に配慮し、中小企業、ベンチャー企業のほとんどは課税対象外となっています。

今回の都市再生促進の名による不動産取得税の大額な軽減、特別土地保有税の凍結、新增設に係る事業所税の廃止は、大企業や一部の大資産家に対する減税措置以外の何物でもなく、特別土地保有税の凍結に至っては、これまでの政府の説明に照らしても支離滅裂であることも明らかになります。しかも、その減収が地方自治体に押し付けられ、地方財政の危機を一層深刻にすることは間違いない。

以上、反対理由を申し述べました。

最後に、日本共産党は、税制の民主的改革を目指すとともに、引き続き住民本位の地方自治の拡充に全力を尽くすことを申し添えて、反対討論といたします。

○又市征治君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、地方税法等の一部を改正する法律案について反対の討論を行います。

自治体の自主財源の基幹を成す地方税収は、対前年度比六・一%マイナスの三十二兆一千七百二十五億円に落ち込むなど、構造改革と称する小泉内閣の縮小均衡化政策によって深刻な状況となっています。

このようないな税収減によつてもたらされた財政危機とその根源にある経済危機の下で、住民に密着し、身近な仕事を担う自治体のセーフティーネットは新たな張り替えを求められているにもかかわらず、逆に編み目を大きくしているばかりか、破れ目を拡大している実情にあります。

これに対し、小泉内閣は、自治体からセーフティーネットを張り替えようとする意思ではなく、逆に編み目を大きくしているばかりか、破れ目を拡大している実情にあります。

これに対し、小泉内閣は、自治体からセーフティーネットを張り替えようとする意思ではなく、逆に今回の国、地方を通じる税制改正にも見られることは明瞭です。

以下、反対の主な理由を申し述べます。

その一つは、税財源の地方分権が高速道路整備の関係での自動車重量譲与税等の一部の見直しに疲弊する一途をたどることは明らかです。

地方財政の危機を解決し、分権社会を実現するには、国、地方を通じた税財政の構造 자체を転換させることが必要であるにもかかわらず、三位一体改革の芽出しの方向性はわずか五百億円にも満たないもので終わつた点で、税財源の分権化の展望が極めて不安定なものであることが露呈しています。

第二は、法人事業税の外形標準課税への転換問題です。

社民党は、従来から外形標準課税への転換を主張してきたところです。しかし、この間、常に先送りをしてきたのは政府でありました。

しかも、今回の外形標準課税化は、名前は外形標準課税とはいものの、資本割の設定や給与の取扱い、資本金一千億円を超える部分の段階的な圧縮を始め、課税対象、課税方法等その中身は大きな問題をはらんだものとなっており、外形標準課税というには極めて疑問があるものと指摘せざるを得ません。

第三は、都市再生、土地の流動化の名の下に、不動産取得税の軽減や特別土地保有税の課税停止、事業所税の新・増設分の廃止などが行われることです。

特に事業所税は、都市部における諸問題を解決し、都市機能を再生するためのインフラ整備・改善に充てる目的税であるにもかかわらず、土地の流動化を進めるため新・増設分を廃止することには大きな政策的な矛盾があると考えます。

そのほか、固定資産税の評価替えに伴う負担調整措置の在り方、配偶者特別控除の廃止、都道府県民税の配当割、株式等譲渡所得割の創設などについても多くの問題を含んでいることを指摘しておきたいと思います。

最後に、地方財政の危機を解決するには、国、地方を通じた税財政の構造 자체を転換させることが必要であり、地方の税源保障を中心とした根本的な見直しは避けて通れないことを改めて訴え、私の反対討論を終わります。

○委員長(山崎力君) 他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

地方税法等の一部を改正する法律案に賛成の方

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎力君) 多数と認めます。よって、

本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、伊藤基隆君から発言を求められており

ますので、これを許します。伊藤基隆君。

○伊藤基隆君 私は、ただいま可決されました地

方税法等の一部を改正する法律案に対し、自由民

主党・保守新党・民主党・新緑風会・公明党・国

会改革連絡会(自由党・無所属の会)及び社会民主

主党・護憲連合の各会派共同提案による附帯決議

案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続

く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方税は地方団体の重要な自立財源である

ことにかんがみ、地方分権改革の進展に対応し、地方団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模

と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、税源移譲を含め国

と地方の税源配分の在り方を抜本的に見直し、地方財源の拡充強化を図ること。

二、法人事業税について、外形標準課税導入の趣旨にかんがみ、現在収入金額を課税標準としている業種に関しては、個々の地方団体に与える影響等を考慮しつつ、今後その課税の在り方の見直しに向けて、検討を行うこと。

三、固定資産税は、我が国の資産課税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税であることを踏まえ、その安定的確保と課税の現状等を踏まえ、歳出全

の公平の観点から、負担水準の均衡化・適正化を一層推進すること。

四、税制の簡素化、税負担の公平化を図るために、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山崎力君) ただいま伊藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

ただいまの決議に対し、片山総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じています。

○委員長(山崎力君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎力君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(山崎力君) 次に、行政制度、公務員制度、地方行政、選舉、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題といたします。

平成十五年度地方財政計画について、政府から説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) 平成十五年度の地方財政計画につきましては、ただいま総務大臣から御説明いたしましたとおりであります。なお若干の点につきまして補足して御説明いたします。

○副大臣(若松謙雄君) 平成十五年度の地方財政計画につきましては、ただいま総務大臣から御説明いたしましたとおりであります。若松総務副大臣。

○副大臣(若松謙雄君) 平成十五年度の地方財政計画につきましては、ただいま総務大臣から御説明いたしましたとおりであります。なお若干の点につきまして補足して御説明いたします。

○副大臣(若松謙雄君) 地方財政計画の規模は、八十六兆一千七百七億円、前年度に比べ一兆三千五百五十九億円、一・五%の減となっております。

○副大臣(若松謙雄君) 以上が平成十五年度の地方財政計画の概要であります。

○副大臣(若松謙雄君) 次に、補足説明を聴取いたします。若松総務副大臣。

○副大臣(若松謙雄君) 平成十五年度の地方財政計画につきましては、ただいま総務大臣から御説明いたしましたとおりであります。なお若干の点につきまして補足して御説明いたします。

○副大臣(若松謙雄君) 地方財政計画の規模は、八十六兆一千七百七億円、前年度に比べ一兆三千五百五十九億円、一・五%の減となっております。

○副大臣(若松謙雄君) また、地方譲与税の收入見込額は、総額六千九百三十九億円で、前年度に対し七百億円、一・

般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の計画的な抑制に努める一方、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子高齢化対策などを面の重要政策課題に適切に対処し、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本としております。

また、通常収支における地方財源不足見込額については、平成十三年度における制度改正を踏まえ、交付税特別会計における借入金を廃止し、国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については一般会計からの加算により、地方負担

については、特例地方債の発行により補てんする

ことにより、地方財政の運営上支障が生じないよう措置するとともに、減税等に伴う影響額についても、所要の財源を確保する措置を講ずることとしております。

以上の方針の下に、平成十五年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十六兆二千七百七億円、前年度に比べ一兆三千五百五十九億円、一・五%の減となっております。

以上が平成十五年度の地方財政計画の概要であります。

以上の方針の下に、平成十五年度の地方財政計画につきましては、ただいま総務大臣から御説明いたしましたとおりであります。若松総務副大臣。

○副大臣(若松謙雄君) 平成十五年度の地方財政計画につきましては、ただいま総務大臣から御説明いたしましたとおりであります。なお若干の点につきまして補足して御説明いたします。

○副大臣(若松謙雄君) 地方財政計画の規模は、八十六兆一千七百七億円、前年度に比べ一兆三千五百五十九億円、一・五%の減となっております。

○副大臣(若松謙雄君) また、地方譲与税の收入見込額は、総額六千九百三十九億円で、前年度に対し七百億円、一・

二%の増加となつております。

次に、地方特例交付金につきましては、一兆六十二億円で、前年度に対し一千二千六十八億円、一・四%の増加となつております。

地方交付税につきましては、平成十五年度の所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額の合計額一兆二千六百五十一億円から精算額六千五百九十九億円を減額した額十兆六千百四十一億円に平成十四年度以前の地方財政対策に基づき地方交付税法の定めるところにより平成十五年度に一般会計から加算することとされた額等二千三百六十九億円、通常収支の補てんに係る国負担分の臨時財政対策加算額五兆五千四百十六億円、交付税特別会計における借入金一兆九千五百十五億円を加算する等の措置を講ずることにより、十八兆六百九十三億円を計上いたしました結果、前年度に対し一兆四千七百五十六億円、七・五%の減少となつております。

國庫支出金は、総額一二兆二千六百億円で、前年度に対し四千六百十三億円、三・六%の減少となつております。次に地方債につきましては、普通会計分の地方債発行予定額は臨時財政対策債五兆八千六百九十六億円を含む十五兆七百十八億円で、前年度に対し二兆四千二百二十五億円、一九・二%の増加となつております。

また、使用料及び手数料並びに雑収入につきましては、最近における実績等を勘案した額を計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。  
まず、給与関係経費についてであります、職員数につきまして、國家公務員の定数削減の方針に準じて定員の計画的削減を行うこと等により、全体で一万三百六十八人の減員を見込んでおり、その総額は二十三兆四千三百八十三億円で、前年度に対し二千六百十五億円、一・一%の減少となつております。

次に、一般行政経費につきましては、総額一兆二百六十三億円、前年度に対し一千百九十五

億円、一・一%の増加となつております。

次に、地方特例交付金につきましては、九兆八千四百四億円で、前年度に対し一千五百六十八億円、一四億円で、前年度に対し一千五百六十八億円、一・七%の増加となつております。

地方財政計画の補足説明を行つております。また、國庫補助負担金を伴わなものにつきましては、既定の行政経費の縮減を図る一方、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築、地球環境問題への対応、少子高齢化対策等の分野に係る施策に財源の重点的配分を行つこととしており、その額は一兆千八百四十九億円で、前年度に対し三百七十三億円、〇・三%の減少となつております。

公債費は、総額十三兆兆七千六百七十三億円で、前年度に対し三千三百五十九億円、二・五%の増加となつております。

維持修繕費は、総額一兆六十八億円で、前年度に対し五十六億円、〇・六%の減少となつております。

ます。

投資的経費は、総額二十三兆二千八百六十八億円で、前年度に対し一兆三千百十七億円、五・三%の減少となつております。このうち、直轄・補助事業につきましては、八兆四千六十八億円で、前年度に対し四千四百十七億円、五%の減少となつております。

地方単独事業につきましては、中期的に事業規模の計画的抑制を図ることとし、国の公共投資関係費の取扱い等も勘案しつつ、前年度に比し五・五%を減額することとする一方で、地域活性化事業、合併特別事業及び防災対策事業などにより、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的、効率的に推進することとし、十四兆八千八百億円を計上しております。

まつておきます。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成十五年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額に法定加算額、臨時財政対策のための特例加算額、交付税特別会計借入金及び同特別会計における剩余金を加算した額から、同特別会計借入金償還額及び利子支払額を控除した額十八兆六百九十三億円とすることとしております。

また、平成十五年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するとともに、基準財政収入額の算定方法について、道府県の基準税率を百分の五引き下げるほか、平成十五年度において行われた国の補助金及び負担金の見直しに伴い地方特

最後に、地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費においては、税収入の状況等を勘案して所要額を計上しております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(山崎力君) 以上で説明の聽取は終わりました。

○委員長(山崎力君) 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。片山総務大臣。

○委員長(山崎力君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

政府から趣旨説明を聴取いたします。片山総務大臣。

例交付金の拡充を図ることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同ありがとうございました。

○委員長(山崎力君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

○委員長(山崎力君) 午後七時二分散会



平成十五年四月一日印刷

平成十五年四月三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局